熊本県文化財調査報告　第二集

藤崎台

熊本県教育委員会

熊本県文化財調査報告　第二集

藤崎台

熊本県教育委員会

序

文化財はわが民族がながい時代にわたつて育くんできた貴重な遺産であり、郷土の歴史を知るために重要な役割をはたすばかりでなく、また将来の日本文化を発展させる大きな基礎をなすものであります。

熊本県には、幸いにしてこの尊い文化財が数多く遺されており、現に国家指定七十五件、また県指定二十八件の多きに及んでいますが、われわれはこの文化財を正しく理解し、その保存と活用に努力し、郷土発展の資料として次代に引き継がねばなりません。

この意味において、当教育委員会は、先に「熊本県文化財調査報告」第一集を刊行し、広く文化財に対する理解と認識をふかめえましたが、ここに引きつづき第二集「藤崎台」を世におくることになりました。これは昨年の国体開催に際して、古い藤崎宮の遺跡である藤崎台が、県営野球場建設のために原状を変えることになつたので、急速に遺跡及び関係資料を調査した結果であります。

報告書の刊行にあたつて、国体事務局・藤崎八幡宮をはじめ、熊本県文化財専門委員後藤祐太郎・坂本経堯・松本雅明・杉本尚雄・乙益重隆の諸氏に、ひじような御協力をいただいたことに対し、厚く御礼申し上げます。

昭和三十六年三月

熊本県教育委員会

熊本県文化財調査報告　第二集

藤崎台

目次

序
第一章　前文……一
第二章　藤崎台……三
一　藤崎台の沿革……三
二　藤崎宮址……一二
三　埋納経石……二三
四　熊本城と藤崎台……三〇
五　藤崎台出土遺物……四一
第三章　藤崎八幡宮資料……五八
一　藤崎八幡宮文書……五八
二　藤崎八幡宮の美術工芸……一〇七
三　藤崎八幡宮石造美術……一二三

図版

1 藤崎宮址
2 南の井戸
3 北の井戸
4 明暦前後の藤崎台
5 宝暦十年迄の藤崎台
6 藤崎台東南隅の石塁南側石積み状態
7 同上　稜角と東側石積み状態
8 藤崎社領家下文
9 橘政能注進状
10 木造僧形八幡神坐像
11 木像女神坐像
12 木像僧形八幡神坐像（部分）
13 木像女神坐像（部分）
14 後奈良天皇御筆木造扁額

第一章　前　文

藤崎台は京町台地の南端が銀杏の葉状に広がつたいわゆる茶臼山の西端部で一区の高台となつている。

朱雀天皇の承平三年（九二三）に藤崎八幡宮が鎮座して以来肥後国司造営の社となり、正平十二年（一三五七）の肥後守藤原武光の造営文書によれば本殿、摂社、末社、神宮寺など二十余の建物があり、社人、社僧の居館を加えると壮大な規模をもつた神社であつた。

茶臼山に熊本城が築かれると、その西出丸の突端となり、北半は武家屋敷に、藤崎宮は南半は占め、東南崖には石塁を、西南隅には桝型石垣が築かれて、藤崎宮は尊厳を加えた。

創設以来応安（一三六八～一三七三）まで炎上、風災十度に及び、その後も災害があつたがそのつど造営されて、国守の崇敬あつく、放生会などの盛な祭典がもよほされた。

明治十年（一八七七）の西南役には激戦地となり、藤崎宮は大破の災をこうむつて、やがて現在の井川淵に遷座した。あと地は第六師団の軍用地となつて工兵隊営舎が建つた。工兵隊が渡鹿に移転したあとは演習地となり、東の一区に招魂社が造営され、やがて護国神社が鎮祭された。昭和の太平洋戦役になつて陸軍病院敷地となり、戦後は熊本大学医学部附属病院病棟となつて現在にいたつた。

藤崎宮社木として聖域の崇厳をそえた巨樟七株は大正十三年十二月（一九二四）天然記念物「藤崎台の樟樹群」として国の指定をうけ、人文の幾変転を見まもりながら樹勢壮大である。

昭和三十五年十月、第十五回国民体育大会を熊本県内で開催されるに際し、県営野球場建設敷地に藤崎台が選定されたが、この工事によつて東南隅の石塁は埋没し、九百余年間にわたつた藤崎宮址は全く変貌するので、施工にさきだつて調査し、その記録を公刊して将来に顕すことに議定され、熊本県文化財専門委員坂本経堯、松本雅明、乙益重隆が調査担当者となり法の手続をとつた。

熊本城の石塁のうち埋没部分の調査は昭和三十五年十一月中に終了したが、台上の調査は病棟移転が手間どつて年をこした。熊本県

は国体開会前に野球場完成の必要上、病棟の部分移転に従つて工事に着手したところ、三月五日、ブルトーザーによる地均作業中一石一字の埋納経石が出土し、押土のあとに建築礎の列が露呈し、又西南部に掘開された排水線に遺物包含層や石垣が認められるなど重要な事態となつたので、緊急調査員会を現場で開催して爾後の調査について協議した。

藤崎台遺跡の調査については熊本城絵図や藤崎宮所蔵の藤崎台絵図と、今次の藤崎台地形実測図とを照合して調査トレンチを計画したが、現場にはコンクリートなど近代建築の遺構が縦横によこたわつていて、当初の調査計画を実施するには多くの日数を必要とし、野球場工事を益々遅らせることゝなるので、ブルトーザー作業に従つて調査を進めることにした。

藤崎宮所蔵の嘉永の藤崎宮図には計測による尺度が記入されているので、藤崎台地形図に複合することができる。この図を基準にしてブルトーザー作業を規律したので、本殿址、経蔵址、並に側溝、又台上北半の武家屋敷における遺物包含のピットを、それぞれ分離して調査することができた。

以下述べるように藤崎台上の人文は幾変遷し、土中の遺構には年代と目的の異なるものが重複して、その分離把握することは困難であつたが本殿址では南北の井戸と祭器埋納のピットを、経蔵址では元禄五年銘瓦など古文献と照応する遺構と遺物とを把握することが出来たのは成功であつた。

同年三月十五日をもつて藤崎台上のブルトーザー作業との関連調査を打ち切り、爾後は排水線壁面に於ける文化層の状態、又周辺調査を施し、出土遺物は藤崎宮に運んで整理調査にあたつた。

藤崎宮が現在地に遷座した際には、戦災をまぬかれた宝物や文書、石造物などが移転されて現存するので、これらの資料をも調査報告書に登載することは藤崎台文化を、より明確にすることとなるので、更に後藤是山、杉本尚雄委員が調査及び編集に加わつた。

天然記念物「藤崎台の樟樹群」の保護については、文化財保護委員会の指示に基づいて、充分な施設が施されて、樹勢に衰えは見られない。又埋歿した石塁の頂上部に碑を建てゝ、その位置と由縁とを刻した。

藤崎台野球場は完備した施設で同年十月十五日竣工し、周縁は公園として整備され、かくて、史跡藤崎台は雑然たる施設の汚れを祓

い清めて、壮大な樟樹群に調和したスポーツの聖地となつた。熊本市の中核となる茶臼山丘陵の東端には中世の武魂をあらわす再建天主閣を重層石塁の上に仰ぎ、西端の藤崎台には現代スポーツの華とうたわれる野球場を、世代を同じくして出現したことは、躍進する熊本のすがたであり、かつ後世に残すにたる文化財の一つであろう。

おもうに、現代都市や道路大工場などの建設にともなつて自然の地形を変貌し、再現不可能な文化財を破壊する例は極めて多い。藤崎台野球場建設も、その一例であつた。しかし熊本県当局並に工事関係者は県文化財専門委員会と緊密な連絡のもとに調査に協力し、その調査報告を公刊して将来に伝える方途を講じたことは、文化財保護上の一規範を示すものである。熊本県知事寺本広作、国体事務局長水上長吉、同次長川端　脩、現場責任技師有動正行及び工事関係者、更に藤崎台宝物、文書、石造物、藤崎台出土品の調査に協力された藤崎宮宮司岩下忠孝並に神社職員各位に深く感謝する次第である。こゝに調査の次汐を述べて前文とする。

（坂本）

第二章　藤崎台

一　藤崎台の沿革

乙益重隆

藤崎台は熊本城の西北方約五〇〇米、宮内町二番地にあり、標高二五・二七米、総面積約二一・〇〇〇平方米以上に及ぶ台地である。元来この台地は茶臼山の丘陵が西北方にのびた、支丘の尖端部に近く、かつて上熊本――辛島町間の市電が通じるまでは、段山の台地につながつていた。現在北と西・南の三方は断崖をなし、東方及び東北方は、護国神社及び、古京町を経て、熊本城二ノ丸跡につながつている。恐らくかつての藤崎台は、もつと起伏の多い復雑な地形を呈していたであろうが、永い間に変形加工され、今では広大な平坦部をなしている。

藤崎台上に、最も華やかな歴史の舞台を展開したのは、平安時代の中頃以後のことであつた。まず藤崎八幡宮の社記によると、朱雀天皇の承平五年（九三五年）関東に平将門の反乱おこり、つづいて同六年には伊予前司藤原純友が瀬戸内海に反乱をおこし、天下はまことに騒然たるものがあつた。時に天皇は深くこれを憂慮し、朝敵追討九州鎮護のために、山城国男山石清水八幡宮の分霊を、肥後国飽田郡宮前庄に勧請されたという。こうして創草されたのが藤崎八幡宮であつた。宮前庄というのは、九世紀のはじめ頃源順の編纂した倭名類聚抄によると、肥後国飽田郡内に宮前郷というところがあつた。新撰事蹟通考の著者八木田政名によると、宮前は後の宮内、すなわち今の熊本市宮内町より島崎町の一部に該当するといわれ、一に宮崎庄とも記されたらしい。いうまでもなくこの地は、藤崎台の眼下に展開する沖積平野地帯であり、圭室諦成氏によると恐らく「その時この地が庄園として寄進されたのであろう」といわれている。社記によると、藤崎という地名のおこりについては、次のような言い伝えがのべられている。すなわち八幡宮がこの地にはじめて鎮座されたさいに、勅使の手にしていた神馬の藤鞭を、三つに折つて三箇所に埋め、もし神霊の感じ給うところがあれば、必ず奇瑞があらわれるであろうと祈つた。すると藤の鞭より枝葉が生じ、花が咲きほこつた。故にこの地を藤崎とよぶようになつたといわれている。

藤崎八幡宮は、朝廷をはじめ歴代の国司、地頭、大名から庶民にいたるまで、とくに崇敬厚く、或は一国の宗廟と称し、また後には熊本大鎮守と公称されたこともあつた。社記によると、寛和二年（九八六年）肥後守となつた清原元輔は、たまたま在国中この地において、子ノ日の遊びを行なつたといわれ、次のような一首の歌を詠んでいる。

藤崎の軒の巌に生ふる松　いま幾千代の子の日過ぐさん

この歌から考えると、当時藤崎宮の社殿には、大きな岩山が軒の付近までさしかかり、その岩には松が生えていたもののようである。はたして当時の藤崎台は、いかなる景観を呈していたか知るべくもないが、かつて平安の昔、この台上において、都の貴族たちが、子ノ日の遊びに小松曳きを催したことは、いかにもみやびやかな風景を思いおこさせるものがあろう。

その後万寿年間（一〇二四年――一〇二七年）火災にあい、社殿を失なつたために、時の国司は承平の草創にならつて造営したという。つづいて康平年間（一〇五八年――一〇六三年）暴風のため、社殿を吹き破られた。この時も万寿の例にならつて修造が行なわれてる。また長承年間（一一三二年――一一三四年）にも大風のため、社壇がこわれ、保延年間になつて修築が行なわれた。更に寛喜二年八月八日（一二三〇年）には暴風がおこり、神殿傾き、各所に損害をこうむつた。この時も朝廷ではたびたび宣旨や御教書を出され、幕府からも関東下知牒が出たりして、藤崎八幡宮の修理を命じたが、当時の地頭、名主たちは先例を忘れ、なかなか事が運ばなかつた。時に四条天皇は、嘉禎三年七月廿六日（一説に十六日）ふたたび宣旨を下され、同四年六月十六日には、権中納言藤原為家を大宰府に派遣し、造営を督促された。

こうして社殿の修築が出来たものの、まもなく建長年間（一二四九年――一二五五年）には火災のため、大きな損失をこうむつた。しかしその時は寛喜の先例にならつてただちに修造が行なわれ、旧態に復したという。ついで正応年間（一二八八年――一二九二年）にも風害をこうむつたが、建長の先例にならつてまもなく修造されている。更に嘉元年間（一三〇三年――一三〇五年）またもや大風にあい、社殿がこわされた。この時も先例にならつて修理された。

ところが延慶二年（一三〇九年）三月四日には草創以来三度目の火災にあい、大損失をこうむつた。この時の火災はよほどひどかつたらしく、神体までも焼失してしまつた。このことは、ただちに朝廷に報告され、その間の事情については花園天皇宸記に詳しい。

こうして社殿営造の命が下されたものの、なかなか工事が着手されず、正和年間から元享年間にわたり、しばしば国宣下知状が下されたが、時たまたま南北朝の争乱にあい、せつかく出来上つた神体も仮殿に安置したまま四十三年を経てしまつた。加うるに正平十二

年（延文二年――一三五七年）閏七月十五日、またもや暴風おこり、その仮殿までが大破してしまつた。時の肥後守菊池武光はさつそく国中に指令して、社殿の造営を行なわせた。その時提出された「八幡藤崎宮寺可被造営注文」によると、境内における建物の規模は次のようなものであつた。

一、大宮三所御殿九間一面、同拝殿五間二面、同二階楼門一宇、同廻廊四十六間。
一、若宮社五間一面、同舞殿三間一面。
一、阿蘇殿六間一面。一、高良殿三間一面。
一、中央武内大臣一間一面。一御崎殿一間一面。一、荒人殿一間一面。一、経蔵五間二面。一、宝蔵六間四面。一竈殿五間四面。
一、二階鐘楼一宇。一、庁屋七間四面。
一、四壁築地。一、四方門　内　南北棟門　東平門　西四足門。
一、左右善神王社各一間一宇。一、鳥井三ヶ所。一、弥勒寺三間四面。一、勝城寺三間四面。一、妙楽寺三間四面。一、愛染王堂一宇。一、釈迦堂一間四面。一、御替社宿二宇各四間。

これらの建造物とその規模は、恐らく承平草創の頃以来、伝統的に踏襲されたものと考えられ、後にのべる幕末の古絵図とも共通していて興味深い。

このようにしてせつかく完成した社殿建築も、応安元年（一三六八年）四度目の火災にあい、その時には神休までも焼失してしまつた。実に正平十二年の復旧以来十一年目のことである。その時の復興も南北朝争乱の影響をうけて、なかなかはかどらず、ようやく康応元年（一三八九年）になつて造営が完成した。その間藤崎台は、天授四年（一三七八年）詫磨原の合戦にあたり、九州探題今川了俊の陣営となり、南朝方を奉ずる菊池武朝らの軍勢に備えられた。しかし戦闘は白川をへだてた詫磨原において行なわれたため、とくに被害はなかつたようである。

その後しばらくの間、藤崎八幡宮には異変もなく、社殿修築の記録もみえないが文明・長享の頃（一四六九年――一四八八年）になつて、時の肥後守菊池重朝が中心になり、全面的な修造が行なわれた。

その間菊池重朝は、文明八年五月十四日、藤崎八幡宮において、千句の連歌会を催したことは、あまりにも有名である。

その後しばらく社殿造営のこともなかつたが、永い年月に損傷をこうむり、大永二年（一五二二年）になつて、大がかりな造営が行なわれた。すなわち隈本の城主（古城）鹿子木参河守親員は、神官らと相はかり、同年四月三日に建立をはじめ、十一月十二日に上棟、同四年四月七日遷宮を終つた。そして同十月十二日拝殿が完成し、同七年二月十二日経房の造営、享禄五年十月楼門が出来上つた。実にその間十年の歳月を要し、総経費「一千一百三十五貫七百三十三文」と「白米一百四十六石五斗九升」を費している。この時の造営は後奈良天皇にきこえ、とくに綸旨が下賜された。

その頃はすでに世をあげて戦国乱世の時代に入つていただけに、藤崎八幡の社殿造営工事は、まことに意義深いものがあつた。その時の建造物は江戸時代を通じてよく保たれたが、惜しむらくは明治十年西南役にさいして、ことごとく焼けてしまつた。

これより隈本城（古城）の城主には、城氏の三代と、佐々成政を経て、加藤清正をむかえたが、歴代領主の尊崇と擁護はかわりなかつた。ことに清正は厚く藤崎八幡宮を信奉し、文禄元年二月一日、朝鮮出兵のさいにも、八幡宮に戦勝を祈り、放生会、随兵、猿楽などを行なつている。そして慶長四年朝鮮の役より凱陣した時には、新たに百石を寄進したことが社記にみえている。慶長六年（一六〇一年）八月七日、加藤清正は従来の隈本城（古城）を発展させて、背後にひかえる茶臼山を開き、新しく熊本城を構築することとなつた。その時西の大手側にあたる藤崎台は、城郭の一部にくり入れられてしまつた。そうして藤崎八幡宮は、熊本の大鎮守としてばかりでなく、城内鎮護の神としても、厚く崇敬されるようになつた。もちろん八幡宮そのものには武装の備えはなかつたが、後になると、藤崎台自体が熊本城の出丸として重要性を増し、南側の断崖に石垣や小櫓が設けられるにいたつた。その石垣は後章にのべる通り、昭和三十五年の県営野球場建設にあたつて、外野スタンドの内に埋没してしまつた。

その後寛永九年十月四日、加藤氏の後をうけて肥後の国守となつた細川氏も、藤崎八幡宮の擁護にはとくに力をそそぎ、崇敬厚いも

のがあつた。中でも初代忠利は、寛永十年正月元日、みずから藤崎八幡に詣で、社領や祭式などを従来通りにとり決めている。そうして後年社殿の修覆を行ない、以後旧例に準じて十三年ごとに営繕遷宮の儀を行なわしめることにしたので、神事も境内もいよいよ整備されていつた。

それではここで、江戸時代における藤崎台の状態についてのべることにしよう。すでにのべた藤崎台の沿革は、ほとんど藤崎八幡宮の変遷に終始した感がある。しかしこの地における、最も重要な遺跡は八幡宮をおいてはありえなかつたので、それもやむをえないであろう。しかし藤崎台上の遺跡は必ずしも八幡宮だけではなかつた。もちろん神社にともなう付属施設をはじめ、江戸時代になると多くの武家屋敷があつた。今その概況を解説的にのべると、次のようになる。

まず藤崎八幡宮の付属施設中、最も顕著なものは神護寺であつた。建物は八幡宮社殿の東側にあり、正しくは豊領山明王院神護寺という。天台宗京都方広寺妙法院の末寺であり、また肥後国中における天台宗の総司であつた。肥後国誌によると加藤清正朝鮮出征の折藤崎八幡に祈願し、藤崎七堂のうちの愛染明王堂を改めて、豊領山神護寺としたのがそのおこりである。開山は大僧都法印秀舜といい、本尊は座像の阿弥陀仏であつた。寺領は神領の中から百石をうけ、八幡宮の中では最も格式の高い寺であつた。敷地は境内表口三十一間五合、裏二十七間、入二十二間五合を有し、隣は細川藩の重臣小笠原家の屋敷に接していた。

次に弥勒寺は藤崎八幡宮の南側、一ノ鳥居に近く建つていて、すでに正平年間の注文状にもみえている。そのおこりは藤崎八幡宮草創当時、天台宗近江国比叡山正覚寺の末寺として建立されたといわれる。社領のうち七石五斗をうけ、自生山一乗院弥勒寺と称した。境内は表口四十九間、裏十六間、入は東の方二十間、西の方十間であつた。

勝成寺は宝寿院と称し、やはり弥勒寺と同様に正覚寺の末寺であつた。高五石七斗五升をうけ、本尊は虚空蔵菩薩であつた。表口十四間五寸、裏六間五合、入りは東の方が十四間五合、西の方は二十間で、その位置は弥勒寺の東隣りに建てられていた。

また妙楽寺は久保井山東光院と称し、やはり八幡宮創草以来の寺であつた。弥勒寺や勝成寺と同様に正覚寺の末寺で、高五石七斗五升をうけ、藤崎七堂の第一にかぞえられたという。本尊薬師如来は行基の作と伝えられ、その位置は今の電車通りから北に入りだら

だら坂を登つた西側の、一段ひくい崖上にあつた。江戸時代の古絵図にはすべて薬師堂と記され、寺名はあげられていない。その面積は表口十九間、裏三間五合、入りは北の方廿三間、南は廿五間であつた。

以上の四箇寺は、代々藤崎八幡の社僧として、その運命を共にして来たが、明治元年神体混淆の禁止令が出て、経蔵や地蔵堂とともに廃絶してしまつた。

経蔵はすでに正平の注文状にもみえているが、肥後国誌によると元禄二年（一六八九年）二月の建立であつた。その位置は鳥居を入つた中央参道の北側にあり、昭和三十五年県営野球場建設工事にあたつて、ほぼその地点と思われるあたりから「一字一石」の埋納経石が出土した。このことについては後章に詳述した通りである。

次に藤崎八幡宮の境内にあつた、神社についてのべると、まず最も大きな社は六所宮であつた。この社は春日・加茂・松尾・稲荷・祇園・貴船の六柱の神を合祀したものである。そのおこりは正保元年（一六四四年）二月、もと豊前国中津にあつた六所大明神を、細川光尚の氏神として勧請したものである。社殿の位置は、八幡宮の南側、社人の居宅の間にはさまれていた。そのために藩主から特別な援助があり、社司にも別途給与があてがわれていた。

その他にも境内には、八幡宮の草創以来建ちならんでいた、多くの摂末社があつた。すでに慶応四年の絵図にみえるものだけでも摂社の武内社をはじめ、末社の御崎社・荒人社・天神社など、多くの社をあげることができる。これらの社は現在、井川淵町の藤崎八幡宮に遷され、月並の祭りが行なわれている。

また境内には連歌堂とよばれる大きな建物があつた。そのおこりについては明らかでないが、かつて文明八年五月十四日、菊池重朝の千句連歌の会なども行なわれたことから、室町時代になつて併設されたものと推定される。明和七年、この連歌堂につづいて富講場が出来、藤崎宮永代修覆のために、盛大な興行が行なわれるようになつた。その建物をたてる時、大木の根本に大石があり、これを取り除いたところが土中に石をたたみ、その中に小さな銅筒二箇が埋められていたという。銘文は消えてわからなかつたが、一つには天文の字と、三河守とも読める文字が残つていたので、恐らく鹿子末三河守親員（寂心）が埋めたのであろうということになり、ふたた

びもとの如く埋めて置いたという。恐らく今から考えると、経筒の埋納されたものと思うが、どうしたことか、今回の発掘には検出されなかつた。

次に社人の居宅についてのべると、これもまた八幡宮の周辺にまとまつていた。すなわち県立図書館に所蔵する明暦前後の二ノ丸絵図によると、一ノ鳥居の北側に三軒、八幡宮の南側、弥勤寺・勝成寺のならびに七軒、更に藤崎台より西にのびた段山の南側に五軒がならんでいた。このような配置は若干の異同はあつても、江戸時代を通じて変るところがなく、わずかに宝暦の頃になると、神護寺の北側に二軒の社人居宅がふえているにすぎない。（図版4・5参照）

尚明暦の古絵図によると、八幡宮の正面鳥居の右脇には、巨大な樹木がえがかれている。この樹は今日天然記念物に指定されている、樟群の一連をなしていたもので、太さ数囲り、高さ四十五間もあつたといわれる。肥後国年歴によると正徳元年（一七一一年）八月十五日、この日はたまたま祭礼の当日であつた。昼の七ツ時頃神事が終り、御神体が社内に入られた頃突然火炎がおこり、樟の大樹は焼けてしまつた。火炎の原因については何も記録にみえないが、或は老樹の根元に空洞があり、何かの理由で枯れた部分に火が燃え移つたのかもしれない。その後も焼け残つた樟樹は、永いこと鳥居の脇に残がいをさらしていたが、宝歴十年頃の絵図には、まだ切株だけでも存したらしく、とくにその姿がえがかれている。

以上のほかに藤崎の台上には、八幡宮をめぐつて、多くの武家屋敷と城郭施設が密集していた。そればかりでなく、この台上では、藤崎八幡宮自体が熊本城の冰一線にあつて、信仰的にも軍事的にも護りとなつていたことがうかがわれる。

こうして明治維新をむかえるや、先にものべたように神仏混淆禁止命が発せられ、藤崎八幡宮内にあつた四箇寺と、仏教関係の施設はすべて廃止されてしまつた。明治九年十月二十四日の夜、突　如として全国民をおどろかせた神風連の変も、事の発端は藤崎八幡宮において行なわれた。この夜大田黒伴雄を中心とする二百余名の人びとは、藤崎八幡宮の神前に戦勝を祈り、「一統心得」と「檄文」を読み上げ、やがて歴史上にも残る大事件をひきおこしたのである。

時あだかも明治九年は、藤崎八幡宮の式年修覆の年にあたり、社殿その他にかなりの損傷があつた。神社では造営工事を時の県令に

出願し、翌十年より着工すべく準備をととのえていたところ、不幸にして西南役が勃発した。

薩摩軍の熊本城総攻撃は、明治十年二月二十二日よりはじまつた。中でも大手側にあたる藤崎台・法華坂・古城方面の戦闘ははげしく、攻守両軍の死傷者はおびただしいものがあつた。この時参謀長樺山資紀中佐は藤崎台上において負傷し、また十三連隊長与倉知実中佐は、藤崎宮西方下段の丘で弾にたおれている。このような事実から考えても、藤崎台がいかに大きな攻撃目標になつたかがうかがわれよう。ついで第二回目の総攻撃は、翌二十三日の未明よりはじまつた。この日の戦闘は前日にも増して激しいものがあり、城中にも砲弾が落下する始末であつた。弾丸雨飛の中に全身をさらした藤崎八幡宮が多大の損害をこうむつたことはいうまでもない。こうして熊本城攻防戦は、段山台地と藤崎台方面に集中し、いわゆる段山の争奪戦がくりかえされたのである。度重なる戦闘に藤崎台は焼土と化し、わずかに老樟群だけが残つた。この時藤崎八幡宮の神官たちは、御神体を奉じて戦火をさけながら、各地をめぐり、一時は今の大江町渡鹿の天神社に滞留されたこともあつたが、戦火がおさまつて井川淵町の現在地に鎮座されることとなつた。

戦火に荒廃した藤崎台は、まもなく鎮台御用地として買上げられることになり、ここに藤崎八幡宮は、今の宮内町に下津御旅所として二反九畝二十九歩を残し、全面的に撤収してしまつた。（新町氏子の共有地となる。）明治、大正、昭和にかけての藤崎台は、もつぱら陸軍の施設によつて占められた。明治から大正の初頭にかけては陸軍監獄が置かれ、また工兵隊作業場や、射的場も設けられた。大正以後昭和にかけては、招魂社や競馬場などに利用されたが、大東亜戦争中は陸軍病院の仮病棟が建てられ、多くの傷病兵を収容した。戦後は病棟を熊本医科大学付属病院に引つぎ、一部の建物は引揚者住宅に利用されていたが、昭和三十五年十月、第十五回国民体育大会にさいして、県営野球場が新設されることになり、全面的に撤収された。

こうして県営藤崎台野球場の工事は、昭和三十五年二月より着手され、同年十月にいたつて落成式をあげたのである。このように藤崎台は、古くからの歴史的遺構が堆積しているところだけに、野球場の建設工事にさいしても多くの遺跡遺物が出土した。その調査成果については、次項にのべることにしよう。

二藤崎宮址

坂本経堯

承平勧請の頭初の規模は明らかでないが、正平十二年（一三五七）の造営注文状並に肥後守藤原武光の受書によれば次の建物があつた。

一、大宮三所御殿　九間一面
同　拝殿　五間二面
同　二階楼門　一宇
同　廻廊　四十六間
一、若宮社　五間一面
同　舞殿　三間一面
一、阿蘇殿　六間一面
一、高良殿　三間一面
一、中央武内大臣　一間一面
一、御崎殿　一間一面
一、経蔵　五間二面
一、宝蔵　六間四面

一、竈　殿　五間四面
一、二階鐘楼　一　宇
一、庁　舎　七間四面
一、四方門内南北　棟　門
　　東　平　門
　　西　四足門
一、左右善神王社　各一間一宇
一、鳥　居　三ヶ所
一、弥勒寺　三間四面
一、勝城寺　三間四面
一、妙楽寺　三間四面
一、愛染王堂　一　宇
一、釈迦堂　一間四面
一、御鷲社宿二宇　各四間

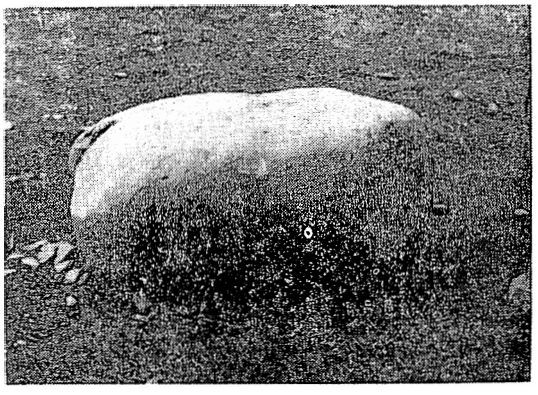

第1図　本殿址出土の礎石

右のように二十四の建物があつて四方築地でかこまれていたという。この多数な建物のうち、その一部が藤崎台の南側の段落ちの部位にあつたとしても、建物が、それぞれ環境をとゝのえた敷地をもつている場合には、江戸期の古絵図面にみるように藤崎台の南半の地域におさまるものではない。おそらくは、藤崎台全域にわたつていたことゝ考えられる。

享禄年間の造営に際して「造営社寺悉く復旧」とあるので、災害後の造営は故実に則してなされているので室町までの藤崎宮は台上一円に荘重を保つていたと考えられる。

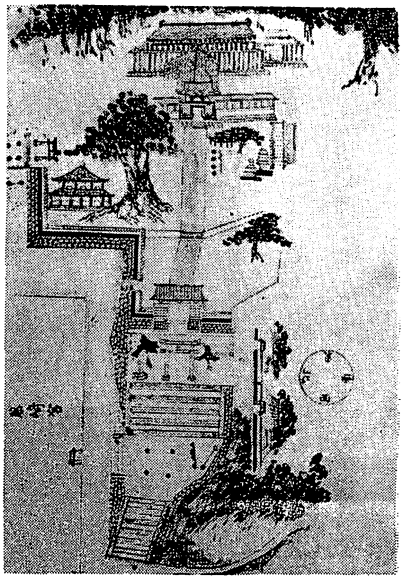

第２図　江戸時代の藤崎宮―旧藩主御成所（熊本市史より転載）

しかし江戸期の熊本城古図や藤崎宮古図によれば藤崎台の北半は武家屋敷となつて藤崎宮は台上南半に限られ、建物も十余棟に減少している。こ のような社地の縮少は熊本城築城に因由するものではあるまいか。

今次の調査の場合に注意されたことは、このような藤崎宮の規模の他に、度々の災害と造営とがなされたことである。藤崎宮記録によると、後一条天皇の万寿年間（一〇三四――一〇二七）の炎上をはじめとして享禄年間までに炎上四度、風破六度が記録されている。こうした炎害と復旧の工事とは、その遺構を複雑にしていることが予想されることであつた。

前文に述べたように藤崎宮所蔵の嘉永実測図を地形図に複合すると、本殿その他の構築物の位置を現場に想定することが出来る。こうしてブルトーザ作業を規律して遺構と遺物とを調査した。しかし、藤崎宮移転のあとには性格のことなつた工兵営舎や病院などの敷地となつたために一帯の 攪乱は甚だしく、ことに 病院の場合は土中深く掘つたコンクリート遺構が数多くして、曾つての藤崎宮遺構が、その状態を保つているものは、ほとんど出現しなかつた。藤崎宮は九百余年の長期間にわたつていて、祭典については「竈殿」が物語るように、炊さん調理された供物が献供されたので、献供用には土師器のみでなく、その時の陶器や磁器が用いられ、それらの破損品は浄地に穴を掘つて埋納するという古例がとられていたのであつた。本殿址の周辺、ことに背後の小高い森と想定される場所に、赤土層に達した十余の穴（ピット）があつて、述べるような土師や陶磁器のわれものが包含していた。経蔵址では一字一石の埋納経石や、「元禄五年」のスタンプを押した文字瓦が出て経蔵再建の文献を立証し、台地西南端部位に掘開された排水線の土層は藤崎台文化の層序をあらわすなど往年の藤崎宮の荘厳の一部を顧ることが出来たのは幸であつた。

一、本殿址

藤崎台の西にあたる参道から、高い石段二ヶ所を登つて石鳥居をくゞる。更に数段の石段を登つて敷石参道のある本殿域に入る。敷石参道の中途にも三段の石段があつて正面の二階楼門も石段の上にあつて、拝殿、本殿がつゞいている。本殿周囲に摂社、末社などがあり、後は丘となつて木々が茂つている。楼門以東の地区を本殿址として調べた。

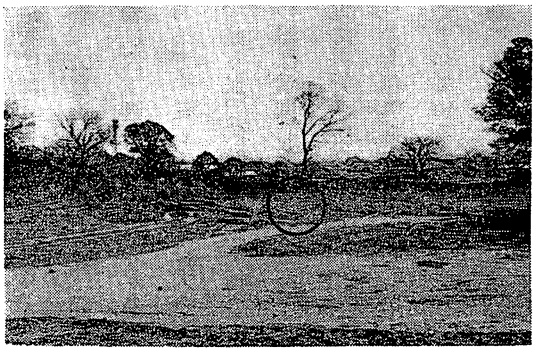

第3図　本殿址

藤崎宮古図によれば、本殿は一六間二尺の五間四尺一寸で西を正面とし、北側に荒人社、天満宮、地蔵堂が東西に並び、本殿との間に十間ばかりの空地がある。背後の森の北側に御輿殿、御崎殿が東西に並び、その南に庚申堂があり。南側には武内社、弥怡堂、藤非垣社などが位置するが井戸は記入されていない。

この本殿地域はもとの敷石参道のあたりに出現した「長い礎列」より約六〇糎ほど高い。南と北に井戸があり、この北の井戸の周囲に七つ、南の井戸の周りに二つのピットがあるが大体に本殿址の南北にあたる。

北の井戸よりみれば南の井戸は東南一〇度、二九米の距離に位置する。この間は約十六間あり本殿の基壇がはまる広さである。

ピットに包含した土師、瓦器、陶磁器に「調理神饌」の相を想い。井戸を埋めた諸々の廃材に社殿災害のすさまじさを、まのあたりにみる感が湧いた。

1、本殿址の礎石

本殿址出土であるがブルトーザによつて移動しており、又本来の据りの状態は失われていた。このあたりはコンクリートの敷地であつて、移動しなかつたとしても本来の礎の状態を保つていたかどうか疑わしいが、大体に本殿址中央部に位置したものである。安山岩

の自然石で径一・五米×一・〇米の楕円形で厚さ約〇・五米、上面は平らで礎に適当である。藤崎宮遷座のあと地が軍用地となつて社地が変貌されたとき、この礎石が本殿の中心礎である故をもつて畏敬され、土中に埋納されたものではあるまいか。

この大石は藤崎宮に運び、経蔵址出土の一石一字の経石移転埋納碑の台石として保存することにした。

2、南の井戸

本殿址の南側に位置し、はじめは赤土層の黒い落込として出現した。井戸の底まで調べたら、重要資料を見出すことがありうるのであろうが、この部位が野球場工事のうち急がれる位置であるために残念乍ら深さ一・五米にとゞめた。

赤土層を掘り、上二段を、内側を弧状に加工した灰石でまいた円い井戸で、径九七糎、上縁にシックイ巻の井戸枠をはめたものである。

包含遺物には瓦、玉砂利が多く、鉄釘、土師坏、陶磁器などがある。磁器には藍染付の竜首酒器、八弁の皿、六角高台の皿、赤藍深付の湯呑、丸窓透しの花縁の鉢、二重底の中皿、大皿などがあり、陶器には黒釉の神酒瓶、片口の深鉢、乳釉の深鉢、摺鉢などがある。瓦器には支脚あるヘッツイがある。瓦には裏に席文ある筒瓦や平瓦の一類瓦と筒瓦と平瓦とがつながつている二類瓦が少くない。火災にあつて赤変している。軒丸と軒平とがつながつた二類瓦が江戸後期にすでに発生していたことは記録に値しよう。

酒器、飾り皿、飾鉢など献供用の陶磁が多いが調理神饌が行われたことは、すでに正平の頃に竈殿があつたことから窺われるので、これらの器は献供品であつたと考えられる。

3、北の井戸　挿図

本殿址の北側に群をつくつたピットのうちに径六米の大きなものがある。玉砂利、瓦片、土師、陶磁、加工鉄片、加工石材、木炭末などがつまつている。発掘がすすむと中央に井戸があらわれた。深いところまで灰石で巻いた円い井戸で内径は一・二～一、〇三米、底まで調べることが出来なかつた。井戸の上位約二米が失われて大穴となり、藤崎宮の廃材、廃品や半焼けの木片、木炭末などが多量に埋められたものである。

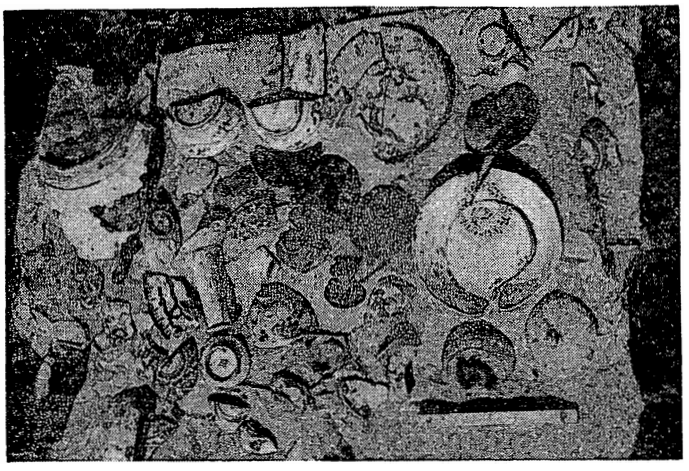

第4図　本殿址北の井戸出土　陶磁器・鉄釘など

板石やシックイは社殿床敷にふさわしく、鉄板の飾金具、釘をともなつた鉄環は社殿扉に用いて適当である。鉄釘は角の鍛造品である。瓦には珠文、尻長巴文や九耀文の軒丸、筒瓦、平瓦が多いが、南井戸同様に筒と平とをつないだ二類瓦がまじつている。土師坏には燈明の煤がついたものがあり、陶の台付燈具がある。瓦器の炊器（ヘッツイ）もある。磁器には飾り皿、飾り鉢、大鉢、美しい藍染付の盤、神酒瓶、花立などがおびただしい。

ことに蛤の大形貝、高麗青磁の飾鉢、小代焼の花弁口縁の大鉢、注口ある土瓶などが注目される。

本殿に近いところに寵殿所属の器材片がおびたゞしく埋められていることは殿舎の配置を示すものではあるまいか。

4、本殿址周辺のピット

本殿址南北の井戸をめぐつて二群となつている。

南Ⅰ号　井戸の北北東約五米に位置し、浅いおちこみで、九耀文軒丸片があつた。

南Ⅱ号　井戸の西約五米、南北に長い隅丸矩形で一、〇米の八〇糎、深さ約四〇糎、珠文尻長左巴文の軒丸、九耀文の軒丸、筒瓦、平瓦で二類瓦をまじえない。

多量（約五〇枚）な土師坏片の一括、蛤貝殻、白磁の飾皿、同鉢「太明年製」の銘ある白磁の盤などがある。比較的に古いピットである。

北Ⅰ号　北井戸の西北約一三米に、ほゞ南北にⅡ号と並んでいる。距離三米、約一米径の円で、深さ二五糎、径四〇糎に復原される

瓦器の深鉢と支脚、ウツツ川焼の飾皿、唐津・二川焼の壺、陶の盌や壺、はりつけ花文ある大鉢などに交つて二類瓦がある。

北Ⅱ号　Ⅰ号とほゞ同じである。

北Ⅲ号　北井戸の南六米、東西に長い楕円一、〇米の八〇糎、深さ三〇糎、陶磁片が多い。特に飾皿、同鉢が多く、盌、同蓋がある。小さな神酒瓶や蛤貝が注目される。陶の鉢、壺がみられる。瓦器には菊花押型文をめぐらした大鉢、ヘツツイがある。瓦には一類の九耀文軒丸や軒平、又、左巴文に漆手唐草をあしらつた軒平瓦がある。

第5図　本殿址北側ピット　出土遺物

北Ⅳ号　北井戸の南約八米、円いピットで土師器がおびただしく埋納されている。

北Ⅴ号　北井戸の南約一〇米、南北に長い隅丸短形で一、〇米の八〇糎、深さ三〇糎、白磁の皿には六弁や十六弁の飾皿が多く大小の盌がある。特に大形の蛤貝と交趾産とみられる青磁六弁の小鉢が注目される。

北Ⅵ号　Ⅴ号の南一、五米で、南北に長い矩形で八〇糎の六〇糎、深さ約三〇糎、白磁の神酒徳利、皿、盌があり、陶では大ガメ、深鉢、摺鉢などがある。

北Ⅶ号　Ⅴ号の北二米の円形で径約七〇糎、深さ二〇糎、土師坏数個体片と木炭末がつまつている。

北Ⅷ号　Ⅵ号の東々北五米に小さなピットがあり土師坏片小々包含していた。

南のⅡ号　北のⅥ・Ⅶ・Ⅷ号には土師坏が多く、比較的に古い頃の埋納の穴とみられるが、江戸後末期のものが多い。埋納品には神酒瓶や燈明皿、蛤貝など献供用であるが、飾皿や鉢、盌、カメ、壺など一般什器にも使われる陶磁器も竈殿で調理して献供する場合の容器で、総じて祭器であろう。これらの祭器埋納の風習は古来のものである。

二　東北部のピット群

北井戸の東北一七度、三三米を離れて、四つのピット群がある。南・北の井戸の間を本殿址とすれば、東北三八度、三四米の位置である。藤崎台の南半を占める藤崎宮址よりみれば、ほゞ東北隅で、本殿背後の森の北端の部位である。

四つのピットは1・2号がほゞ東西に並んで距離約三米、3・4号は北に八米はなれて東西に並び、距離六・五米で規律の正しいものではない。

第6図　人物の位置が東北部のピット群

○本殿址　後は護国神社

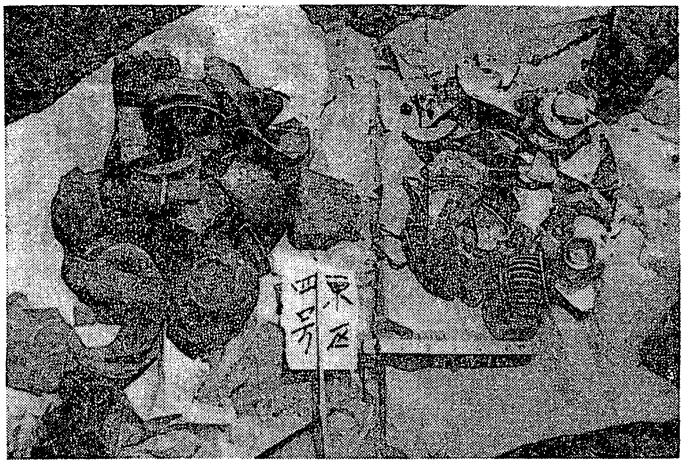

第7図　4号出土

1号は隅丸矩形で南北一・七米の東西一・四米、深さ四八糎、角型鉄釘、青白磁の盌、同蓋、白磁の大皿、陶のカメ、同粉鉢の破片に木炭末が小々混じつている。ヒビ釉に赤染付の盌と小形の壺と燈明皿とした土師坏数枚が注意をひく。

調理した神饌の器の埋納で、江戸後末期のものが多い。

2号は東西に長い隅丸矩形で一・一米の一・〇米、深さ二二糎、包含物は相似たもので、神酒瓶、花形縁の皿（京焼）がある。

3号は丸い穴で径一・二米、深さ四〇糎、土師坏の燈明皿、白磁藍染の浅鉢、唐津焼の土瓶、高田焼の盌には桐と菊の象嵌がある。青磁盌の小片は釉厚くして明緑色を呈し、李朝の盌は口径、一〇糎で乳釉がかつて気品がある。左巴のB類軒瓦が混する。

4号は東西に長い隅丸矩形で一・二米の一・〇米、白磁の神酒瓶、盌、皿、陶の摺鉢、同カメ、瓦器の炊器がある。

この一群のピットは本殿背後の森の北側に埋納された祭器で、江戸後期のものが多い。中にも舶較の青磁片が注目される。

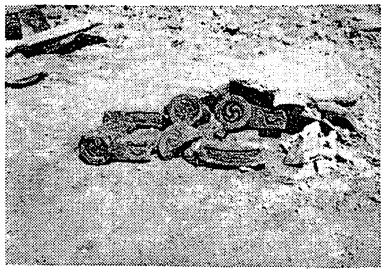

第8図　東北区の瓦

第9図　○本殿址。×経蔵址と測溝（西方より）

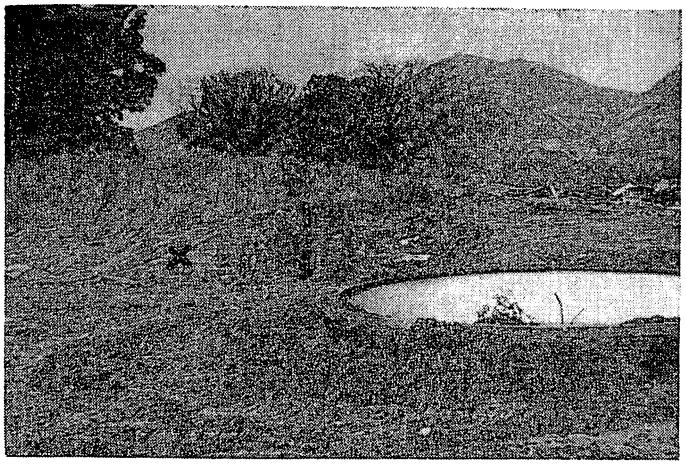

第10図　×経蔵址と測溝　遠景は金峯山

藤崎台中央に東西にわたる側溝のほゞ中央の南側にして、一石一字の経石出土地との間に東西七・五米、南北七・〇米、ゆがんだ四角形を呈する大きな黒土の落込みがあらわれた。北の井戸の真西三二米の位置である。四点に調査ピットを設けてみると床は東から西

藤崎八幡宮社地図面（慶応四年）

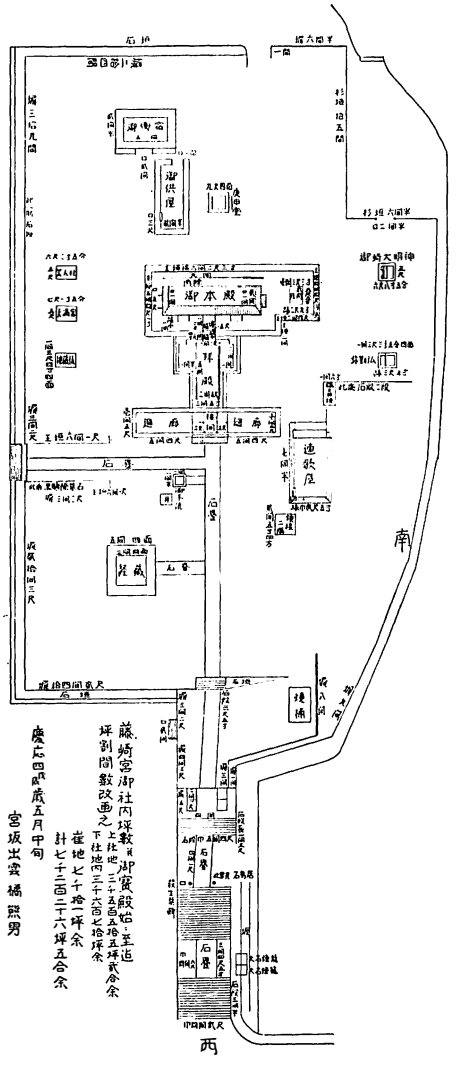

第 11 図

（注） 原図には朱書をもつて各建造物・施設間の距離を示しているが、本図では省略した。

にむけて深くなつて約一・〇米に達する。陶磁片もあるが少く、瓦片がおびたゞしく埋まつている。A式の九曜文軒丸瓦や、唐文文軒平瓦、筒瓦、平瓦で「元禄五申ノ　土山　〇〇」の銘文スタンプ瓦がみられる。

この位置は古図と照合すれば明らかに、経蔵址にあたつている。藤崎文書には「元禄二年建立」とあつて年次が相違するのは瓦葺に改造した故ではあるまいか。旧藩主御成所図に描かれた経蔵は宝形造の二階建で六間四面のようである。この経蔵は藤崎宮遷座にともなつていない。明治初年の排仏にあつて移転したか或は破却されたかそ　の行方を知らない。経蔵址よりそ　の再建年代に、ほゞ照応する文字瓦を発見したことは幸であつた。

四　側　溝

藤崎台のほゞ中央に東西に五四米以上にわたる直線の溝がある。藤崎宮古図に照合すれば、本殿北側から西端の崖に通するもので、境域の北限であり且つ排水の溝であろう。

南北の両側に角石一石を並べたもので三方張りではない。上端ほゞ平である。巾五〇糎、深さ三四糎、この溝のつくられた年代を示す記録を知らないので側壁の裏を掘開して、根固めの詰土に混入した文化遺物を調べたところ、瓦片と陶片とを見出した。陶片二片は褐色釉の上に乱釉をかけた小代焼で明治に降るものではない。この溝がつくられたのは、この陶器使用の年代よりさかのぼらないものではあるが、明治以後のものが見当らぬので江戸後期のものとして記録にとゞめる。

この溝の両端は後記の野球場排水線にあらわれた排水溝につながるもののようである。

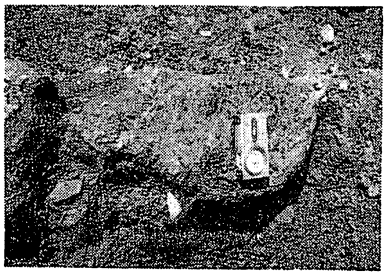

第 12 図
側溝裏詰土に包含
された陶・瓦片

三藤崎台出土の埋納経石

乙益重隆

ここにのべる「一字一石経」の埋納遺構が発見されたのは、昭和三十五年三月四日のことであつた。その地点は現藤崎台県営野球場の、中央部からやや西に寄つたあたりに相当し、地表下約四〇糎の赤土内に出土した。たまたま当日の県営野球場工事は急を要し、三台のブルトーザーは手いつぱいに活躍していた時であつた。すでに気ずいた時は、ブルトーザーの進行した最初の一押しによつて、容器の口縁部に近い約四分の一ばかりと、これにおさまつていた経石は運び去られてしまつていた。その行方をさがし、土山の中をかきわけてみたが、すでに押し寄せられた土は転倒し、これを検出することはできなかつた。しかし容器と経石の大部分を確保し、こまかに調べることができたのは、何よりも幸いなことであつた。それではまず、埋納経石の出土状態から説明することにしよう。

すでにのべたように埋納経の遺構を発見した地点は、ブルトーザーによつてけずられた後であるため、はたしてもとの地表面はどれだけの深さであつたか知るべくもない。しかし最寄の地点に、戦時中掘つたらしい、コンクリートの防火用水池があり、もとの地表面をそのまま存していたので、一応の手がかりにすることができた。それによると表土は、熊本市内に最も多い、阿蘇火山の噴出によるヨナが、深さ約三〇糎ばかりおおつていた。更にその下は黄褐色を呈した、一見ローム状の土が深く堆積しており、藤崎台全体の地山をなしている。それも厳密にいうと、表土に近い部分は割合に乾燥し、赤味を帯びた土であるのに対して、深くなるにしたがつて淡黄色に近く、粘着性を増す傾向があつた。「一字一石経」をおさめた甕は、この黄褐色を呈した地山を掘りこみ、ほぼ水平に埋められていた。

容器に使用された甕は、いわゆる瓦器と称するもので、ネズミ色を呈した陶質の土器であつた。表面は光沢をおびていたが、とくに釉を塗つた痕跡は認められなかつた。すでに全体の約四分の一を失つているので、旧態を知ることができないが、残りの部分から判断

して、恐らく口縁部が直立し、直径の割合に姿勢のひくい、鉢状を呈するのであろう。現存直径八六糎、現存高さ六九糎、底部の直径四一糎を有し、容積の割合に厚みは一・四糎平均という、薄手のものであつた。

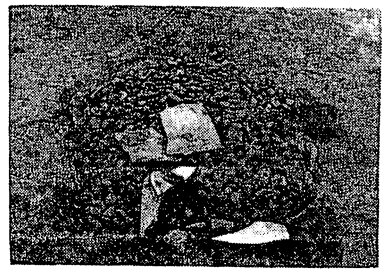

第13図　経石出土状態

この甕は、経石埋納の容器に使用される以前から亀裂を生じていたらしく、内部の底面には、厚さ約一〇糎の黄白色を呈した粘土をつめて、床をこしらえていた。さらに胴部から底部にかけて、撚物線状を存した亀裂面があり、その上には巾約一三糎、厚さ約二・三糎の黄白色粘土帯をはりつけ、補強修理を行なつていた。故に強いて想像をめぐらせば、この甕は何ものかに使用されていたのを、転用したのではないかという疑も存するのである。そうして発掘を終えた時には、永年にわたる土圧と、経石の重量が加わつていたために、多くの亀裂を生じ、バラバラにこわれてしまつた。

容器の埋設されていた土拡は、巾四寸（一二糎）ぐらいの刃を有する、スキまたはクワ様の道具をもつて掘られたらしく、地山の壁面には、いたるところに生々しい削り面が残つていた。作業の順序をいうと、まず直径一・四〇米ぐらいの面積をしかるべき深さに掘り下げ、次に直径約一米ぐらいの範囲を甕の形に沿つて掘り下げ、更に底部のあたりは、甕の底が空隙を生じないように、規格に合わせて掘られていた。そうして空隙には黒褐色を呈した腐蝕土がつめられており、しかもその土はしまりのないものであつた。

甕の中におさめられた経石はすべて粒のそろつた、直径およそ五糎ぐらいの磨けた礫石が使用され、石質は砂岩、安山岩、粘板岩などがめだつて多かつた。その数は出土当時の計上によると、一万二千三百九十六個からなり、すでに失われたものを加えると、恐らく二万個以上に上るであろう。一個一個の礫石には、墨書をもつて、文字通り一字一石が記されているが、文をなさない。書体はたんね

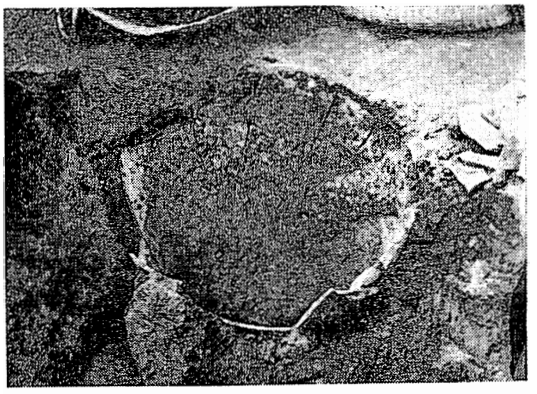

第14図　埋納経石をおさめた甕

んな楷書で、墨の色は一般に薄れている。恐らく経文の字を書いたにはちがいないが、その種類は不明というほかない。これらの経石は甕の中にぎっしりつめられていて、他に夾雑物と思われるものはなかった。

それではこのような埋納経石は、何故埋められたのであろうか。まずわが国における埋納経の事例からのべなければならない。

そもそも平安時代の終り頃になると、わが国の仏教界には末法思想という、きわめて悲観的な考え方が横溢した。すなわち末法思想というのは、釈迦が入滅してのち、或る一定の年代を経ると、仏教は衰滅するという考え方である。すでにこうした悲観的な予言は、唐[1]の懐感の「釈浄土論群疑論」に引用した大悲経にみえていて「正法千年、像法千年を経て末法万年に入る」と説かれている。末法の年代については数説あつて、正法五百年、像法千年、末法万年ともいい、一概に決まらないが、問題は釈迦入滅の年月日の決め方であろう。天台宗では一般に釈迦入滅の年を、周の穆玉の五三年壬申となし、正法、像法二千年を経て、末法の世が近ずきつつあると説いた。これによると後朱雀天皇の永承七年、すなわち西暦一〇五二年は末法の第一年に入るのである。ただでさえ陰陽道を信じ物の怪やたたりの信仰におびえていた平安時代の人びとが、悲痛な気持で末法の世をむかえたことはいうまでもない。ことに当時の貴族たちの間には、たとえ「釈迦[2]の御法うせなんときにも此経はましまして」（上東門院如法経銅篋願文）とあるように、仏教が滅んでも仏典さえ残しておけば、いつかは再び仏教が栄えるだろうと考えた。そのために経文を地中に埋納する風習がおこり、やがてこうした考え方は、経文を後世に残した功績によつて、現世安穏、平等利益、極楽往生を乞い願うようになつた。故にわが国における埋納経のほとんどのものが、平安時代の後期以降に行なわれたことはいうまでもない。

埋納経のうちで最も多いのは紙本経で、多くの場合金銅などの容器におさめて埋められた。その他瓦に刻んだ瓦経や、銅板経、滑石

経、柿経（木簡に経文を書いたもの）などがあり、その種類と目的はさまざまである。やがて後世になると、末法思想という消極的な考え方をすてて、祈願することだけに重点がおかれ、一字一石経のごとき、特異な埋納経が行なわれるにいたつた。[3]後藤守一氏によると、現在知られているうちで最も古い例は、豊後国上井田村にある「暦応二年銘」（一三三九年）のもので、経碑に「浄土三部経一石一字」とみえているという。室町時代の終り頃から江戸時代になると、全国的に盛んに行なわれ、中には貝殻経という、一字一石経の変異様式もあらわれるにいたつた。

[4]熊本県内における一字一石経の埋納遺跡中、最も年代の古い例は、熊本市健軍町一〇七〇番地、光永カキ氏所有地から発見されている。この地はもと藪であつたが、昭和三十四年二月上旬より、畑にするために大がかりな開墾が行なわれた。たまたま二月八日の午前十時頃、ブルトーザーの通過したあとに、おびただしい礫石を発見したという。連絡をうけた筆者は早速現地にかけつけ、とりあえず緊急調査を行なつた。すでに一部の礫石はブルトーザーによつて運び去られていたが、幸い残りの礫石と、その上に建てられていた板碑を確保しえたことは幸いであつた。健軍の一字一石経は、全体に藤崎台の例に比べると粒が大きく、文字のごときも、必ずしも一石に一字だけでなく、二―三字づつ書かれたものもあつた。そして漢字だけでなく、種字をあらわしたものがかなりみられ、中には燈油らしきものが染みたものもあつた。もちろん経文の種類はわからなかつたが、時間をかけて判読すると、或る程度の判定はついたであろう。経石の埋納にあたつては、恐らく木箱のようなものにおさめて埋めたらしく、周囲から漆塗りの木片を採取した。ことに経石群の上には、高さ約六〇糎ぐらいの板碑が建つていたといわれ、取り片ずけられたものを拓影にとつた結果、次のような碑文を判読することができた。

奉□造□立念仏六百万遍之所　妙椿
善阿弥禅定門逆修善根　弘治四年戊
妙仏　午七月吉日　施主敬白

弘治四年（一五五八年）は二月二十八日に改元になつていて、すでに碑文の日付は永禄元年に相当する。

このほかにも県内では、一字一石経の埋納遺構について、少なからぬ例をきくが、具体的に発掘調査を行ない、正式に発表された例

をきかない。故にそれらの埋納年代についても一概に云えないが、多くのものが、室町後期から江戸前期に属するものに限られている。

それでは藤崎台出土の一字一石経は、いつ頃、いかなる目的のもとに埋納されたのであろうか。藤崎宮に保存されている、慶応年間に作成された図絵によると、経石の出土した地点は、旧藤崎宮の中央参道の北側に建つていた、経蔵の付近に該当する。ちなみにこの絵図はこまかに間数をはかつて実測したもので、図も方眼の中に描かれ、きわめて正確なものである。故に、ここにのべた埋納経石は、経蔵の建物と何らかの関係を有するものと考えられる。[5]肥後国誌によると、この建物は元祿二年（一六八九年）二月の建立であつた。しかもその傍に石碑があり、碑面には次のような長文の銘が彫られていたという。（図版第11図）

[6]蓋聞大覚世尊以聖賢天人修行住処付嘱星宿天竜薬刃大鬼神等分布守護故凡神宇仏刹之所栄創幽明之際必有尸之者矣豈曰偶爾之建立哉是以肥後州飽田郡熊本邑藤崎八幡宮当　皇帝朱雀院承平三年歳旅癸巳因内臣平将門叛逆蠱毒生霊　上即詔禱斯神而真誅之使其八紘寧謐万生謳歌愈知神功難測不可思議遂於九州　勅建八幡宮五座惟此藤崎預其一也嗣後有大導師秀俊法印従本州川尻邨往観神壊幽邃殆非塵埃信為聖僧道者之所窟宅翕然楽成宝坊于其地顔曰神護寺時獲群賢畢至緇素皈敬宏開天台円宗法席唯識法相三観止観用導聖凡誠不亜智顗灌頂慈恩賢首之高僧焉至於民禳水旱疾病靡不霊応是所謂地依神霊神藉仏光而致于今鐘鼓不絶祭祀猶古常見神楽与法斉盛国祚同仏祚倶緜矣　長文故以下略

銘曰

蓬瀛之際　有肥後州　無辺光景　三島十洲　飽田是郡　隈本迺陬　藤崎霊境　飛閣涌楼　宮名八幡　朱雀院修　八幡為何
惟体居憂　冥護国祚　殄滅好謀　神功叵測　勇猛無儔　勅建神宇　万古徽猷　嗣後秀俊　円宗之流　派衍伝教　邦証叡岳
紹隆三宝　創寺神区　寺名神護　祭祀春秋　便茲神力　俾国鴻麻　現住憲応　即僧都頭　精厳戒律　聞於冕旒　渉猟墳典
充棟汗牛　重定政甫　相与綢繆　楽善長者　徳比公侯　須達再生　名不虚留　済彼胥溺　般若為舟　斉資思有　講蔵為酬
更開阿耨　放生優遊　沢及蠢動　含霊獲浮　以故僧都　与仏同眸　善観法界　願傍同侔　令成正覚　闇室燈油　円満弘願
海室添籌　白竜宝蔵　善恵偕遊　殑伽沙数　劫尽不休　旹元祿歳次屠維大荒落仲春朔日

宋宝謨閣脊斉先生十九世孫林道栄頓首拝撰（肥後国誌より）

以上の銘文は一部省略されているために、全体の内容を知ることができないが、いずれにしても藤崎八幡宮の沿革と神威をのべ、併せて仏法の功徳をのべたものであつた。そして経蔵は、白竜宝蔵とよばれたらしく、石碑はその建立を記念してたてられたものであつた。これだけ長文にわたる石碑であれば、かなり大きなものであつたろうが、どこに運び去られたか現存しない。恐らく明治元年（一八六八年）の神仏分離令によつて、取り除かれたものと考えられる。たとえ取り除かれなかつたとしても、その後おこつた廃仏毀釈運動は、神社内における仏教関係のものを、また寺院にあつては神社関係のものを、徹底的に破かいしたものであつた。従つてこうした神社内の経蔵や、その由緒をのべた石碑など、残ろうはずがなかつたのである。

それではここにのべる一字一石の埋納経は、経蔵の地下に埋められたのであろうか。それとも、経蔵建立の目的を記した、石碑の下に埋められたのであろうか。そのさい、いずれとも考えられよう。すなわちこうした経蔵を建てるにさいしては、鎮壇の意味で、また祈願の意味から、経石を埋納したかもしれない疑がある。更に考えられることは、先のべた慶応年間の藤崎宮図絵を現地にあてはめてみると、埋納経石の出土地点は、経蔵のあつた位置よりもわずかばかりそれていることがわかる。それも強いて推測すれば、経蔵の西脇の、幾らか中央石畳参道に近ずいたあたりに該当するようである。（図版第11図）もしこの地点に石稗がたつていたとすれば、その根元に一字一石の埋蔵経をおさめたとしても、あながちむじゆんはなかろう。先に引用した石碑の文面自体が、一種の祈願をこめたものであるからには、その疑を多分に存するのである。また、たとえ経蔵や石碑をはなれて、別個に埋納されたものであつても、これらと無関係ではなかつたろう。

最後に、こうした一字一石経の埋納年代がはたして経蔵の建立された元禄二年二月頃に、一致するかどうかという問題が残る。すでにのべた通り、一字一石の埋納経には、年代を徴すべき文字が、全くみられないばかりでなく、伴出遺物もなかつた。もちろん文字書風の上から、年代を判定する方法もあろうが、すでに墨色薄れ、読解することさえ容易でない。わずかに一つの手がかりともなるのは、経石のおさめられていた容器であろう。すでにのべたように、この容器は水甕などに使用される、瓦器の類であつた。いうまでもなく

瓦器は、上古の頃盛んにつくられた、須恵器の製法を踏襲したもので、中世から近世にかけて、一般庶民の間には日常の什器として使用されたものである。したがつてその製作年代には、かなり永い期間があり、一概に決めかねる。しかし従来の知見では、同じ瓦器でもこのような焼成と器形をもつた甕は、一般に中世末から近世初頭に多くみかけるものである。故に経石をおさめていた甕の年代を、経蔵の建立された元禄二年に近い頃に求めることは、必ずしも無理ではない。

このように、藤崎台出土の一字一石埋納経は、単に出土地点の関係位置からだけでなく、同時代の類例や、容器の製作年代を考慮に入れて、元禄二年に建立された経蔵の年代に、最もふさわしく思われるのである。

尚今回出土した埋納経石は、現藤崎八幡宮境内、本殿の裏手に再び埋納し、標識には、かつて八幡宮の本殿に使用されていた、大礎石の一つを転用した。傍に石碑を建立し、その由緒を明らかにするとともに、将来に資することにした。

碑文

（表文）

藤崎台出土経石埋納碑

（裏文）

昭和三十五年三月　藤崎台県営野球場建設に際し　旧藤崎宮経蔵址より出土した一石一字の経石一万二千三百九十六個及び甕片を移転埋納した

台石は本殿址の礎石である

昭和三十六年三月五日

熊本県教育委員会

註

1　世界大百科辞典による（平凡社）。

2 後藤守一著「日本歴史考古学」六九九頁（昭和一二年）。
3 同書 七〇一頁。
4 昭和三四年二月九日、乙益の調査より。
5 森本一瑞編、水島貫之校補、後藤是山校訂「増補校訂肥後国誌」六〇頁（大正五年）。
6 同書 六〇頁、六一頁。

四 熊本城と藤崎台

坂本経堯

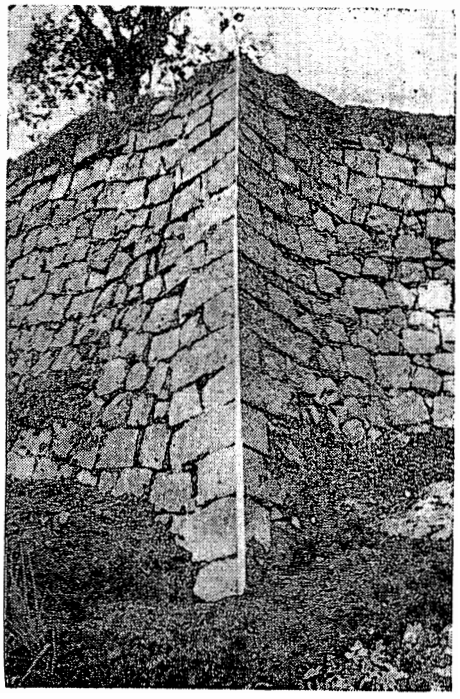

第15図 藤崎台東南隅の石畳

熊本城古図にえがかれた藤崎台は南半が藤崎台で、北半は武家屋敷となつて、熊本城の主城域外に置かれているようにみえる。この理由について熊本城史梗概は、「藤崎台が城域に採用されなかたのは、この台地が敵前に曝露しており、他に側防の余地なども無いから

であろう」と述べている。しかし　明治十年の西南役では段山から藤崎台にかけて激戦地となつたように熊本城の守備にあつて考慮外の地域であつたとは考えられない。

藤崎台は茶臼山丘陵の西部突角にあたり、丘陵は西出丸につづいているので熊本城西南の玄関にあたる要地である。藤崎台は北、西南の三方を井芹川の低湿地に囲まれた高台で、基盤の凝灰岩は高く露出して急崖を形成している。もし、この岩崖を更に切り落したら自然の塁壁となるであろう。藤崎宮鎮座によつて城郭の制約は受けるが、高い社格と六百余年にわたる由緒と、当時の信仰上の私威からして侵すにはばかりある聖地であつて、熊本城にとつては重要な拠点である。この事情は熊本城に先だつ古城の場合も同様であろう。

藤崎宮の参道は南側の古町に向けて下るので、この弱点をおさえるために台の西南端に桝型石塁を築き、参道は桝型石垣の間を登つている。おそらく石垣上には矢倉があつたのであろう。又古城濠は北に侵入して西出丸と藤崎台との間に谷を形成して守備上の弱点となつている。台の東南端に築かれた石垣はすなわち、その守備のためで、石塁上には矢倉があつたのであろう。藤崎台調査のときに、点々と出土した珠文巴瓦は東西の矢倉の瓦であろう。

第16図　石塁稜角下の根がための状態

このようなみかたが許されるとすれば、藤崎台は熊本城域の西端の一部である。

1　東の石垣

藤崎台東南端の石垣で古城堀頭が北に進入した谷をへだて、西出丸の一部と東西に対峙して、互に側防となつている。

中央の稜角は長方形の切石を横と小口と交互に重ねて一四石をもつて天場に達する。高さ七・四米、傾斜上七八度、下六〇度、反りは強くない。根石は基盤の凝灰岩盤にすえ、外側に副石を置き、粒土でつきかためている。裏ごめは天場から三・五米のはなれて内石積みがあり、その間に堅固な裏ごめ石をつめている。天端の石は長方形の角石を並べて、水平を保つている。

この稜角を基点として西と北に直角にのび北は一二・五米。西は一五米にして隅角となつている。東側は直角の稜角より北、二・五米にして、四〇度東にカーブするので仰ぎみて非常に鋭い感がある。天場に水平に並べた角石はこの石垣上に築かれた矢倉の礎であろう。

第17図　石垣隅角天場裏ごめの状態

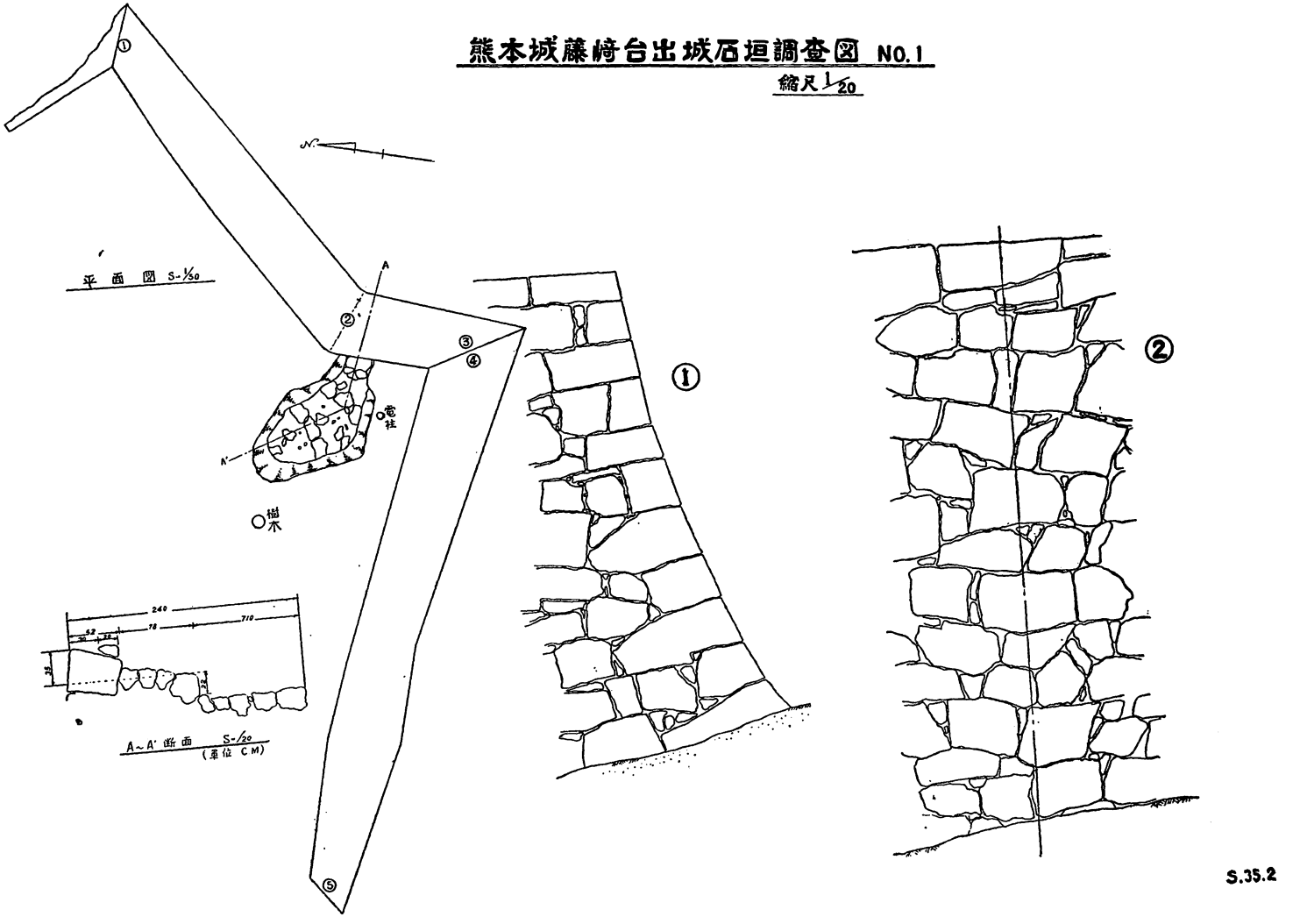
熊本城藤崎台出城石垣調査図 NO.1
縮尺 1/20
平面図 S=1/50
N
A
A'
①
②
③
④
⑤
電柱
樹木
240
70
710
52
A~A' 断面 S=1/20
(単位 CM)
S.35.2

第 18 図　　石　垣　実　測　図　(1)

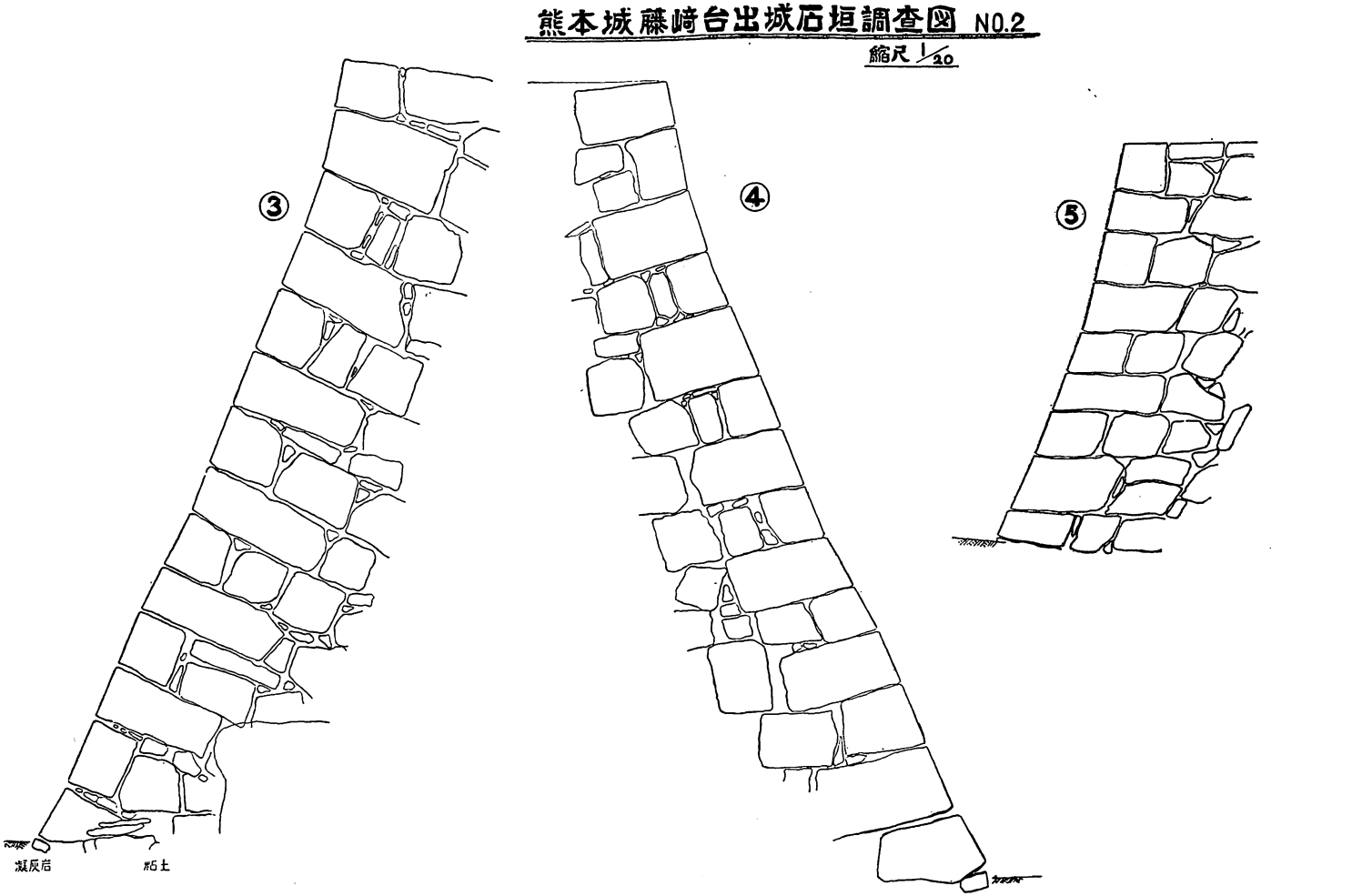

第19図　　石　垣　実　測　図　(2)

この石垣は野球場の土盛りスタンド下に完全な相を保つて埋没されて、その直上に位置と深さを標示した花崗岩　碑が建立された。

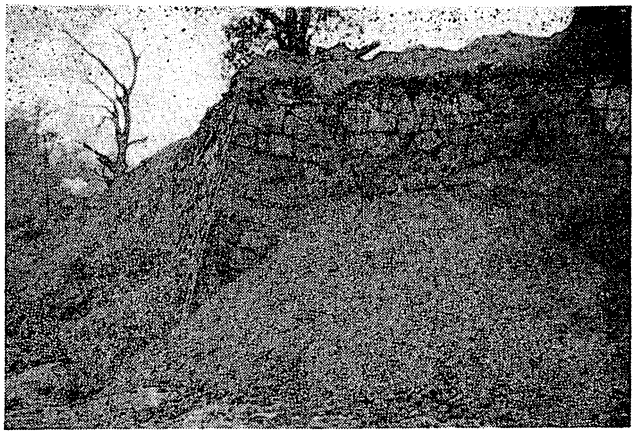

第20図　埋没する石塁（東方より）

2　西の桝型石垣

藤崎台西南隅に築かれ、藤崎宮正参道は、この桝型石垣の間を台上に登つている。この部位は野球場外域となるので現状が保たれている。

藤崎台病院の塵捨穴が、この石垣の内に掘られて裏込の土石があらわれているところがあり、この裏込めにまじつて珠文、巴文の軒丸瓦が発見された。巴の尾は細くめぐつていて、室町瓦に比定されるものである。石垣が築かれたのは、この瓦の製作年代をさかのぼらないにしても甚だしい年代差はあるまい。

第21図　城石塁の天場（凸の位置）樹木は天然記念物樟樹群

第22図　藤崎台東南隅の石塁東側近景（この石垣は堆歿した）

3　長い礎列　藤崎宮址に東西に長い礎列があらわれた。

藤崎台南半の地域をブルトーザで約三〇糎の深さに排土したあとに、礎をつきかためた礎列が東西に長くあらわれた。藤崎宮古図によると本殿前の楼門址の前にあたるところに、南北に並んだ五つの礎を基点として、三列の礎が西につらなり、二〇列以西はブルトーザの排土で中と北が失われているが南列は、三十まで数えられる。

礎の中心間隔は東西二・〇四米、南北五、四米で、全体の広さは南北一〇・八米、東西五八米の長い建物である。

藤崎宮址の中央線より少し南に片よつてはいるが、この長い建物は藤崎宮所属のものには相応せず、又古図にも相当の建物はない。比較的に保存のよい北列と中列の一二・一三、一四号礎を精密発掘した。

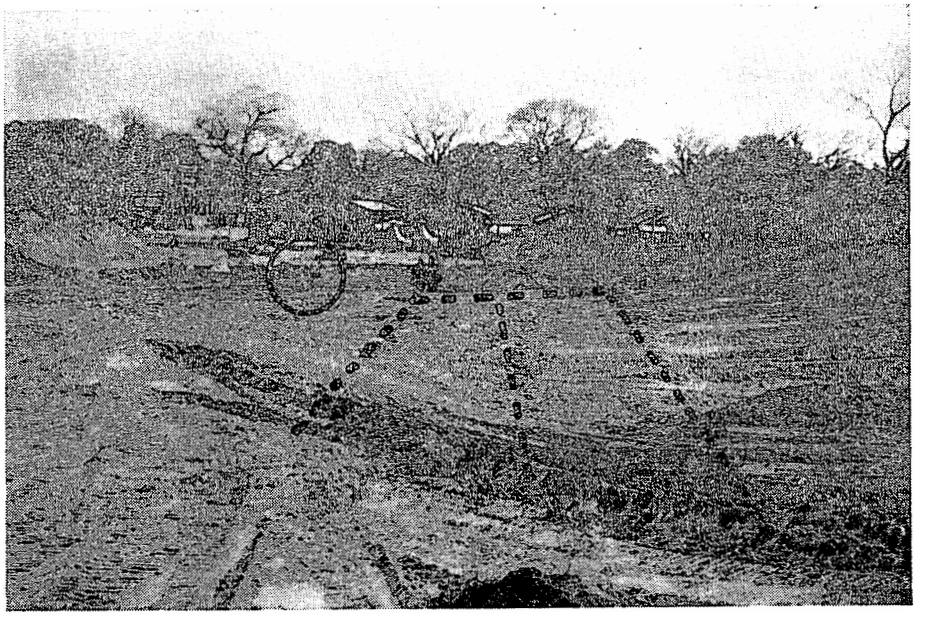

第 23 図　〇印 本殿址　井印 南の井戸　点線は礎列

中列の一二号礎　東西九五糎、南北八〇糎の矩形、深さ二五糎の穴に礫や栗石が搗きかためられている。

北列の一二号礎　東西七五糎、南北八〇糎、深さ二五糎の円い穴で、中央に上面の平な大石を据え、周囲に礫や栗石をつめている。

中列の一三号　東西九〇糎、南北八〇糎、深さ三〇糎の四角な穴に礫や栗石がつまっている。この詰石に「長将・」と刻んだ玉垣石の破片が搗き込まれている。

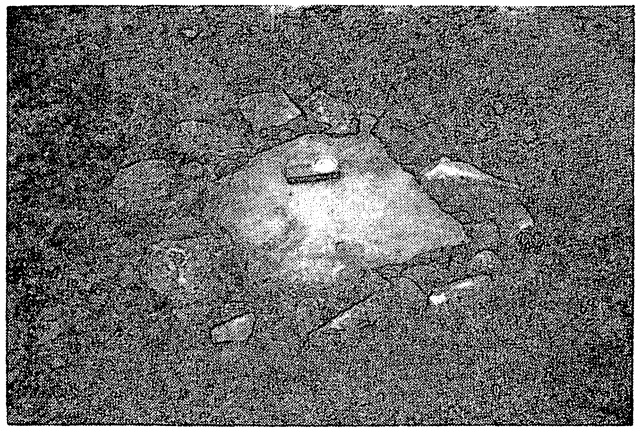

第24図　北の12号礎の平面

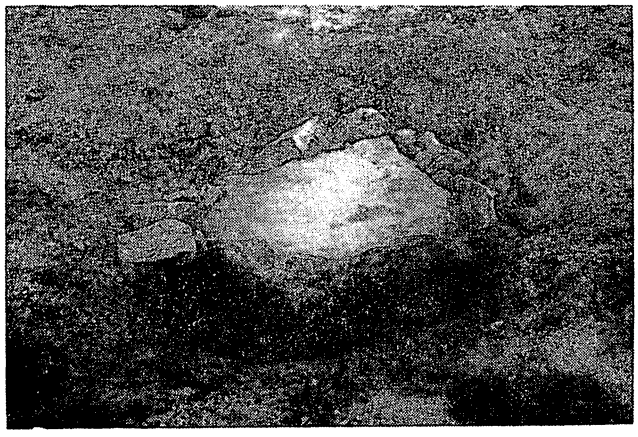

第25図　同上側面

北列一三号　ほぼ同じ礎で、詰石のなかに九耀文軒丸瓦や磁器の破片が掲きこまれている。

北の一四号　中の一四号も、ほぼ同様な礎で陶片が混入している。

九、一〇の中と北の礎のあいだには間礎がある。この部位に北面の玄関が附していたのであろう。

藤崎台の北半を前にして、北面の二九間の四間の建物について、藤崎宮氏子総代魚住氏（八十余才）は「工兵隊の兵舎があった」といわれている。まさに兵舎の礎にふさわしい長い礎列である。礎の詰石に神社玉垣や石燈籠火袋の破片や江戸期の巴や九耀文瓦、陶磁

第 26 図　南列13号礎　九耀文軒丸瓦や陶磁の破片が混入している。

器の破片が混入しているのは、藤崎宮移転のあと地に、その廃材をもつて礎に搗き詰めたものに相違あるまい。

4　藤崎台西側斜面の文化層

野球場排水のために掘られた溝の壁面に包含層があらわれていた。スタンドのあたりから西端の崖下にいたる約四〇米で、深い部位では二・五米に及んでいる。この土層の文化層は四次に亘つて堆積されている。

上層は現代層で土管、煉瓦、糸金、コンクリート片などを含み、三〇米の部位には深さ一米のピットとなつている。

第二層は明治層である。石燈籠笠石や中台、玉垣石の破片が埋まつている。瓦には軒丸と軒平のつづいた第二類がある。陶磁器片は江戸期のもので李朝高麗鉢の口縁が混じていた。包含層は崖の中段にあらわれた石垣に達しているが、石垣は各四〇糎内外の切石で築き裏ごめ石がある。この石垣は熊本城石垣とは全く別な築方で、おそらく藤崎台に工兵営が建てられたときのものであろう。遺物はこの石垣のうちを地均ししたときに包含したものであろう。この層の下は地山の赤土で、崖にそうて西に傾斜している。

第三層は東より七・五米にはじまり、一・五米の厚さであるが漸時に西に向けて降り一九、四米で濠壁より没する。赤土の混土層で点々と土師坏片や瓦片を包含する。丸には筒瓦があつて第二類をみない。この層は第二層の石垣構築のときには、すでに成立していたもので、すなわち、江戸期文化層である。

第四層　崖裾の中段に灰石を並べた排水溝がある。三二・五米にはじまり三七・四米に終る、この溝の西端部は、南北にのびる下の石垣線に交つている。石垣の外側裾にあたる部位に包含層がある。暗褐色の固い層で瓦、陶磁片、木炭が堆積している、瓦には珠文尾長左巴文や筒瓦があつて、江戸後期のものを含まない。この文化層は南近くの枡型石垣を築いた頃に近い年代である。

このように藤崎台西側崖は池田低湿地にのぞむ急崖の上位であつて人工は加わつていなかつたが、熊本城西端の一角として枡型の石垣が築かれると、その北につづく部位で、崖裾の固めの石垣が築かれ、台上の廃物は石垣裾に堆積して第四層の文化層を形成したのであ

る。その後に藤崎宮北側の排水溝の出口となり、更に藤崎宮移転後に軍用地となると、土どめの石垣をきづき約一二米の広さに拡張され、藤崎宮の廃材が盛土のなかに埋められたのである。その後更に約一〇米の張出しが出来て、このなかに昭和の廃物捨てのピットが掘られたのであつた。

このように台地端の斜面地に、台上人文の変遷を示す、文化層を形成するのは、興味深いことである。

五　藤崎台出土遺物

坂本経堯

藤崎台の丘陵をうるほす井芹川の流域には縄文、弥生時代の遺跡があり、ことに古墳時代になると富尾、釜尾、本妙寺山、千原、万日山などに古墳が群在し、横穴古墳は藤崎台より東につゞく古城、西出丸南崖監物台東崖などに群をつくつているので、藤崎台にも、それらの遺跡や遺物が存在したであろうとは充分に考慮されたが、今次の調査では、それらの遺物を確めることは出来なかつた。

藤崎台は藤崎宮九百余年の鎮座地で、度々の炎上、再興があり、又熊本城の一郭として石畳が築かれ、武家屋敷が営まれ、更に明治以後は工兵隊の営舎、作業場となり、一部には監獄も建てられた。大正、昭和となると陸軍病院敷地となつたので、それらの遺構や遺物は土中に混在したと考えられる。調査は正規の発掘トレンチを設けることが出来ず、ブルトーザで現代建築遺構を排除し、その押土のあとに現われた土層の変化をみて、部分的に精密発掘を施すという変則な調査であつたために、表土の三―四〇糎の深さに包含され

た一切の遺物は、調査員の目にふれることなく殘し去つたのであつた。従つて古代の遺物についての記録を欠くことは、その存在を否定するものではない。

藤崎台の中央に東西にわたる長い溝を境として、その南半を藤崎宮址と想定し、ブルトーザによる排土のあとに、あらわれた黒土の部分を調べて包含遺物を検出した。遺物のうち、もつとも目だつものは瓦片と陶磁片とである。瓦は石畳上の矢倉や藤崎宮の経蔵などのものとして異論あるまいが、陶磁器には神酒瓶や燈明台などの祭器もあるが最も多いのは江戸中期以降では比較的裕福な家庭の一般什器と大した違いがないものであつて、果して藤崎宮使用のものかどうかについて一応の疑問をもつべきであろう。

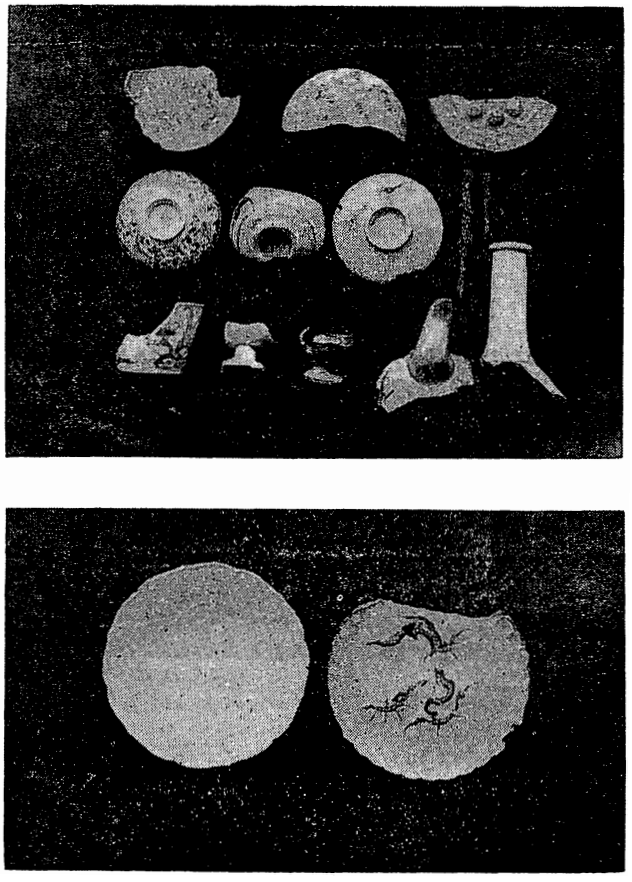

第27図　北の井戸出土品の一部

出土地は本殿址の南北の井戸の周辺と、本殿の背後にあつた厨殿の周辺に於ける穴に限定され、厨殿は正平文書の竈殿に相当するもので、調理した饌が献供されたことからすれば生活什器が存在することは当然な相であり、それらの器形に純然たる祭器が共存することからして、その一切が祭器として不都合ではない。

1　土師器

主として本殿址周辺のピット出土で、大小あるが、すべて糸切底の坏で、献饌、酒坏、燈明皿として使用されたものであろう。この種の土師坏は延喜式に「清器」とかゝれた祭器のうちで、現代まで伝統を保つて製作されているが、通じて、口縁が外に反つているものが古く、内にふくらみをもつた坏は江戸後期にあらわれる。古式の坏数十枚の破損品が一括して埋納されていたものがあり、一面江戸後期の陶磁の破損品と一緒に埋められた坏には新しい形式があつた。

第28図1は本殿址の穴に埋められていた多数の坏片の一で口径一〇糎、高さ二糎の糸切底で、口縁は外に反る。粘土は粗く指痕が凹線としてめぐつている。古式の坏でめる。

第28図2は北の井戸出土で口径一二・五糎の大形で、作りは古式である。口縁に煤がついている。燈明皿であろう。

第28図3は北の井戸出土で口径八・三糎の小形で、口縁は内ぶくらとなり、粘土は精良で仕上もよい。新式である。

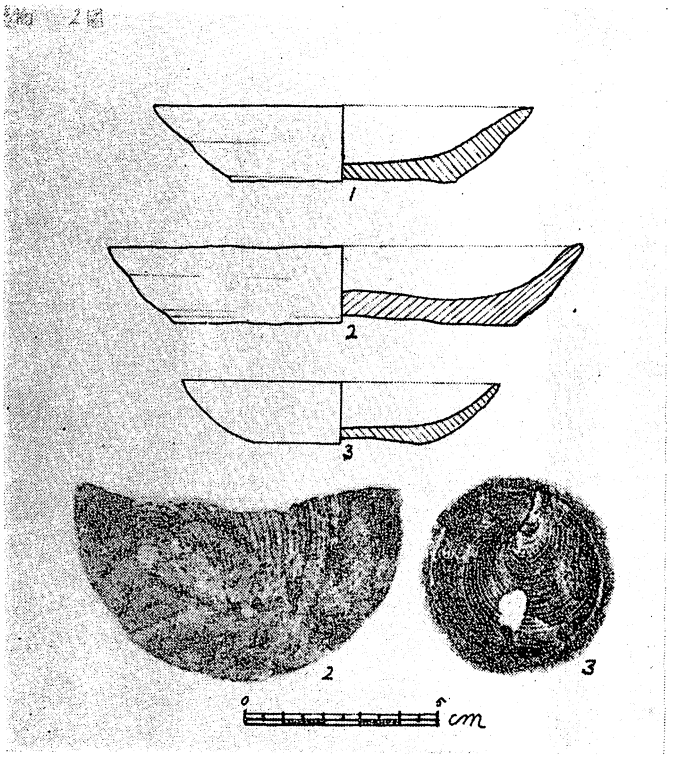

第28図　　出土遺物（土師器）

2　瓦　器

容器としての鉢と炊具のヘッツイがある。

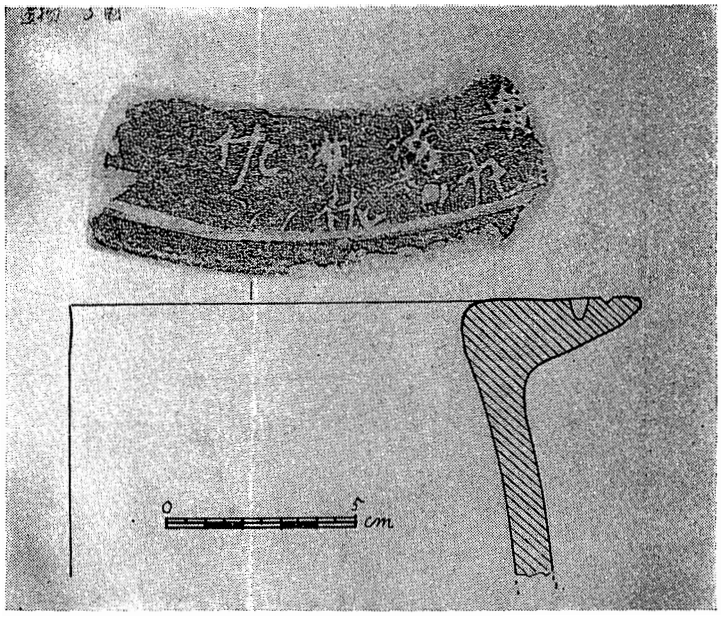

第29図　出土遺物（文字のある土器）

第29図は口径三〇糎の深鉢で、口縁は外に直角に曲つて巾五糎の平縁となる。外縁にそうて凹線をめぐらすだけで、特別な装飾文は施されていないが、「佐」や「丸」などの文字が刻まれている。この文字は保管者又は保管場所を示すものとしては、明瞭ではなく、かつ乱雑であるので単なる戯刻であろう。長い礎列の南のピット出土で、乳釉ある陶の鉢や「勘辰」のスタンプを圧文した平瓦片があつた。これと同型の瓦器深鉢の巾四糎の平縁に「千」「代」の刻文ある片がある。又瓦器底部の支脚が出ているが、この種の深鉢には支脚つきもあつたようである。

南の井戸の南側ピットで、九耀文の軒丸瓦や軒平瓦、ヘッツイなどと一緒に埋まつていた瓦器の火鉢口縁は口径四〇糎に復原され、肥厚した口縁の下に二条の隆起帯がめぐり、口縁との間に八弁の菊花文が連続して押型されている。この種の菊花押型文は、まれに須恵の鉢にみかけるが、瓦器には、その例が多い。その年代は平安時代中期には既にあらわれて、その後長くつゞいている。

ヘッツイは口縁の内側にナベの底を支える三つの突起があるもので、腹がふくらんだものが多い。本殿の背後に厨殿があつたので

床上炊さんの炊具であろう。その個体数が多いことは、長い年代にわたつて、調理した神饌が奉られたことを示すものである。

第30図　高田焼の茶椀

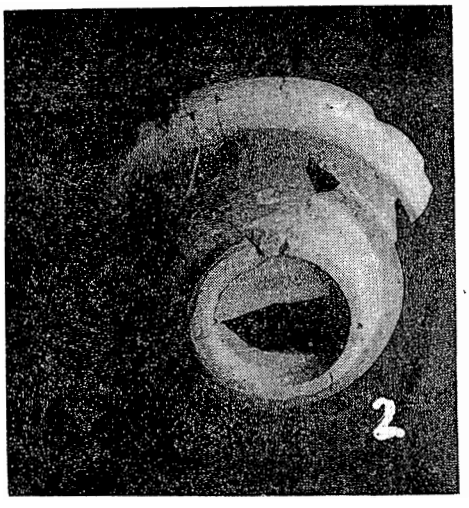

第31図　小代焼の大鉢

3　陶器

深鉢、壺、燈明台、土瓶と蓋茶碗などがあり、特に摺鉢が多い。煤のついたナベがある。アメ釉や乳釉が施されているが、いわゆる有田の百間窯製品が多い。肥後窯では高田の茶碗、小代の壺と鉢とがあり、楠浦の鉢も一片見受ける。厨殿用である。

第30図は東北部ピット出土の高田焼の茶碗で口径一〇糎、高さ六・五糎、褐色釉で桐花と十六弁菊花の象嵌がある。第31図は口径三五糎、高さ一六糎、底径一四、五糎口縁は五弁の花形縁につくり乳色釉が施されている。

小代焼の壺は礎列南のピットで刻文字ある瓦器鉢口縁（第29図）と一緒のもので、径一二・五糎の球形で口縁に半円形の窓がある。祭器であろう。

楠浦焼の鉢は口径二四糎に復原される口縁部で底は欠けている。全面に黒褐色の釉がかかつている。

4　磁器

大小の鉢、皿、蓋つき丸壺、茶盌、神酒瓶、徳利、燈明台、な

どさまざまで、その数は夥しい。ことに大小の飾り皿の多いことが注目される。

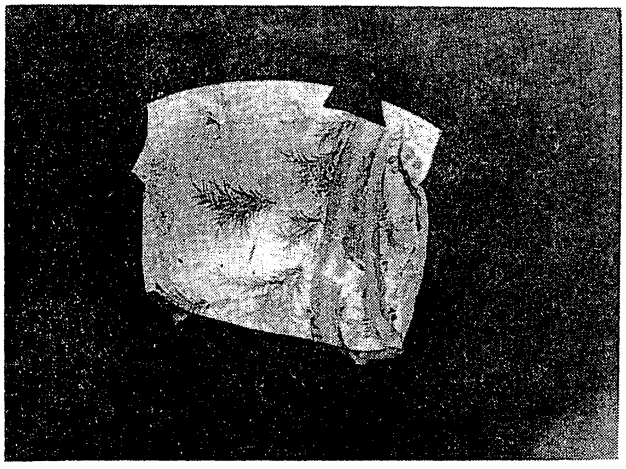

第32図　有田焼の大鉢（内面）

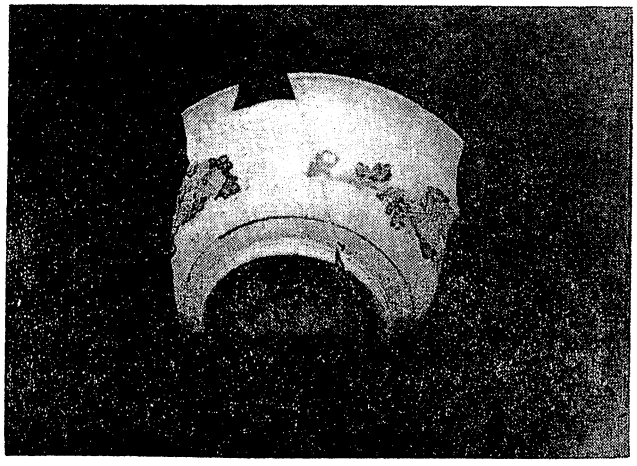

同　有田焼の大鉢（外面）

第32図は本殿址の北井戸出土で伊万里焼の大鉢である。口径三六糎、高さ一四糎、口縁は大きく開き、底は二段となつて径一七糎、内面に松竹梅、外側に菊の藍染付が描かれて雄大な感がこもつている。

第33図は有田焼の皿と盃の蓋で藍染付で松、山水、唐草などが入念に描かれ、又窯印がある。

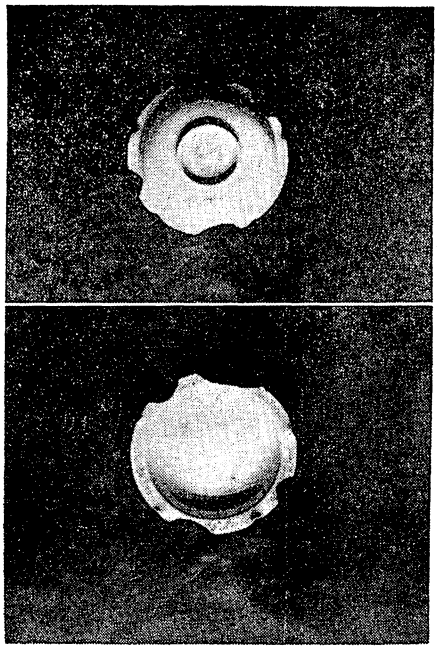

第34図　粟田焼（本社址北側出土）

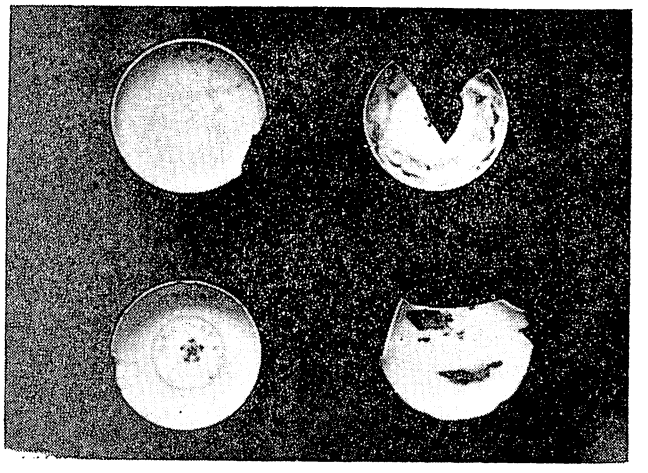

第33図　　有田焼　（内面）

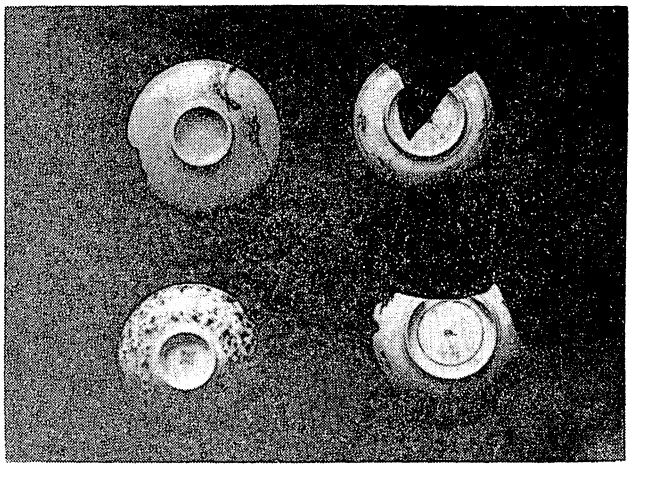

同　　有田焼　（外面）

第34図は本殿址北側ピット出土で粟田焼の飾り皿である。口径一四糎、口縁はく字型に反り巾一・二糎の縁をつくり、五弁となる口縁に唐草を、底に松葉を描いた上品な作である。

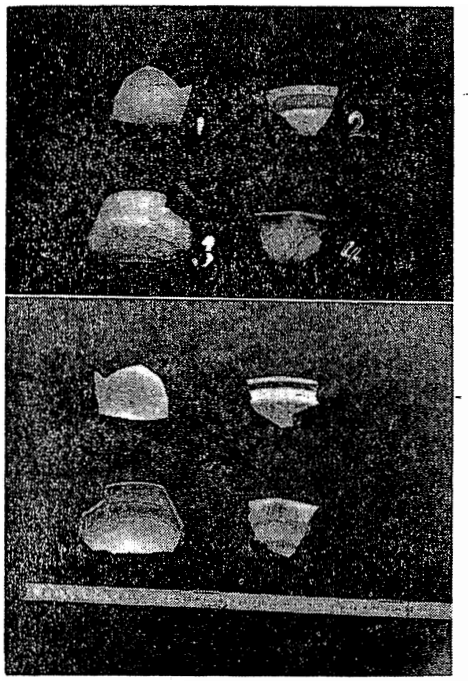

第35図　舶載青磁

5、舶載の陶磁器（第35図）

1　は交趾青磁で、大きく開いた四花弁の口縁部で径約一四糎に作図される。釉厚くして明るい色調である。本殿址出土。

2　は宋代李朝青磁で、口径二七糎に作図される鉢の口縁片である。く字型に開へ口縁の外側に花弁が並んでいる。釉は厚いがやゝにごり、小さくヒビが入つている、排水溝出土である。

3　は朝鮮の陶らしい。口径一〇糎、深さ六糎のマリで底部を欠いでいる。腹部中央がしまつて下ぶくれとなり、乱釉の色調と和して暖い感がある。本殿東北ピットの三号出土である。

4　は李朝高麗青磁の口縁部で、口径一三糎、十弁の反りがあり、外側に葉脈状の隆起があつて、蓮葉のようにみえる。ふくらみある盌である。灰乱状の釉に小ヒビがある。北の井戸出土。

5　貝　器

大形のハマグリ貝が数個ある。献供のうつわに利用されたものであろう。こうした例は少ない。

瓦

藤崎台出土の瓦のうち、こゝで問題とするのは、藤崎台南半地区の遺物包含ピットや井戸、石塁などの出土で藤崎宮と熊本城とに関

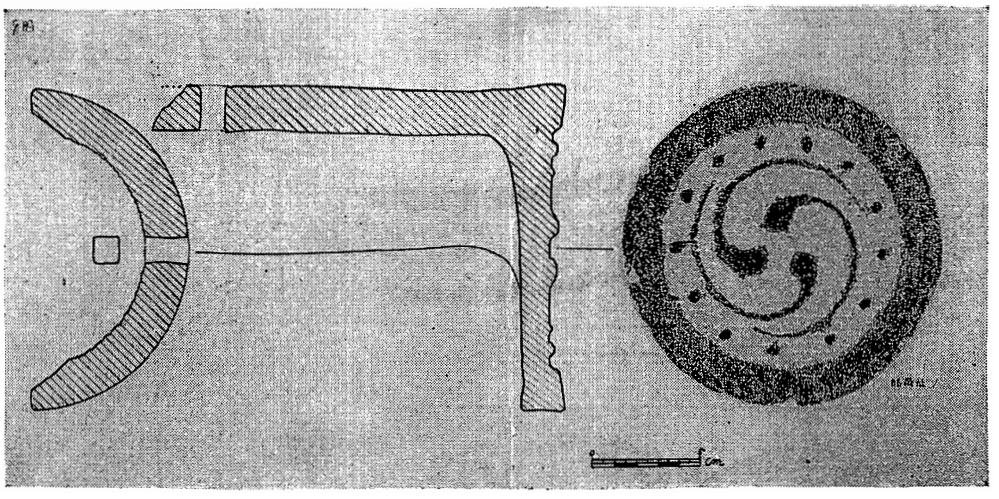

第36図　　第一類（A式）瓦

係ある瓦である。これらの瓦には長い伝統をもつたものと、新らしい形式のものとの二類がある。

第一類（A式）第36図

筒瓦をとものうもので、この式の瓦は飛鳥時代以降の伝統で、軒丸瓦や軒平瓦には、時代の特徴をあらわす文様が型作りされている。藤崎A類瓦の文様は、軒丸では珠文巴と九耀文とがあり、軒平では巴唐草と九耀唐草とがある。

軒丸で比較的大型で巴の尻が長く、珠文の数が多いものは室町時代から江戸初期に比定されるが、九耀文が細川氏入国以後の瓦であることはいうまでもない。

第二類（B式）第37図

筒瓦がなくなつて、この部が弧状となつて、平瓦の右端にかぶさつて、筒瓦のかわとなつている。軒丸は小さくなつて、軒平と連続している。小型となつて扱いやすく便利な式となつた。現在の瓦は、この式である。

軒丸は小さくなり軒平の唐草も簡略化されて流麗さを失つている。九耀文瓦が多いが巴文瓦もある。巴文はオタマジヤクシ状のすんぐり型となつて、もはや前代の荘重さはみられない。（第38図5・8）

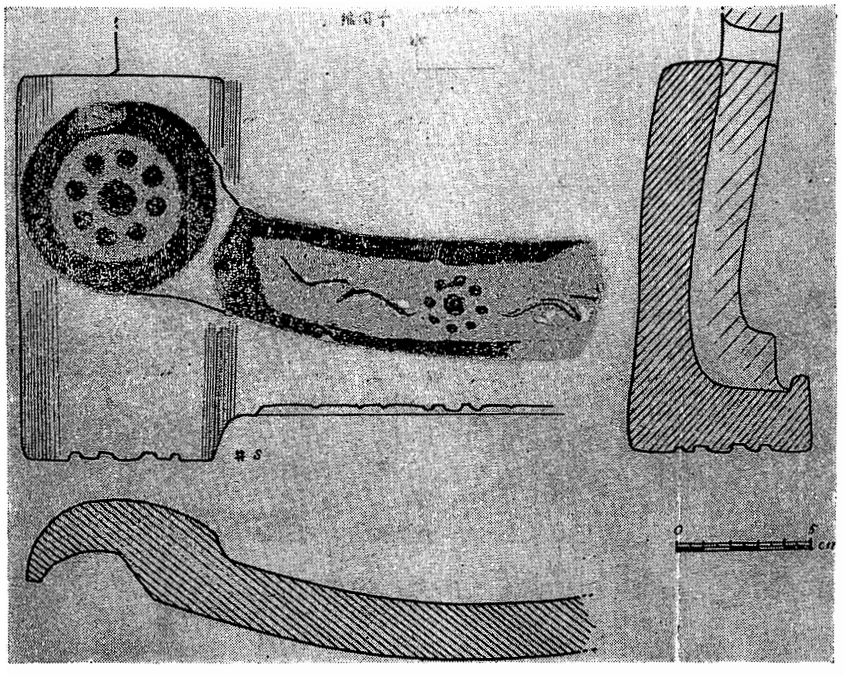

第37図　第二類（B式）瓦

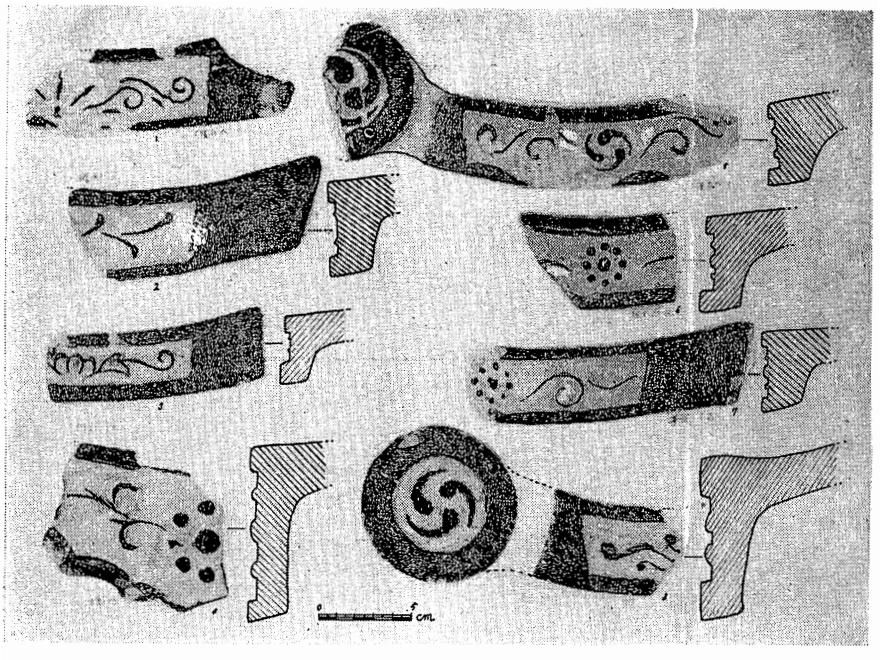

第38図　B式の軒瓦

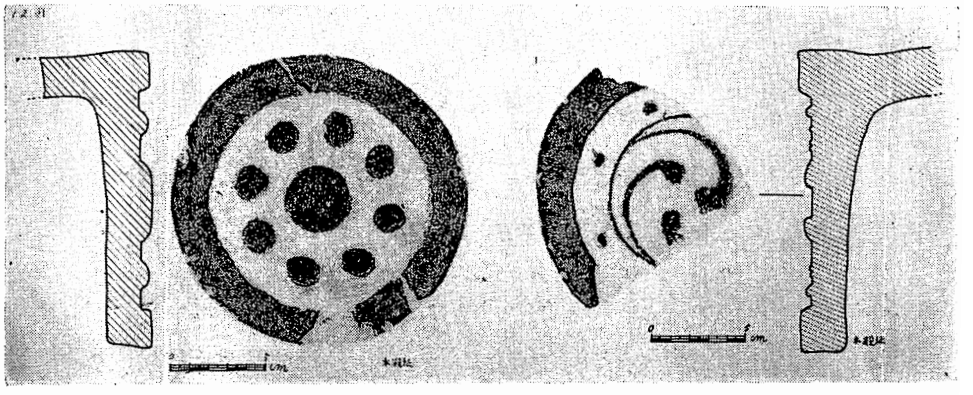

第39図　　A 式 軒 丸 瓦

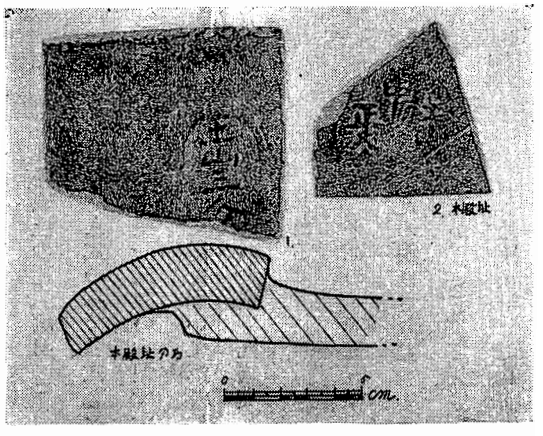

第40図　　本殿址出土の文字瓦

本殿址の瓦

この地区には本殿の外に、末社、厨殿などがあつて、瓦の所属した建物は明らかでない。南の井戸の南のピットⅢにはA式瓦だけで大型の軒丸に尻の長い巴や九耀文瓦があつた(第39図)

南井戸、北井戸には、A式、B式が混在した。厨殿の北側にあたる東北区ピットでは軒瓦はB式であつた。

本殿址出土の平瓦に「土山　申ノ　正太」の銘が押圧されている。(第40図)

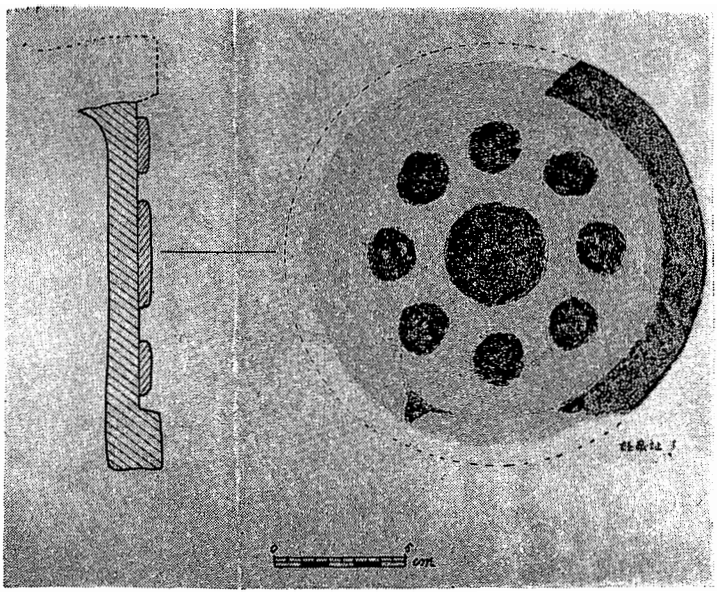

第41図　　経蔵址出土の九耀文軒丸瓦

経蔵址の瓦（第41図）

A式のみでB式瓦をくわえない。9図の軒丸瓦は径一五糎の大型で十三の珠文をめぐらし、巴は細く尾を引いてめぐつている。15図の軒丸は径一六糎の大型で九耀文は力強い。平瓦、桟瓦、筒瓦がある。

平瓦の「元禄五申　土山〇〇〇」の銘は、この瓦の製作された年を示すもので、九耀文の軒丸瓦が、これにつながるとすれば、巴文軒丸瓦は「元禄五年」より前代のものとなるのであろう。

西南隅桝型石塁出土瓦

石垣の裏込土に含まつていた軒丸瓦で、径一六糎の大型で、太い珠文九つをめぐらし、巴は太く力強く尾が長い。室町期の瓦であろう。

文字ある瓦

本殿址周辺、井戸、経蔵址などから点々と出土し、筒瓦、平瓦にスタンプとして押圧されたものであるが、本殿址ではB式瓦に「土山三〇」（第40図1）がある。

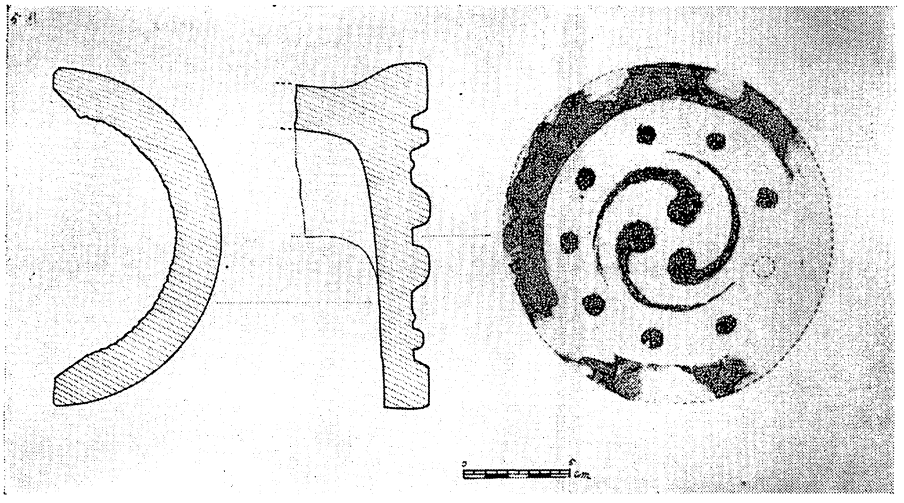

第42図　　折型石畳出土の軒丸瓦

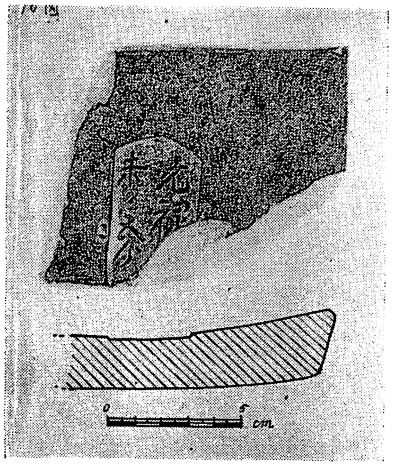

第43図　　元禄銘の文字瓦

年号を祈すものには「元禄〇未ノ五〇」（第43図）「元禄五申　土山〇〇〇」（第44図4・経蔵址）「土山申ノ　正太」（第43図2・本殿址）「元禄十一　〇山勘」（第45図6・本殿址）があり、その他に「元　禄」銘三がある。第45図4・5の「五」「丑」が年号を示すものであれば「元禄五年」と「元禄十年」であろう。以上のように製作年号は「元禄四・五・十・十一年」にわたっていて、元禄以前のものはない。

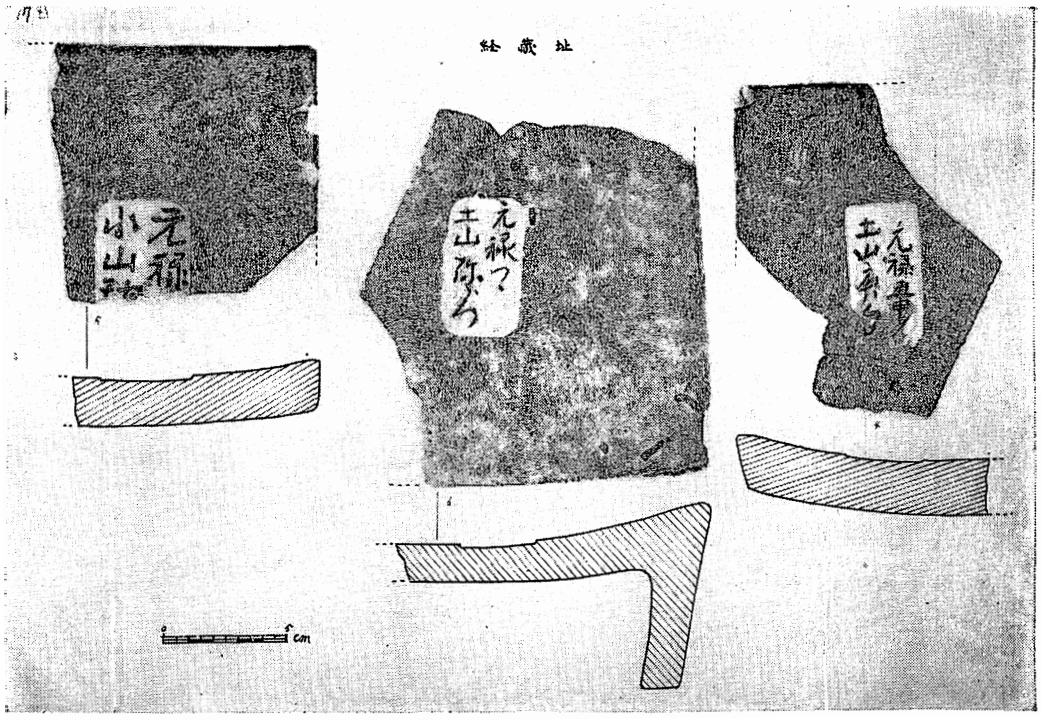

第44図　　土山と小山の文字瓦

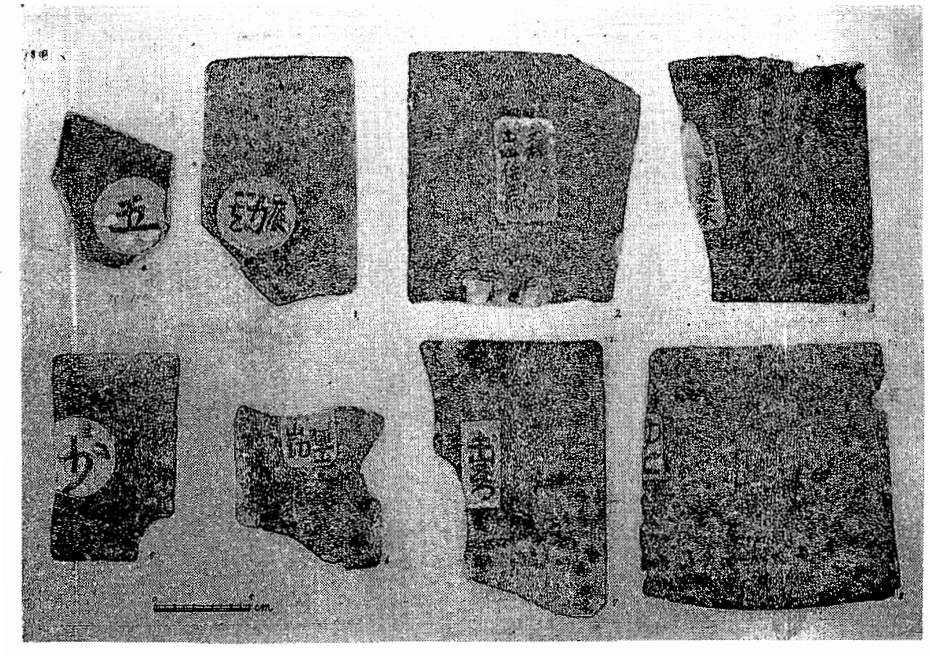

第45図　　土山と小山の文字瓦

瓦窯については、元禄銘瓦に「土山」が四つあり、その他「土山又ェ門」の銘があるので、土山窯の瓦が多用されている。第44図5には「元禄〇　小山勘」のスタンプが押圧されている。このスタンプは土山のものより巾が広く、「勘」が窯元の人名をあらわすとすれば、土山窯元の「弥ェ門」や「又ェ門」とは別人であろう。小山窯は小山戸島の小山である。小山には肥後国分寺の尼寺址に推定される熊本市渡鹿の瓦窯址がある。第43図の「元禄〇未ノ五〇」や第45図1・6・8には「勘」の銘があり、又小山窯であろう。

又長い礎列の礎詰石にまじっていた軒平瓦には、この種の瓦に通じた唐草文とは別な文様が陽出され、その上縁に「〇間山新」のコバン型スタンプが押圧文されている。新とは新窯ではあるまいか。

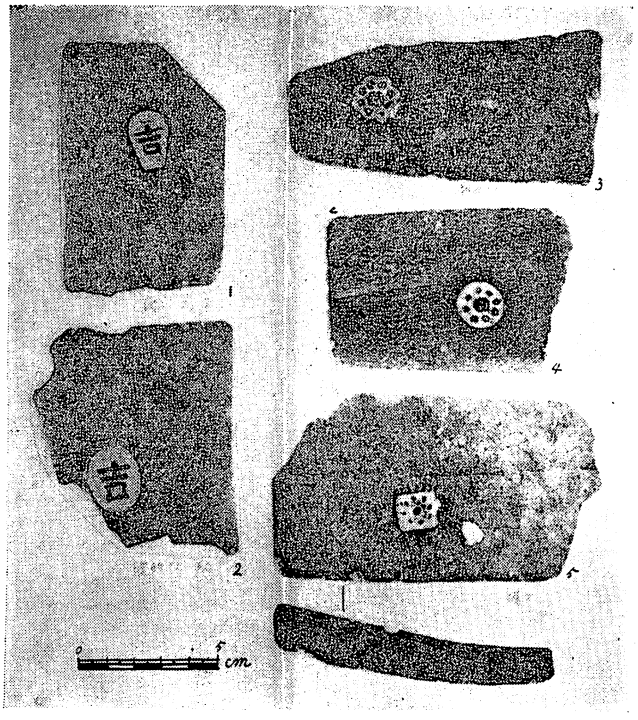

第46図　　スタンプある瓦

その他に「吉」や「九耀文」のスタンプをおした平瓦がある（第46図）。これらの瓦は本殿址や礎列区から出土した。九耀文瓦は細川藩窯で製作された瓦で、藤崎宮と、藩侯との関係を示すものである。

長久三年紀年銘ある瓦

長崎伊太郎氏蔵

この瓦は藤崎台より採取し、硯に改造したものと伝えられるものである。粘土精良で焼き固く、上質の瓦である。

軒丸は径一四・五糎、外縁は一・八～二・〇糎、内圏との間に珠文十六を配し、房に「長久三年」と対読に陽出する。文字は力強く気品に富むが「長」の上が左字となつている。アゴの厚みは約二糎で、筒部接着の跡に条痕がある。円硯に仕立てゝいる。（第47図）

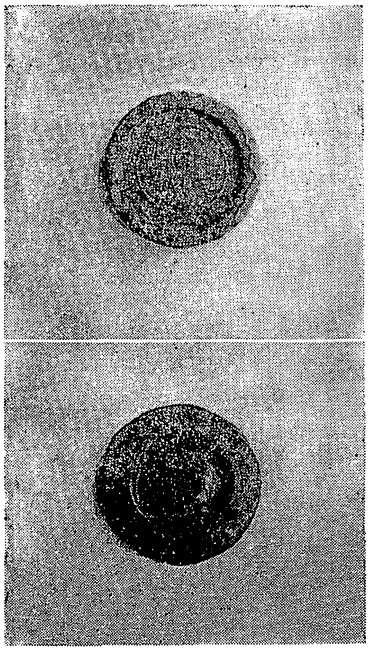

第47図　長久三年銘ある軒丸瓦

この軒丸瓦が藤崎台出土であれば、藤崎宮鎮座後、約百年を経た頃（一〇四二）に瓦葺の建物が存在したことを表すことになる。この度の調査で見出した瓦は、珠文尾長の左巴文瓦が最も古いもので、その年代は室町期をさかのぼらないものであろう。平瓦片にさえ、平安時代に入るものがなかつた現在では、この瓦の藤崎台出土について一応の疑いを残すべきであろう。

しかし、井芹川筋の耕地をのぞむ藤崎台のいづこかに、平安期の瓦葺建物があつたかもしれない。更に藤崎台上に兵舎、陸軍監獄、病院などが建てられたり、一部は工兵隊作業場となつたりして、地形が変貌されたので遺構や遺物が混交し、その包含土層が今次のブルトーザー作業で、すつかり排除されたこともあり得るのである。

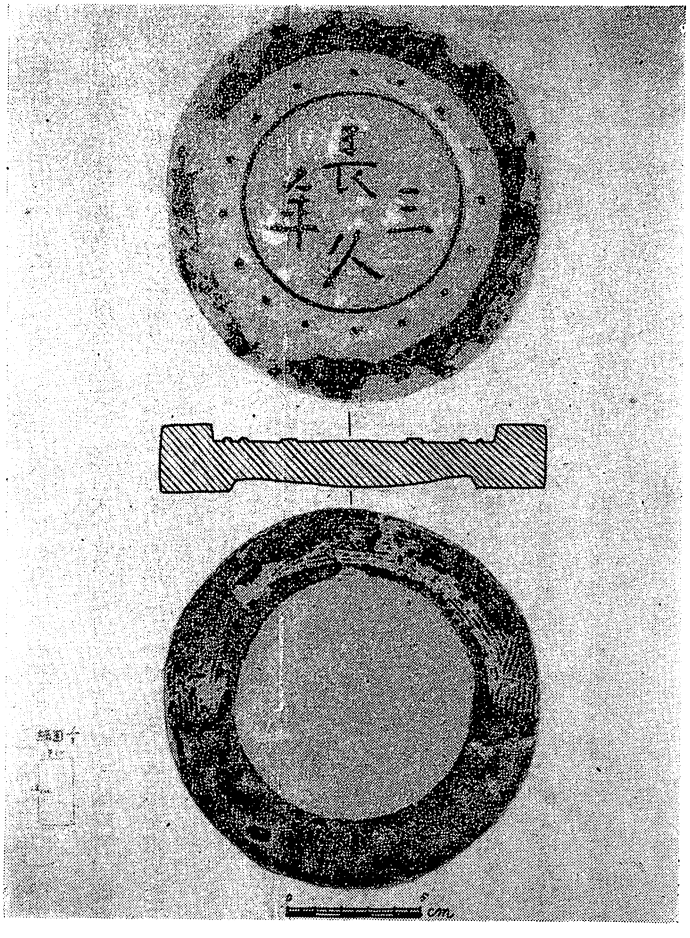

第48図　　長久三年銘軒丸瓦実測図

第三章　藤崎八幡宮資料

一　藤崎八幡宮文書

杉本尚雄　解説校訂

解　説

藤崎八幡宮は、その社記によれば、九三五年、朱雀天皇の承平五年（一説に二年又は三年）、平将門追討を祈つて、石清水八幡宮を勧請した九州五所別宮の一社である。五所別宮とは、筑前大分宮、肥前千栗宮、肥後藤崎宮、薩摩新田宮、大隅正八幡宮である。当社鎮座の日に、勅使の持つ藤の鞭を三つに折り、三か所に埋め、奇瑞によつて神宮の感応を求めたところ、此所に挿した鞭が枝葉を生じたので、藤崎と名づけ宮居を定めたという。

藤崎八幡宮文書九十九通は、およそその内容に従つて、由緒文書、武家文書、造営文書、補任関係文書、祭事関係文書、神竜院以下書状及び寿永二年旧記の七種に区分され、それぞれ巻軸に仕立てられ、十本になつている。ここでは巻子本に収載されている順序に従つて載せることとし、かつ、近世初期寛永、万治年間の文書も、一応そのままに収録した。

それぞれの巻軸は、中世における藤崎八幡宮の歴史解明に必要な手がかりを与える文書を収めており、中世前期より後期にいたる神社造営方式の変化、ならびに社家集団の構造と機能などを伺うに足る重要な史料が多い。ことに、「寿永二年旧記」巻軸に収載されている「追加及近評定写」は貴重である。即ちその前半「追加写」の部分は、御成敗式目、寛喜三年の追加法の一本として知られているものであり、また後半「近評定写」は嘉禎四年、暦仁元年、延応元年、同二年、仁治二年などの評定衆評定を集めたものである。これらは何れも通称藤崎本として中世法制史研究上有名なものである。

藤崎宮文書　九九通
由緒文書　五通
武家文書一　一一
同　二　一八
同　三　一〇
造営文書一（写）　一七
同　二　四
祭事関係文書　六
補任関係文書　七
神竜院以下書状　一七
寿永二年旧記　四

由緒文書

1　後奈良天皇綸旨（宿紙）

（包紙ウハ書）
「藤崎八幡宮社官中　右中将憲世」

当社者承平年中草創、霊験無双都鄙尊崇之神明也、然而頃年以来、惣国乱逆回禄及度々、半断絶之処、忽企造営寺社悉復旧貫云々、尤神妙　叡感不浅者也、弥全修造之功、可令致国家安泰之懇祈者、天気如此、悉之、以状、

享禄二年八月二日　　右中将（花押）

藤崎八幡宮社官中

2　後奈良天皇女房奉書

文のやうひろうして候、ひこのくに藤さきのやしろりんしの御れいに、五百疋たはり候、めてたさうち〳〵申入て候、よく心候て申候、猶々心候て、おほせまいらせ候、このよし心へ候、かしく、

（端裏）
「勾当内侍　享禄二八七」

（切封ウハ書）
「墨引」

3　後奈良天皇奉書

藤崎宮鳥居　勅額事、令　奏聞相調進候、早々造畢之条、為天下惣別尤珍重候、弥可致安泰之御祈禱之旨、可申付候旨候、仍状如件、

六月三日　　（花押）

鹿子木参河守殿

（包紙ウハ書）
「鹿子木参河守殿」

4　後奈良天皇女房奉書

文けさんに入て候、布ちさきの宮の、かくの御れいに千疋たはり候、めてたくおほしめし候よし申候、猶々このよし心へ候べく候、かしく、

（端裏）

「仰　天文十一六三」

（切封ウハ書）

「墨引」

5　藤崎社神体注文案

（端裏書）

「御神体注文案」

注進

八幡藤崎宮、亥年二月廿四日御假殿炎上時之焼失候御神体注文事、

合

一大宮殿

一宮御長三尺　錫杖　僧体

二宮御体三尺　宝冠　俗体
笏

三宮御体三尺　蓮花　女体

一若宮四所

二所御長二尺　笏　俗体

二所御長二尺　童体

右注文如件、

正和元年七月　日

武家文書一

1　（姓欠く）淡路守書状

当社神馬事、於向後者、以敬心之儀、止地頭方綺上者、社僧幷社人中、孔子次第、可有其沙汰、弥被致祈禱精誠之状、如件、

至徳四年六月廿日　淡路守（花押）

藤崎社僧社人中

2　藤崎八幡宮供僧神官等申状

八幡宮

肥後国藤崎供僧神官等申、

当大菩薩者、朱雀院御宇承平年中草創也、原御願由来者、為朝敵相馬小次郎平将門誅罰、鎮西被建立五社、其中一宮是也、諸国奉崇敬八幡何以為同神、雖然当宮者、異于余社、依有凶徒退治御願、四海静謐誓約、一天泰平擁護、有此宮、然則代々将軍、専依当社之加護、開弓箭之運（旧記、在之）携武門之人、争不帰依哉、雖非先例、暫以勧進之儀、奉造立神殿、行神事祭礼、欲致天下安全之御祈禱、此時無修造者、待何年哉、殊以当御陣者、大菩薩御敷地也、以之為幸、有此理御感者、何不成功哉、就中御陣中、皆以神領彼畠等、有祭礼課役之嘉、雖為一年不作、可及損已、何況於多年哉、社壇零落目前、故不載筆、去応安年中（マヽ）侭録後者、神官等向礎致再拝、歎而有餘、仍社家一同謹言上、如件、

康応元年六月　日

3　藤崎宮番帳

（花押）

定

紀次郎

一番　今者隈部筑前方知行

二番　今者隈部筑前方知行

三番　今者隈部筑前方知行

四番　今者膳夫左ヱ門次郎

四番　今ハ隈部筑前方知行

五番　今者左近太郎

六番　町屋敷一丁

七番

八番　清別当

九番

十番　宣命

大木

中務　有武

土器　乙王丸

三郎　小犬丸

鬼三郎　亀王丸

弥使　鳴山

村頭　高塚

寺主　吉継

小使　徳武

楽行　吉行

十一番　新宝庵下屋敷分　田楽力
十二番　友納
十三番　加守
十四番　清別当
十五番　童子丸
　　友清
　　友清

文安六年己巳四月十五日

4　藤崎宮番帳

八幡藤崎宮番次才

定

（ウラ）
「惣所出田山城守殿御代番帳御もち候」

一番　三郎丸
二番　行藤
三番　鬼丸
四番　吉永
五番　宮坂
六番　左衛門大夫
七番　椙尾
八番　次郎左衛門
九番　森崎
十番　所司
十一番　政所
十二番　本司

右任先例所盛定也、守此之旨無懈怠、一日一夜可有勤仕者也、仍所定如件、

文明四年壬辰四月十五日　　所司（花押）
　　政所（花押）

5　早岐初政寄進状

為幸松丸祈禱、亀井之内田地一段奉寄進、右意趣者、為持亀齢椿算武運長弓也、次本領石村知行之時者、八町之相残四ヶ之田地之事、如前々永代可為御神領、然間連続所仰御丹心也、仍願文如件、

文明九年二月廿九日

早岐
山城守源初政（花押）

三郎丸蔵人大夫殿

6　菊池重朝書状

藤崎宮上葺事申出候処、各依奔走、被遂造営功候之由承候、目出候、仍甍合遷宮等祝儀事、任先例宮内荘給人可有催促候、以前書状一覧候了、自是も可致嘉礼候、恐々謹言、

六月二日　　重朝（花押）

出田山城守殿

7　鹿子木親員書状

彼子細、嶋崎越後方淵上式部方ニて被相澄候、此名田百姓連続之者、如前々可相勤候、

おりまし之調申澄候間、合志左衛門方如先規可相勤之由所定候、可然候、於以後不可有難渋之儀候、以彼百姓社役不相叶候て、罷失候、国中成敗之儀寄々申候、為後日以一書申候、恐々謹言、

永正十六年己卯
八月十五日　　親員（花押）

藤崎宮
社家中

8　大友菊池重治義武書状

（包紙）「墨引」

為歳暮之嘉例、祈禱之巻数給候、目出度候、猶期明春候、恐々謹言、

十二月廿六日　　重治（花押）

藤崎八幡宮社司供僧中

9　菊池義武書状

以御神慮感応、令入国候、為祈禱巻数一朶給候、所希候、弥於御神前、国家治世祈念所仰候、恐々謹言、

三月十三日　　義武（花押）

藤崎宮
社家中

10　菊池義武書状

為入国祈禱、以御精誠配祘給候、珍重候、弥勝軍破敵之祈誠、所仰候、恐々謹言、

十月六日　　義武（花押）

宮司坊
三郎丸治部少輔殿
其外社家中

11　鹿子木寂心親賢書状

末永名之事承候、両上使為分別、古庄弾正左衛門尉領地和泉庄之内寺田名、為代所先裁判候、別所代地到来之時、如前之以調法可有還附候、恐々謹言、

六月卅日　　寂心（花押）

藤崎宮社家御中

武家文書　二

1　加藤清正寄進状（紙折）

藤崎八幡宮為神領、以田畠百石令寄進候、仍如件、

天正拾六
九月八日　　加藤主計頭
　　清正（花押）

神主

2　藤崎宮神領配分状

藤崎宮御神領
高弐百石を以、
内五十八石を右ゟ十一人に被下、
内弐拾五石を今ゟ六人に被下、
此内五石五斗末永、五石五斗宮坂、
五石五斗兵部、四石四斗森崎、
三石杉尾、壱石副別当、
内卅石者　法印へ被遣、
残メ八拾七石ハ、法印と代官ニ御預ヶ被成候者也、

慶四　十一月九日　みのへ金太夫（花押）（黒印）

右為後日如件、
寺社中

3　加藤清正書状（紙折）

尚以神領之儀、例年相渡候哉、別借候事候者、重而可申越候、以上、

曾禰平兵衛差越ニ付而、為音信素麺一箱幷火縄十筋到来祝着候、
此面弥無別条候間、可心安候、猶下川兵太夫可申候、謹言、

七月三日　清正（花押）
宮内
寺社中

4　加藤清正書状（紙折）

以上

御祈禱之巻数並杉原十帖到来、令祝着候、弥御祈念肝要候、巻数
之礼、追而自是可申遣候、此面無相替儀候間、可心安候、猶下川
兵太夫可申候、恐々頓首、

六月二日　清正（花押）
藤崎八幡宮
寺社中

5　相田内匠書状（紙折）

以上

肥後守殿為御見舞三郎丸蔵人被差越候儀、御祝着被成候、拙者ゟ
能々相心得可申入御意候、向様罷下候刻、可申達候、委曲三郎丸
可被申候条、不能細筆候、恐惶謹言、

三月十五日　相田内匠（花押）
藤崎八幡
神主中
人々中

6　下川元真書状（紙折）

御状本望に存候、忠広様為御見廻、従寺社中鬼丸権少副被差上候
儀、一段被成御満足候、如書中、今度江戸御仕合よく被成御上洛
候、爰元弥御無事候間、可御心安候、随而御祈禱之御札並杉原十
帖・扇子壱本、被懸御意候、遠路別而忝存候、爰元仕合よく御供
仕罷下候節、面上にて可申達候、恐惶謹言、

七月廿三日　下川又左衛門尉
元　真（花押）
八幡宮
寺社中
御返事

三郎丸蔵人太夫様
御報

7 蟒江主膳書状（紙折）

以上

忠広様為御見廻、鬼丸権少副被差上せ、遠路別而御満足被成候、随而我等方迄、御状幷箱入候扇子弐本送り被下忝存候、何も頓而罷下可得御意候条、書中不具候、恐惶謹言、

七月廿五日　　蟒江主膳（花押）

宮内
寺社中
御報

8 蟒江主膳書状

以上

虎松様御元服為御祝儀、従寺社中一人被差上候、則相田内匠披露申候処ニ、一段御機嫌能被成御満足候而可御心易候、委敷者内匠方より可申入候、随而我等方迄、扇子箱入弐本送被下忝存候、何もへ御心得願入候、恐惶謹言、

三月八日　　蟒江主膳（花押）

9 加藤正方書状（紙折）

以上

豊後様御元服付而、遠路人を被上御太儀存候、拙者所へ扇子二本箱入給、満足ニ候、御普請早々仕舞帰国之刻可申達候、恐惶謹言、

三月八日　　加右馬允
正方（花押）

藤崎
寺社中
参る

10 吉倉六兵衛書状（紙折）

以上

旧冬為上意、虎松様御元服之儀被仰出、被為任松平豊後守様ニ、殊御名乗御字迄被成御拝領候、御外聞御実無残所御仕合奉御座候、就其為御祝儀、社家中より御使者御前様江杉原十帖・五明壱

本御進上、御序を以御披露申候、遠路之所別而御満足被思召候、拙者ニ能々相心得、御礼可申入旨ニ候、次ニ五明二本被懸御意候、御懇意之至、難申尽候、委曲御使者へ申渡候間、不能具候、恐々謹言、

三月九日　　吉倉六兵衛（花押）

社家中
人々御中

11　三郎丸能治書状（紙折）

以上

謹而奉言上候、然者　虎松様御元服、殊以被任松平豊後守様之由、皆々傾祝不斜奉存候、因茲御祝儀為申上、従寺社中一人進上仕候、巻数並杉原十帖・末広一本御祝言に候、倍於御神前、御武運長久国家安穏之御祈禱、無怠慢可奉抽精誠候、此旨宜預御披露候、恐惶謹言、

二月十四日　　三郎丸蔵人太夫
能治（花押）

寺社中

蟬江主膳正殿
相田内匠助殿

12　細川忠利書状（紙折）

巳上

八月十三日之芳札令披見候、藤崎八幡宮造営相調、八月十二日遷宮成就之由、珍重之至候、御札御神酒御供米被差越候、何茂令頂戴候、猶加々山主馬可申候、恐々謹言、

九月七日　　越中忠利（花押）

神護寺法印

三郎丸蔵人太夫殿

行藤左近太輔殿

13　林元智書状

太守年頭之御祈禱執行之由ニ而、御札於其許被指上候通被聞召、御満足之段、自我等方可相達旨ニ候間如斯候、恐々謹言、

二月廿七日　　林外記
藤崎宮　　元智（花押）
社家中

14　加々山主馬書状（紙折）

藤之御連哥百韵、夏中千句余并神酒御肴両種、如例年可上候、即披露申候処ニ、可有御頂戴旨候、恐々謹言、

七月九日　　加々山主馬（花押）
藤崎
寺社中

15　林太郎四郎書状（紙折）

今度八幡宮へ、肥後様御太刀就被成御奉納、為御名代田中弥次右ヱ門致社参候処、成神前之儀式、無残所御祈念、被抽誠精之由にて、御札並神酒被差上候、則懸御目候処、被為成御満足旨にて、御札神酒被成御頂戴、被成遣御書候、弥我等かたより相心得、可申入旨、被成御意候間如此候、猶期後音之時候、恐々謹言、

極月十九日　　林太郎四郎（花押）
寺社中
神主
蔵人太夫殿
御報

16　沢村大学書状（紙折）

尚々此社人、次而ニ叓元妙解寺なと見物仕せ、又少々用之儀共御座候而、今日迄留置申候、以上、

三人之社人差戻申候間、一筆致啓上候、先以六所大明神遷宮、如御差図、去十二日之寅ノ刻ニ、首尾能相済申、千々万々目出度重畳存候、遷宮之次才其許〻之御書付之ことく執行申候、亀太夫儀、御差図之役儀を則緒方左近太夫指南にて仕候、別而(マヽ)勝殊千万之儀共にて御座候、肥後様も同十三日之朝被成御社参候、遷宮之様子を其儘置候而、懸御目申候、殊外御満足不大形儀共ニ御座候、追々建立之儀共、可被申付旨御所存候、三人之社人共、則十三日ニ御目見へ仕せ申候、委細ハ社人物語可有候、吉田刑部様へも、遷宮首尾能相済申候段を申、并遷宮之次第之書立、又絵図なとをも仕候而、差上申事ニ御座候、亀太夫儀も、従肥後様御扶持方御合力米等も被仰付候、何も其許へも被越、御礼可申上候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

六月十四日　　沢村大学助（花押）
吉田菊道様
人々御中

17　吉田左兵衛書状

家来方迄之御手紙令拝覧候、然者大明神御遷宮、弥今晩ニ而候由、定而先日之趣ニ御奉行所ゟ御沙汰候而、可相調様ニ存候、日和も能一段之御事と奉祝候、先年も拙者事社参仕候間、此度も可参様ニ被存、御知せ之通得其意満足申候、然共我等事此中気重ニ而所々を痛、何方へも不罷出引籠居申程ニ候条、社参申間敷候、左様ニ御心得可給候、以上、

閏六月十一日　　田左兵衛

端裏「墨引」

行藤右衛門殿

御報

18　研覃居律

享保丁未九月十一日祭

六所神因設宴、各言志規祝之、余予亦賦一律、

今日入佳境、衆人仰社頭、菊延甘谷寿、楓照楚江秋、一曲過雲遠、三杯侍坐周、歓悰無限意、待月上南楼、

研覃居

武家文書三

1　宇佐公員寄進状

肥後国飽田郡宮内荘　八幡藤崎宮御社領之内百町分之百

右社領、武光以来被充行武領、神事社役等雖相勤、依為非道、菊池之一族、可被罰之通、至于延寿寺之住持快恵、有御託宣、御神慮無滞、彼御一族無連続、三十余年成他国、同十町配之給人迄、其筋目令退転畢、神罰如此無疑之旨、従社官中度々預御催促之間、当時格護之分、

三郎嶋四段下田井二段池田四段　池鯰村

御供田一町　八講田三段三丈　池鯰村　三月三日御供田　二段

池鯰村　池鯰一段連田井瀬一段

四月三日御供田二段　名越御供田二段　神楽田二段

町屋敷一ヶ所

同郡末永名之内、燈油田等奉還付処也、其外流鏑馬田、早苗男女田、放生会田、仮殿田、竈宅勉等之役所者、為百姓等相勤之条、不及沙汰歟、以此旨子孫繁栄武運長久之御祈念奉憑者也、仍為後証所記如件、

島崎
天文元年壬辰三月十七日　宇佐公員（花押）
八幡藤崎宮寺社御中

宮　司　房
行藤宮内少輔殿
鬼丸大膳亮殿
吉永左衛門尉殿
三郎丸治部少輔殿

2　大友義鑑判物

藤崎社家職、同拘之地、不可有相違候、倍祭礼等無忘慢馳走肝要候、恐々謹言、
三月九日　義鑑（花押）
三郎丸治部丞殿
（包紙）
「墨引」

3　大友義鎮判物

（包紙ウハ書）
「三郎丸治部少輔殿　義鎮　」
宮　司　房

藤崎社領之事、如前々諍不可有相違候、倍祭礼等無忘慢様馳走肝要候、猶年寄共可申候、恐々謹言、
十一月九日　義鎮（花押）

4　清田鑑祐・田吹宗逋等連署書状

就藤崎御神領之儀、委細示給候趣、令披見候、城兵部左衛門尉方知行候段付、爰元不存知候、近日如隈本可罷下候条、可申談候、如在有間敷候、恐々謹言、
三月十四日　宗逋（花押）
志賀左馬助　守直（花押）
吉岡中務少輔　鑑香（花押）
清田越後守　鑑祐（花押）
夏見式部少輔　鑑秀（花押）
大津留常陸介　長清（花押）
鑑富（花押）

三郎丸治部少輔殿
宮　司　房
御　報

（包紙ウハ書）
「　清田遠江入道
三郎丸治部少輔殿　田吹上総介
宮　司　房　御報　宗　道　」

5　大津留長清書状

就藤崎御神領之儀、巨細示給候、近日如御方用罷越候之条、各々申談、疎意有間敷候、猶鬼丸可被申候、恐々謹言、

二月廿三日　（大津留常陸介）長清（花押）

鬼丸大膳亮殿
行藤宮内少輔殿
吉永左衛門尉殿
三郎丸治部少輔殿
宮　司　坊　殿
御　報

6　前安房守親守書状

（包紙）
「肥後国検使中　前安房守親守」

肥後国飽田郡宮内庄之内大屋野主馬允跡三郎嶋弐町五段分、同志柿五郎左衛門尉跡三町分事、至藤崎八幡宮被成御寄附畢、任御判之旨厳重対彼社家衆中、可被打渡之由、依仰執達如件、

天文廿年六月廿三日　前安房守（花押）

大津留常陸介殿　大和守（花押）
田吹上総介殿　越後守（花押）
志賀左馬助殿　遠江守
清田遠江入道殿　安房守
夏見民部少輔殿　若狭守
清田越後守殿
吉岡三河守殿
岐部能登守殿

7　藤崎社家領段銭請取状

藤崎社家領之御段銭四貫五百文、慥請取申所如件、

十一月二日　田吹越前入道宗順（花押）

城三河守鎮冬（花押）
不二一房清祝（花押）

8　藤崎宮御供請人数写

八旛藤崎宮御供請人数事

七升盛
一宮　宮司坊　惣ノ市三度ニ一度請候
同
二宮　成徳坊　三人ニテカタメクリニヲロス也
同
三宮　成満坊
阿蘇十二膳之内

三升盛
一膳　宮司坊　同
一膳　成徳坊
同
一同　三郎丸　二同　行藤
一同　吉永　二同　吉永因幡守
一同　杉尾　二同　小仕
一膳　奉行
若宮四膳之内

五升盛
一膳　三郎丸　一膳　成徳坊
同
一同　行藤　一同　鬼丸
（マヽ）
高郎三膳之内

二升盛
一膳　成満坊　同
一膳　三郎丸
同
一同　宮坂
荒人一膳　一升盛　三郎丸
大神一膳　二升盛　鬼丸

一升盛
外前神王　二膳之内　一膳　鬼丸
一膳　吉永

一升盛
内前神王　二膳　宮司坊
二升モリ
天神　一膳　宮司坊
一升モリ
御前　一膳　吉永
二升モリ
松童子　一膳　土器

永禄十二己巳年五月五日

一升盛五膳御供屋ニアリ　二膳喜次郎丸小飯十二膳
三膳アッカリ三人

御内殿アル写

三郎丸蔵人能種（花押）

9　大友宗麟書状

（包紙ウハ書）
「三郎丸殿　宗　麟」
宮司坊

義統家督為祝儀、巻数一箱并嶋織物一端給候、令悦喜候、猶臼杵越中守可申候、恐々謹言、

五月一日　宗麟（花押）

宮　司　坊
行藤但馬守殿
鬼丸大膳亮殿
吉永民部丞殿
三　郎　丸殿

10　大友義統書状

（包紙ウハ書）
「三郎丸殿　義　統」
宮司坊

為家督祝儀、巻数一箱并嶋織物二端給候、令悦喜候、仍当社之儀、任前々之旨、不可有相違候之条、社家衆中申談、弥可被励懇祈事肝要候、猶臼杵越中守可申候、恐々謹言、

五月一日　義統（花押）

宮　司　坊
行藤但馬守殿
鬼丸大膳亮殿
吉永民部丞殿
三　郎　丸殿

造営文書一（写）

1　伏見上皇院宣写

「具書本マヽ」
以肥後国、可被造営藤崎宮者、
院宣如此、仍執達如件、
正和元年三月廿七日　資栄宮内卿　御判
八幡前検校法印御房

2　肥後国国宣写

在御判

造藤崎宮料所当国吏務事、
院宣如此、案文遣之、可存其旨、仍執達如件、
正和元年四月九日　前隠岐守秀度
肥後国在庁官人等中

3　沙弥某下知状写

在御判

造藤崎宮事始問事、神官以下寄事於左右無沙汰之条、太不可然、所詮被差下奉行人隠岐左衛門尉・筑前九郎左衛門尉幷大工宮内大夫国則也、日時来十月十一日十六日廿一日、可為此三ヶ日内也、然者早随奉行之所勘、云神官宮人等、云在庁官人等、面々相共無懈忘可被致其沙汰之旨、依国宣下知、如件、

文保元年八月十七日　　沙弥　在判

藤崎宮神官幷在庁官人中

4　藤原師信奉書写

肥後国為藤崎社造営料所、如元可令知行之由、可被下知朝清法印給旨、被仰下候也、仍執達如件

文保三
三月十二日　　大納言師信

上　六条前大納言殿

5　藤原師信雑掌奉書写

肥後国為藤崎社造営料所、如元可令知行之由、一位大納言奉書如此、可令存知之状、如件

文保三年三月十二日　　御判

壇前検校法印御房

追上啓

藤崎宮造営事、殊可令致其沙汰給之由、同被仰下候也、恐惶謹言、

6　後醍醐天皇綸旨写

肥後国可令知行給者、天気如此、仍上啓如件、

元亨二年九月十八日　　大蔵卿　御判

謹上　滋野井中納言殿

追申

綸旨被遣之候、又藤崎宮造営事、可被其沙汰之由、同被載綸旨候、可令存知給候也、

7　左衛門少尉仲光奉書写

肥後国可令知行給之由所候也、仍執達如件、

元亨二年九月十九日　　左衛門少尉　在判

謹上　大夫律師御房

8　左衛門少尉仲光奉書写

藤崎宮造営事、檀法印知行当国後(マヽ)沙汰分、被問答于社家、可被注

進員数候、所造立之損毛、眼前定不可有其隠候歟、委可被尋究之由所候也、仍執達如件、

元亨二
九月十九日　　左衛門少尉仲光　奉

謹上　大夫律師御房

9　田中朝清請文写

造藤崎宮料所肥後国吏務間事、為前司之身致押妨之由、被仰下候之条、殊以驚存候、御改替事、不存知候之処、其比始承及候之間、且尋申入御沙汰実否候畢、就其御左右則可罷退之由加下知候畢、彼使者未下着之程候哉、其以前東国之輩、沙汰之次第不存知候、如此被仰下候、殊以恐入候、生死可加下知候、且可得此御意候乎、恐々謹言

元亨二
十二月十日　　法印朝清

謹上　蔵人大輔殿

10　後醍醐天皇綸旨写

肥後国朝清法印濫妨事、恐望状副朝清法印請文　如此、子細見于状候歟、早可令全吏務給之由、天気所候也、仍悤如件、季房謹言、

元亨二
十二月廿八日　　勘解由次官季房　奉

進上　滋野井前中納言殿

11　四条天皇宣旨写

左弁官下大宰府

応且依度度　宣旨御教書幷関東下知状、且任宇佐造営済例、不論神社仏寺権門勢家領国中庄公、不論一所平均支配、管肥後国藤崎造営用途事、

右得彼国守藤原朝臣盛時今月一日解状偁、当宮者大菩薩垂跡五所別宮并三、鎮護国家之霊社、当州并三之宗廟也、霊瑞是新之故、尊神異他、因茲自承平建立之昔、至于保延年中、造営国衙造勤之条委見于社解等、爰去寛喜二年八月八日暴風俄吹、霊木尽倒之、剰神殿以下具屋併以顚、仍任旧記勘子細、度度経奏聞之処、毎度忝被下　宣旨、被下御教書幷関東御下知状畢、依而地頭名主等猥忘先規符語、本家領家等年貢有妨之由、巧申無実之条、極虚誕也、凡自上古于今、如此等臨時勅事等、全非領家費、一国平均課役先例也、而寄事於領家方、勘所伏之地、多対捍之所、仍未及巧之企突、抑考先縦(マヽ)国広博之昔、尚不漏立針之地、庄園競立之今、争終終莫大力哉之由言上間、去嘉禎三年七月廿六日、重被下御教書、尚以不合期、故大菩薩御体九箇年之間仮殿于今御座、冥慮有怖事也、然而重被下　綸旨、欲終其功、豈望請　天裁、且任保延

例、且如宇佐宮済例、不嫌神社仏寺、不論権門勢家領家一国庄公、不漏一所平均支配之由停止自由元道新儀、准拠一円勤仕旧例、不日可終造畢之由、被下　宣旨、将仰聖仁元、偏弥知神徳厳重者、権中納言藤原朝臣為家　宣奉　勅依請者、府宜承知依　宣行之、

嘉禎四年六月十六日　大中小槻宿禰

小弁平朝臣

12　関東御教書写

肥後国藤崎宮造営事、宣旨副具書遣之　此事度々被　宣下候之処、千今不事行云々、尤不使任宇佐造宮済例、不漏神社仏寺権門勢家領国中庄公、不漏一所平均可支配之由、被載之、任状可被催促也、地頭之中有難渋之輩者、早可被注申交名之状、依仰執達如件、

嘉禎四年七月八日　　左京権大夫御判

修理権大夫御判

13　後醍醐天皇綸旨写

藤崎社造営料所肥後国正税段米已下事、勘解由宰相状副具書如此、子細見状、早可被申関東之旨、天気所候也、仍上啓如件、

「元徳二」（異筆）

三月十二日　　内蔵頭実治

謹上　春宮大夫殿

14　後醍醐天皇綸旨写

藤崎社造営料所肥後国正税段米已下事、綸旨副勘解由宰相状幷雑掌解如此候、仍執達如件、

「元徳二」（異筆）

三月十七日　　春宮大夫公宗

相模守殿

15　関東御教書写

肥後国藤崎社造営事、

綸旨副具書如此、早任被仰下之旨、可致其沙汰之状、依仰執達如件、

元徳二年五月九日　　相模守御判

武蔵修理亮殿

16　鎮西探題奉書写

肥後国藤崎社造営事、綸旨関東御教書副具書如此、任被仰下之旨、厳密可被致沙汰候、仍執達如件、

元徳二年八月十日　　修理亮御判

上総掃部助殿

17　鎮西探題奉書写

肥後国藤崎社造営事、綸旨関東御教書 副具書 如此、任被仰下之旨、守護代相共厳密可被致沙汰候也、仍執達如件、

元徳二年八月十日　　修理亮 御判

大宮司殿

造営文書 二

1 藤崎八幡宮造営注文

（端裏書）

「 進上　　御奉行所 」

肥後国藤崎八幡宮、可被遂造営之由事、当社神官等申状 副具書 如此候、謹進上之子細戴干状候歟、以此旨可有洩御披露候哉、恐惶謹言、

正平十二年十一月十七日　　肥後守藤原武光上

（裏）「御在判」

進上　御奉行所

2 藤崎宮社司神官等解

（端裏）「八幡藤崎宮神官等申状候正平十二、十一、十七」（裏）「在判」

八幡五所別宮肥後国藤崎宮社司神官等謹解

請特蒙　恩裁、唯先例、且任代々　院宣御教書旨、且依社家旧規、被寄当国吏務并段米銭以下料所、遂造営節、致御祈禱精誠子細状、

副進

一巻十八通　院宣綸旨御教書案并宮寺注文

右謹考、当社旧貫、出本地大自在王仏躰、示垂跡応神天王聖霊、靡法幡於海外、振神威武威於異朝以降、日域擁護之社壇、瑞籬歳旧、霊験日新、現奇瑞於詫宣事不可勝計矣、且延喜神名帳明白也、爰朱雀院聖代承平年中之比、為伏将門逆乱、奉崇八幡之別宮於九州五所、以藤崎社被立冲三畢、依之朝敵凶徒等退散削跡、扶桑一州静謐而無驚、而万寿年中、当社炎上之時、追承平之例、課国司被遂造営畢、其後康平長承保延寛喜大風破壊、建長火災、毎度任次冲記録、准宇佐済例、被下　院宣御教書、造営遷宮如旧奉崇敬、加之正応嘉元風破之時、亦以如此、而去延慶二年之比、当社亦炎上之間、任先規被経奏聞、被下厳蜜（マヽ）院宣御教書、以当国吏務雖被遂造営、尚以不事行、重申成段米銭、任宇佐済例、被遂造営之処、依世上動乱、被閣造営畢、忝大菩薩神躰、干今仮殿御座之条、社家愁歎何事如之哉、依之社司等含愁訴之処、剰去潤（マヽ）七月十五日夜暴風俄吹、半作正殿破損并楼門一宇顚倒、其外具屋以下寺社霊木悉以破壊顚倒訖、社家荒廃専当干斯時、所詮任先規、被寄

吏務段米銭歟、不然者以当社領地頭職闕所地、被寄進造営料所、
被遂造畢者、尤可為神慮哉、併仰高察、仍謹勒状解、

正平十二年十一月　日

3　八幡藤崎宮寺造営注文

八幡　藤崎宮寺注文、可被造営注文

一大宮三所御殿九間一面
同拝殿五間一面
同二階楼門一宇
同廻廊四十六間
一若宮殿五間一面
同舞殿三間二面
一阿蘇殿六間一面
一高良殿三間一面
一中央武内大臣一間一面
一御崎殿一間一面
一荒人一間一面　橘能貞
一経蔵五間二面
一宝蔵六間四面
一竈殿五間四面
一二階鐘楼一宇
一庁屋七間四面
一四壁築地
一四方門内　南北棟門　西四足
　東平門
一左右善神王社　各一間一宇
一鳥居三本
一弥勒寺三間四面
一勝成寺三間二面
一妙楽寺三間二面
一愛染王堂一宇
一尺迦堂一間四面
一御甕車宿二宇　各四間
右大略注進、如斯

4　藤崎宮造営日記

藤崎宮御造営之事、

大永二年壬午四月三日　釿立
同八月三日　石居
同月十六日　柱立

同十一月十二日　棟上

大永四年甲申四月七日御遷宮也、

一材木同板之代鳥目之事、

百四十二貫八百文也、

一地鉄之事

馬秩子　一万五千六百四十

鑿　二百二十

鋲銕　十二丁

右三種之代、鳥目百卅一貫六百文也、

一墨　十七連

一茶五十五斤

一味曾桶十二

一塩俵二十七

一白米同酒之米各百五十八石八斗五升

一大工作料之鳥目二百廿六貫九百文

一種々仕鳥目之分百廿一貫七百十文

右已上鳥目七百七十一貫十文也、

一大工数四千七百八十九人也、

一鍛冶六百九十五人也、

一木切同木分之人数六百九十七人也、

一日数已上　二百七十九日也、

一柱立之時祝之事

馬　一疋

太刀　一腰

織筋一端

鳥目二十三貫四百文

俵籾　三十四

一棟上之時祝之事

太刀　四腰

馬　二疋

鎧　一領

甲　一刎　翼歟

弓　一張

征矢　一腰

絹　三疋

織筋　四端

袷仕立　二

染布白布各六十六端

瓶子　二具
銚子同提一対
中紙　一束
白錦　四経
筵　四枚
苧　九十
草履　五足
鳥目　五十二貫文
白米俵　二
一御遷宮之時
太刀　三腰
馬鞍置　三疋
小袖仕立　六
絹　十疋
錦　十二端
布　三束
中紙　一束
沈香　一両
油　三升

曲桶　三
御酒桶　三
杓　三
草履　十八足
鳥目七十二貫六百文

同拝殿造営之事
大永四年甲申十月十二日
一鳥目已上　八十四貫六百文
一白米已上　九石二斗五升
一味曾桶　一
一塩俵　六
一茶　七斤

同経坊造営時之事
大永七年丁亥二月十二日
一鳥目已上七十七貫百文
一白米　六石
一糙米　十石
一味曾桶　二

一塩俵　五
一茶　十斤

同楼門造営時之事
享禄五年丙辰十月廿日

一鎧甲
一弓同征矢
一太刀馬
一絹　一疋
一板物　二端
一布　四十二端
一茶　十五斤
一苧　四十
一綿　四十
一白米廿一石七斗四升
一鳥目二百三貫卅三文
一味曾桶　四
一塩俵　五
一大釘二千五百　小釘三千六百
一地鉄　各二千四十二

一木切木分　二百九十一人
右御社頭拝殿楼門経坊造営之時仕鳥目之事、
已上一千一百卅五貫七百卅三文也、
同白米已上一百四十六石五斗九升也、

正遷宮

一板御座　四重
一かミ御座　四重
一錦御座　一重
一戸張
一御簾
一金とうろ
一きぬ　三端但たん引
一ぬの　かり数ヨリ間次ヤ
一わけ桶　三　高　壱尺二寸　さし渡し九寸
一にしき
一桶　二ツ
一ひしやく五ツ
一あし打　五十膳
一くきやう　六内　きやうの膳　三　沓のたい　三

一あし打　三膳
一へき　五十枚
一ちやうしいさけ
一しほ
一御供米　両度　八斗四升
一かミ　三束
一まく　三はり
一神酒　樽六ツ但斗入
一餅　五百
一御菓子　一初こん　こふかちくり　一川肴　ひらき豆　一好物の御さかな
一油　三升
一あんとん　九
一へいじ　一具

祭事関係文書

1　藤崎宮放生会祭次第

放生会御祭之次第

一御神殿　二間はり三間
一勅使屋　二間
一御供屋
　是三ハ百町分より
一槇崎より、はり一本、さす一本、大竹一束、小竹一束、
　かや二駄、なハ入次第
一かや方、九郎丸、右同
一池ばたより、木弐本出しての上ニ南の妻一方
一れんたいじ、五郎の口より、木弐本、竹大小二束、かや二駄、
　なハ入次第
一島田かた、津保井より、右同
一三島かた、津保井こかより、右同
一本島崎かたより、右同
一かや山城殿内田かたより、木弐本出しての上ニ北の妻一方
一城四郎左ヱ門尉志戸岡殿かた木弐本、竹大小二束、かや二駄、なハ入次第
一安竹之儀限部近江殿かたより　はり一本、さす一本、竹大小二本
　かや二駄、なハ入次第
　二間はり五間
一がくや、島ノ岡本左近允、野田一町付而一人にて仕候
一勅使屋、槇崎より、木一本並一束、かや一荷

一出田山城殿より、木一本、竹一束、かや一荷
一津保井大茂名より、　右同
一岡村殿かた、れんたいし、　右同
一島田かたより、　右同
一浄土井殿方　京町右近より、　右同
一上代鳥井殿、本島崎方　右同
一内田方、　かやの山城殿　右同
一竹崎殿、　田崎　右同
一限部近江殿方、富田土佐殿　右同
一御供屋右之人数にて出物相同
一はいてん　かくら屋也　巻崎七ケ所ノ屋敷より
かり殿以上大小五

御こしかきの事
一本社　山鹿石村より但一社ニゑほし上下にて四人かたうちかたきんはかまにて四人
一二宮　巻崎七ケ所ノ屋敷より
一三宮　池はたより四人、上代吉行名四人、
神馬三疋　くらをき馬一疋ニ口取しつなさし両人ッゝゑほし上下にて
御供一日ニ三度
折三膳　ひら米紙ノ袋三ッ
一ひしやく
一はんさう
一てのこひ
一三社のほこもち三人、ゑほししろひたゝれ
一びれい、かうさまちより出申候、
一きせなかの具足にて馬ニ乗申候、
一すいひやう、願主次才
一ほこかさ、　願主次才
一寺社、乗馬より御供申候、
一勅使、乗馬あり
下宮ニ出申候御酒之事
一へいじ　五具
一あしおけ十荷
右之酒入用之事
一社人座ニへいじ三具
一勅使座へへいじ一具
一ミこ座へへいじ一具
右之酒以上百町分より出申候、

百町分之次才

一番　本十町
二番　かやかた
三番　池はた
四番　岡村方
五番　志戸岡方
六番　今十町
七番　本島崎方
八番　内田かた
九番　志摩田かた
十番　赤星佐馬殿

2　藤崎宮年中祭礼次才

（〇前欠）

付而鬼丸二せん、是ハ諸司役ニ付て御祭礼ニ此分也、
いものしるハ三枚、きやうハ八枚、下ハ五枚
みこ座いものしるにておもの酒きやう七せん
五枚
〇是もおもの酒上也、
中間酒之事
鬼丸ひくワん分別にて
寺社ノひくワんへたへさする也、
四頭のひくワん四人下座へ参也、
一十一日御供如常蔵ひらき、御祈禱はしめ、
大般若いものしるにて御酒御供所より、
〃〃〃〃〃〃〃
一十四日御供如常　ほたれ菜吉行名より上代、
一十五日かゆ暁楽如常其後御供、
二月一日御供如常
七日ノ
彼岸〇護経、すうせん吉永殿より、
三宮司　知蔵坊　鬼丸　副別当
あつかり三人
十五日粥暁其後御供楽両度如常、
十五日之内此あひ〳〵も御供米有次才ニ参、
一二月八月両度之彼岸御供之事、
宮坂殿より
二月八月
一両度之すうせん吉永殿より、
護経ノ下おめしの御人数をうくる事〻上
宮司坊　副別当

成徳坊　あつかり三人
成満坊
知蔵坊
鬼丸　しやうはん　池はた名之内蔵薗　おきの名　上代　吉行名　童子丸
一　三月三日　（草もち上巳　小犬丸　我等如常
一藤之御会之事、御供米一ヶ度。以御供所まはして取次ある也、御酒ハ
衆儀中より調申也、
てひしむハ　そうまん所より同酒、
へひし具調候、すうまん所（マヽ）よりへひし、
へひし五具上候、すうまん所よりへひし一具、
又すうまん所よりてひしん同酒、
一四月三日、祭之取次御供所前よりさかないものしる三枚引盃三ツ、
たてめされ候て、其後おもの盃にてめす也、
一きそひ馬之事
宮司坊
すうまん所（マヽ）
宮坂殿
末永殿
久玉方
惣大工
一物之事
三郎丸殿
三宮司　かたまハリニめさるゝ也、
鬼丸殿
吉永殿
聖徳守よりめさるゝ分、
牛にかひ具をきて、乗人の支度ハ、しろかたひらをうちかふり、
くひを帯にていふ也、
太刀もち両人
長刀もち両人
弓えひら両人
宮めくりの次ヰ　先一物、牛、大刀長大刀、弓、えひらの衆、
きそひ馬
五月五日　せつとう百町分今十町せはき田一町、
御神ニ上ちまきハ御供所より調候、
四日　酒ひらきニ出る人数之事、
宮司坊

副別当
添使
小使
村頭
せんふ　三人
あつかり　三人

酒ひらきこんかすの事、
初こんうちへきの上ニめ(マヽ)、二こんめ竹の子のしる、三こんめ山のいものしる、其次ニ一にちまき、其次ニときちまき、上ハ五下ハ三、其次上ハ三下ハ二、五こん過者心見とて、茶ハんにて一へん、其次ニ宮司坊副別当ニ茶ハん盃、其次ハ大盃にて白酒、

同四日ニ心ミの酒へひし一具清　鬼丸殿へ、

五日　宮座之事
へひし二具　清
初こんのさかなめ、二こんめ竹の子のしる、三こんめ山のいものしる、其次ニ一わちまき、下ハ五其次ときちまき也、上ハ五下ハ三、其次ときちまき、上ハ三下ハ二、
此時におけ酒二荷、おもの盃にてめさるゝ也、
初こんハ五枚、下ハ三枚、三こんめ上ハ八枚下ハ五枚、きくかけなかく
宮司坊二せん、鬼丸、二せん
みこ座之事
へひし一具白酒ちまき五ツヽ、きくかけなかく、
やふさミの次才
一番　すうまん所
二番　行藤殿
三番　吉永
　　末永殿
四番　石村
五番　久王かた
六番　地頭分

さうとめの儀之事
き安寺　さうとめ一人
寿光寺　さうとめ一人
今十町　さうとめ一人
池はた　さうとめ一人
牛は鬼丸より
はなとりハ行藤より
まかとりハ弥使

ひつハあつかりかしら（水ハ五郎左衛門尉はし弥四郎）
宣命　つゝミにてはやし候、
三社之御前ニ　瓶子一双ッゝ、
武内大神宮ニ　瓶子一双
宮司坊　二具
同別当しよくニ　一具
成徳坊　一具
成満坊　一く
智蔵坊　かたく
三郎丸殿　二具
行藤殿　三具
鬼丸殿　六具
吉永殿　二具
宮坂殿　一具
杉尾殿　一具
次郎左衛門尉しよく　一く
左衛門大夫しよく　一く
森崎殿　一くかたく
御供所　かたく

宣命　一具
そうのいち　かたく
中座　一くかたく
いやのいち　かたく
ないし　かたく
阿蘇いち　かたく
わかいち　かたく

夏越祭
廿八日えんの座敷之事、
寺社中　神人
初こんのさかな　あほひてひらき、二こんめ夕かほ、三こんめのしる、四こんめまんちう、五こんめさうめん、
同廿九日　宮座之事、
初こんあほひてひらき、二こんめ夕顔、三こんめのしる、四こんめ瓜、
白酒荷桶一か、

おろし物之事
鬼丸殿六升、吉永殿五升、ひれひ八升、小使二升、地頭分ニ付而六升、弥使二升、宣命八升、土器三升、副別当五升、記二郎丸二升、すうのいち二升、かもり一升、あつかり三人一升ッゝ、

せんふ三人二升ツヽ、女さうし三人一升ツヽ、大鼓もち二升、
牛一升、はなとり一升、みこ一升ツヽ、

八月放生会

両度之検見之座之事

さひちやう両人、御供所奉行限本城奉行より一人、小使副別当
せんふ三人、百町分百性(マヽ)十人、さひちやう両人、又奉行両人の
ひくワん座ニ参出候、

天馬四疋之事

かや方九郎丸より一疋、志摩田かたより一疋、宮司坊より一疋、
本嶋崎かたより一疋、
おりまし検見の座之事
初こんあほひてひらき、二こんめいものしる、三こんめなます、
一所こたのうしろ
大検見田五段、
初こんあほひてひらき、二こんめいものしる、三こんめなます、
四こんめハおめしおりせん八枚、五こんめハひんすい、

御馬三疋之事

本社の御馬、限本御奉行より、三宮御馬(マヽ)三郎丸殿より、三宮の
御馬百町分かたまハりに、
百町分より
馬引のしたく、えほし上下。まくちうしひさけ持て一人、みこ
座のしやく取一人、此したくハ上下このまヽ、ちうしひさけハ
百町分の御馬ニ付て出候、
かたまハりに
三宮の御馬百町分より。随而まくちうしひさけ出候、ちやうの
屋のまく也、さいちやうの座のしやくとり、みこ座のしやくと
り、此両人八百町の御馬ニ付て出候、
馬引の支度之事、何もえほし上下、しやくとりも同前、

かいちやうかきの事、

本社石村、使小使、
二宮　巻崎七ヶ所の屋敷　使副別当
三宮　池はた名吉行名、彼両所より、
四人ツヽ以上一社ニ八人ツヽ、
支度　鳥かしらに上下、
下之宮の御供、かいちやうかき請候、
下之宮へ御供はこふ人足、手取石より両人出候、是も御供一本
つゝうけ候、
下之宮へ
百町分より瓶子五具、足桶十前出候、瓶子三具ハ寺社座へ、さ

いちやうの座へ一く、みこ座へ一具、以上五く也、足桶ハおろし
酒ニなるなり、寺社ニ座敷いものしる三枚にてひき盃三ツ、、
其後大器にてめさるゝ也、
さいちやうのしやぢん社家ノ一老しやくあつかり

鉾持次第
一番村頭、二番め弥使、三番め小使、

百町分之次第
一番　本十町
二番　加恵方
三番　池はた
四番　岡村方
五番　志摩田方
六番　今十町
七番　本嶋崎方
八番　内田方
九番　志戸岡方
十番　近江守方

うけ酒之事
かひちやうかき一社ニ八升ッ、、下之宮へ御供持人足両人一升
ッ、、大鼓持両人一升ッ、、御馬さし六人にて六升、
かり殿（はり）二間の三けん　ちやうの屋、御供屋、
これ三ハ百町分より、催促小使
楽屋（はり）三けんの五けん　三ッふ嶋野田一町より作候、
拝殿　巻崎七ヶ所ノ屋敷ヨリ　そひそく　副別当、
下と宮（マヽ）岩清水両所ノ住連縄あつかりかしら調候、
八月彼岸御供、又ハすうせん、二月におなし、

九月九日
御供上候　祭之御酒　足桶、
一か　さかないものしる三枚、御供所より調候、瓶子一双みこ
座へちうけん有也、
やふさめの次第　（。以下欠）

3　藤崎宮年中祭礼次第
八幡藤崎宮祭次第之事
一正月九日　射去御祭
右之御まつりハ為一天泰平四海安□国家豊饒、神前大的を掛、

寺社より大床式法あつて後、彼大的にむかつて、は矢を天下泰平と射、乙矢を国土安穏と射、社官中次ゟニ奉射納也、

一二月臨時之まつり中古断絶、

一三月十五日藤連哥　当社者藤を以神霊の地とするの間、藤之御発句御座候、此会ゟ一の祭礼也、従上古已来御発句ハ、国のかミ不然則国主名代。御作御発句右之。御会つと来衆頭ゝゝ輩、弥勒寺妙楽寺三郎丸蔵人太夫行藤此四人にて左近大夫ゝゝゝゝゝゝ

年々致。執行候、

一四月十五日　一夏二千句乃はしめ。寒頭ハ是も藤之御発句右ニ同千句者寺社具行、千句ハ武家ヨリ也、前代ハ寺社のミにて千句奉致執行也、

一五月五日　御田植

一六月廿九日　菅抜御祓

一七月七日　千句の連哥終テ哥

八月放生会祭礼之事

一宮かり殿　はり弐間ニ三間　京町村　牧崎村

一寺社出仕座　同二間ニ五間　連台寺村

一勅使屋　同　弐間ニ二間　島池畑村

一神楽屋　同　二間ニ三間　坪井村

一御供屋　同　弐間ニ三間　上代村

一御桟敷

一御台所

一御馬屋

御能五番　致当町人

みこしかき申者之事

一宮　山鹿郡之内　石村ヨリ八人

二宮　飽田郡ノ内　牧崎村ヨリ右同

三宮　同郡川尻之内　池畠村ヨリ右同

一てんかく役人　菊池郡之内　甲佐町村

殿様御桟敷御台所米公儀ヨリ出、御郡代の御まかない、

殿様より　神馬三疋　大ぶさ
御長柄　五十本
随兵　三百人

一随兵頭騎馬御郡奉行ヨリ出ル

一笠鉾　五十本　当町ヨリ出ス

一寺社二十人　騎馬

外同騎馬三人

勅使代　光永

副別当

神楽人

御馬何茂御家中御侍衆ヨリ出ル

一九月九日　（マヽ）流鏑

一十一月　初卯神楽

一十二月　丑祭

以上

三郎丸蔵人太夫

寛永十年正月十九日　能治（花押）

行藤左近太夫

宗俊（花押）

国遠道倫老

小崎与次兵衛殿

神足三郎左衛門殿

4　藤崎宮放生会祭礼次ヰ

八幡藤崎宮八月十五日御祭之事

（前出第3号文書のうち「八月放生会祭礼之事」と同一につき省略する。）

三郎丸蔵人太夫

寛永十年正月十九日　能治（花押）

行藤左近太夫

宗俊（花押）

国遠道倫老

小崎与次兵ヱ殿

神足三郎左ヱ門殿

5　藤崎宮放生会駕輿丁次ヰ

御みこしかき之事

一宮　山鹿郡之内　石村　従八人

二宮　飽田郡之内　牧崎村右同

三宮　川尻之内　池畠村右同

てんかく菊池郡之内　甲佐町村三人

藤崎社人

八月十日　三郎丸（花押）

行　藤（花押）

留田庄左ヱ門尉殿

6　藤崎宮神事乗馬差出

八幡宮御神事乗馬差出

御神馬　三疋

弥勒寺　壱疋

勝成寺　同

妙楽寺　同

三郎丸蔵人大夫　同

行藤左近太輔　同

鬼丸権少　同

吉永左兵衛　同

宮坂治部　同

宮坂右近　同

杉尾掃部　同

吉永次郎太夫　同

森崎市郎太夫　同

神楽人　同

副別当　同

光永　同

随兵頭　同

付随兵匝

長柄　五十本

笠鉾　町ゟ出

補任関係文書

1　藤崎社領家下文

（花押）

下　藤崎宮神官吉清所

可早任申状道理停止憲平非分望蔦吉清座上当宮御放生会御羽役

幷判形牧崎宮勅使役事、

右吉清者為譜代神官之処、憲平以非重代之身、致蔦以相論之間、可為吉清言上之由、去建長年中之比、被成御下知之処、憲平正嘉年中上表神官職畢、而令致自由之出仕、重及相論云々、甚狼藉也、早任建長御下知之旨、停止憲平非分之望、可為吉清座上之由、依領家之仰下知如件、

弘安元年六月　日

執印　権寺主（花押）

2　橘　政能注進状

（端裏）「三郎丸太郎政能所進」

注進

藤崎社重代神官三郎丸名内沽却田畠在家等事、

合

田地

壱町　長太入道凡下

壱段弐杖　清太。入道凡下

弐段　釈住弥三郎凡下

参段参杖　同人同

畠地

陸段坪井村内　億万法師凡下

壱段余井口畠　久末入道凡下

弐段荒尾　長右衛門入道出家非氏仁

弐段口坪　同人

壱所堂薗刈草村内　同人

在家

壱所坪井村内　性仏尼出家非氏仁

壱所田宮　河尻馬大夫凡下

壱所田宮今者畠　弥藤太郎後家凡下

右大概若斯、此外雖在之不遑注進、重可注申也、仍注文如件

正安元年六月　日　　橘　政能（花押）

3　橘政能補任状

補任

八幡藤崎社御輦車別当職事

三郎丸政能

右当職者鬼丸親実所職也、而依為親実不法緩怠、就令宝蔵荒破、或被取神宝於盗賊、或被侵輦車於雨露、是併為国家之費、社家之忘之間、可改彼職之由、経神官中於内談之処、一揆之寂中政能令買得件職之旨支申之上、適器量之間令下知政能畢、然早恒例臨時神役等、任先規無懈怠可致其沙汰、仍所補任如件、

延慶三年三月廿二日　　僧道円（花押）

4　橘能政譲状

譲与　大夫房能智所

肥後国藤崎社領内三郎丸田畠在家所職等事、

一南池元上万作田地息壱段壱丈又壱段妙楽寺正月八日修正僧膳壱

筒日同白酒可勤之、同名内参丈田加之、

一仏堂前畠并自道者西畠在家在之、同上林加之、

一坪井原内元太輔別当作畠弐段御輦車役在之、
一同村内元太郎丸入道薗壱所役同前、
一当宮三御燈職、相副御下知等譲渡之、
右件名田畠在家所職等者、能政重代相伝之私領也、而今相副次第文書等、所譲渡于能智也、於有限社役者、随惣領之催促可令勤仕、自今以後者、自此状之外、号能政之譲状於出来者、為謀書不可用之、仍為後日譲状如件、

元弘参年癸酉三月十日　　橘　能政（花押）

5　橘能次譲状

譲与
三郎丸二男宮寿殿のところに譲与田畠并当住屋敷御宮の庁屋座敷等事同御供、一膳
右田畠屋敷等ハ宮坂五郎種次の重代相伝しりやう也、しかりといへとも宮寿御前をやうしとして、能次の知行分一跡を本証文てつき等あいそへて永代をかきて所譲与也、坪付は別帋あり、此内をしちけんに入て候、田畠等は、本物をもてうけかへして御知行あるへく候、今まて子の一人ももたす候、其上志あるによて宮寿御せんに譲与所也、社役等ハ任先規可被勤仕者也、もし此内にしせんと望申等人ありとゆうとも、此譲状をもて御知行あるへく候、仍為後日譲状如件、

嘉慶二年四月廿五日　　橘　能次（花押）

6　橘能興譲状

（端裏書）「譲状」
譲与　能和所
肥後国藤崎社三郎丸所職等事、田畠等之事者別紙注渡所也、
右件田畠者、能興住代（マヽ）相伝之私領也、然間一跡相続之事能和ニ譲与所也、於社役等者、守先例可令勤仕、自今以後者、自此状之外号能興之譲状於出来者、為謀書不可用之、仍為後日譲状如件、

寛正三年壬午九月十七日　　蔵人大夫橘能興（花押）

7　藤崎社神官三郎丸祖子分次第

（端裏書）「三郎丸祖子分次第状」
八幡藤崎宮神官三郎丸祖子分次第
宮師万力坊
三御燈成満坊
宮坂職　　同宣命式（マヽ）事
左衛門大夫職　自是成成敗所也

末永

小末永　今者栖本方知行

何方之所領惣領別分也、

仍為後日譲状如件、

寛正三年壬午九月十七日

蔵人大夫橘能興（花押）

神龍院以下書状

1　吉田神竜院吉田左兵衛佐書状（折紙）

猶々従伝奏被仰越候間、必前ニ社役已下為社家中被申付候儀、可然候、

今度鬼丸与蔵上洛候而承候趣、得其意候、先年神楽之左衛門尉上洛之時、冠袍着用候由不審存候、即九兵衛ニ申聞候処、其儀ハ任社例、風折烏帽子狩衣御裁許候キ、右之条被驚入候、其段左衛門尉方へ可申越候由候、此便如何候間、以後便可申遣候、先被相受得、於其国可被申理候儀、専用存候、恐々謹言、

閏二月廿八日　　吉田神竜院（花押）

藤崎八幡宮

惣社家中

御宿所

2　大炊御門家雑掌書状（折紙）

藤崎八幡宮神楽人之中左衛門尉、先年於京都吉田左兵衛佐殿受御異見之由、以虚説冠袍令着用之儀、今度就鬼丸与蔵上洛其段相聞候、於冠装束品々差別在之事候、不帯官位凡倍任我意着用、太以擾敷次第候、為社家中急度遂穿鑿糺明尤候也、

三月六日　　大炊御門家雑掌　行賢（花押）

藤崎八幡宮

社家中

3　大炊御門家雑掌書状

書状之趣承候、然者当年之御祝儀、為御樽代銀子壱枚令披露候、

珍重之段我等ゟ相心得候て可申旨候、早々与蔵可下着候処、御譲位又者御即位ニ御隙入候マヽ、今迄逗留被申候、雖然左衛門申掠候通、其地御奉行衆御聞分候て、社法如前々与之儀、近比被成御満足候、猶与蔵可被申候間不能委細候、恐々謹言、

大炊御門家雑掌

卯月廿八日　　行賢（花押）

藤崎八幡宮

社家中

4　大炊御門家雑掌書状（紙折）

尚以冠四位袍之儀、不及申儀候へ共、左衛門着用申事中々ニ有之間敷候、其通肥後守殿へも被申入候、以上、

今度藤崎神楽人左衛門儀ニ付、鬼丸与蔵上洛之事、御様子被相聞届、則吉田神竜院御直談之処、去年天地へ之如直札之趣、冠装束之儀免申儀、聊以無之由候、其旨を以肥後守殿へも御入魂被申候、菟角従先規如有来、社法紛有之間敷与之儀、肥後守殿御奉行衆も其通ニ候、弥其方にて被得御意、如前々社法被相定候様専要候、其上被窺　叡慮儀候者、可被申越候、猶口状ニ申渡候間不能具候、恐々謹言、

大炊御門家雑掌

卯月廿八日　　行賢（花押）

藤崎八幡宮

社家中

5　滋野井家雑掌大炊御門家雑掌連署書状（紙折）

宮坂左衛門方ゟ使者進上被申候而、一書令啓候、各何比入国候哉、拠而一儀之様子、急度御年寄中へ被申渡候事候哉、近衛様被御遣候御返事、急被申候て可然候、定而仰之通にて候而、手前別儀有間布と被仰候、先以今度下之海上、波風之儀迄も無御心元被思召候、弥爰元之通相替儀無之候、御上洛候て可被申上候、恐々謹言、

滋野井殿家雑掌

三上丹後守

霜月十四日　　忠治（花押）

大炊御門殿家雑掌

行堅（花押）

藤崎神主
三郎丸蔵人殿
鬼丸権少殿
宮坂左衛門殿

6　真継美濃守書状　(紙折)

巳上

追而申候、大炊殿御音信中々不被成御請取候、重而も其分に候、以上、

預御折紙本意此事候、然者内神御幣役之事被仰上候、今度神楽人左衛門方上洛は、吉田殿御馳走に而、社務に被罷成候者ゝ、昔之系図等写にて上申候写被差下候、於爰許兎角御沙汰如何敷候、各相談有之駿府へ御理尤に存候、於様子て口上ニ可有伝達候間、申入候、恐々謹言、

六月十日　　真継美濃守（花押）

三郎丸
蔵人太夫殿
貴報

7　真継美濃守書状(紙折)

御折紙本意此事候、吉田殿御使者へ之返事之通被御越候承届候、此方相替儀無之候、委細之儀者自行堅具可有之候間、不及一二候、折節内侍所御移徙ニ付而、神事彼是不得寸隙候間、早々申入候、無御油断来春者早々可被申上事専用ニ候、猶期後音之時候間令省略候、恐々謹言、

十二月十一日　　真継美濃守（花押）

藤崎八幡
一社御中

8　藤崎社神主社人条書

乍恐申上条々

一藤崎神主とハ申候者ハ三郎丸事、

一九人之社人ハ往古より冠袍着仕来候事、
一神楽人とハ左衛門尉か事に候、然処ニ為神主由吉田殿へ申掠候事、
右之趣被成御糺明　文等被成御覧、如先規之被仰付候様に奉頼候、罷上候事肥後守家老之衆依申付之事候、此旨可預御披露候、

慶長十八年
九月廿日　　能治
　　親定
　　純重
　　能賢

進藤左兵衛太夫殿
人々御中

9　三郎丸能治・鬼丸親定連署訴状案

乍恐申上条々
一九州於肥後国、藤崎八幡宮　勅願所也、承平年中ニ　勧請之刻、男山より藤崎の為、神主橘能貞罷下、其子孫即神主として有之事候、今之三郎丸能治神主是也、然処御子座に有之神楽人之左衛門と申者虚言申、往古ゟ伝たる神主三郎丸をさしのけ、新儀ニ御子座の者として、神主の仕内神之へいやくを望、かり事をたくミ候て、吉田殿御内のすゝか采女を頼、神主ニ罷成候由申付而、三郎丸其外之社家之者、数通之証文を持、雖罷上候、吉田殿御紛被成候付、数日を送申事、遠国之者之儀、久ハ迷惑仕候、兎角吉田社之采女、彼左衛門ニ被頼、種々の虚言共被申候事、
一近衛様へも数通之証文懸御目ニ申候、其外国本よりも、肥後守年寄中、彼左衛門を御子座の神楽男と紙面ニ乗、大炊大納言様吉田之神竜院へ折紙被発候、肥後守年寄衆の申分ハ、此二通之折紙にてもしれ申儀を、又神竜院御まきれによつて、肥後国へ彼御神楽人之左衛門を御下被成、其者罷上候まて逗留仕、久の儀迷惑仕候事、
一藤崎八幡宮之儀ハ、別ニ御伝　奏御座候故、吉田社少も御かまいなき社頭にて候、任証文社法之儀、如前々被仰付候者、忝可奉存者也、以上

慶長十八年　　神主三郎丸蔵人大夫
十月四日　　能治花押

鬼丸権少副　　親定花押

宮坂右衛門丞　　能重花押

御奉行所様

10　石原左兵衛起請文

一夫我職者、自前々為神楽之役之処、左衛門於　禁中構虚言、冠袍依令着用、各亦被達　今上之上聞、左衛門ヲ追放シ、彼職被改易某被仰候、然上者、自今以後、至社中聊疎意ヲ存間敷候、万端者御下知を以、如先規、神役等致懈怠間敷候、若背此旨、於企新儀者、可被成其沙汰者也、仍状如件、

宣命

元和五年十二月十八日　　石原左兵衛（花押）

行藤　佐渡守殿

鬼丸　権少副殿

宮坂　治部少殿

杉尾　掃部殿

森崎　進大殿

吉永二郎介殿

宮坂　式部殿

吉永　左兵衛殿

神主

三郎丸蔵人太夫殿

参

11　神楽人伊勢・主殿起請文

一今度案外之処ニ参、各社中之面目をうしなハせ申候付而、我等神楽職被召上候処ニ、種々御他言申上候付而、如前々可被仰付之旨忝奉存候事、

一我等約束等、いにしへ之ことくたるへく候事、

一殿様へ両度之御礼申上候事、ちやうしたるへく候事、

一自今以後、新儀を企、各へ慮外仕間敷候、若左様之儀御座候者、其時我等職可召上事、

右之条々於相背者、急度可被仰付候、

仍如件、

元和拾年三月廿四日　　神楽人　伊勢（花押）

三郎丸蔵人様　　同　　主殿（花押）

寺社中　様

12　諸社人供僧法度次第写

諸社供僧法度次第(マヽ)付形儀

一上官座ニ、従下官上申間敷候事、
一社壇仏堂香花ヲ暴申間敷候事、
一衣装束狩衣はなし申間敷候事、
一神事万事之先例ヲかゝし申間敷候事、
一前々より、かんむり装束不仕者、今末代ニおいてちやくし申間敷候事、
一むさと紫衣高衣ヲちやくし申間敷候事、
一高官之人ニ、能々其礼儀ヲ可仕候事、
一九ヶ所之内之社人らハ、勅使之御手前ニて官位可仕候事、
一其外社人等ハ吉田ニ可参候事、
一吉田かもハ不申候、宮社者万事勅使手前ニて其形儀可仕候事、
一諸社人等形儀悪敷仕候ハヽ、何時にてもついほう申可被仕候事、
一社旦仏堂之先例、かくし申間敷候事、
一神前万事之様子、供物先例にかゝし申間敷候事、
一諸社人等幷諸宮家、此法度ニもれ候ハヽ、何ニても我々可承候事、
一其神其仏に仕申宮守坊主、神前仏前ニ與り申候時、高衣にても下衣にても、はなし申間敷候事、
一社人供僧之儀ハ、何時にても不形儀仕候はハヽ、ついはう可被申付候事、

右条々堅相守可申也、　　白川左大臣 在判
享禄丁酉八月十日　　十八歳書之
諸社人供僧宮家中　以下

13　肥後国府中祇園宮社人等官位証文写

証文

一肥後園府中祇園宮社人幷供僧神楽人舞楽座諸社役人官位之事、
一勅願所幷社僧代々大僧都也、
一社人五人ハ、代々六位なり、
一権大宮仕(マヽ)一階諸太夫也、
一神楽人右同前也、
一舞楽人代々諸太夫也、内ニ六人ハ本座、三人ハ新座、
一肥後国寺社方々之勅使代々大納言也、
一勅願所ハ、祇園・藤崎・健軍・津守・釈迦院・池辺寺・高橋山・

高佐・逢田・郡浦等、右之宮寺法事祭礼不怠様ニ勤、勅役可被申旨肝要、勅定ニ候間其通能々御心得可然候、分国中ニ公事沙汰万事六ヶ敷儀共於有之ハ、何時にても両人可承候間、祇園社中ニても、餘申候ハヽ、此方ニ可被言越候、何時も可承候、為後日如此ニ候、恐惶謹言、

享禄四酉八月十日　　白川左大臣 在判

十八歳書之

勅使代在聴（マヽ）并社人頭 以下

参

14　藤崎八幡宮室会院次才書

九州肥後国飽田郡宮内庄藤崎八幡之社務、以勅諚ヲ九肥之後州江下向仕候、則宣命御論旨ヲ勅許有之、

次才

藤崎宮神主

宣命院

従三位中務卿伴家朝

右之五代之後致参　内

従三位中務太夫伴家政

近衛院之御宇ニ致参　内、藤原氏ヲ被下候、

宣命院

従三位中務太夫藤原家友

宣命院申付分

神楽人　五人

八人　八乙女

五月吉日　　宣命

15　藤崎八幡宮社家家筋注文写

御勧請之節ゟ相続仕候家筋之事、

一三郎丸家先祖者、橘能員と申、則荒人社の神霊に祭り御座候、御宮御勧請之節、御神躰奉守護、下向して永く神主と相成、社頭之事此家より取計居申候、輦車別当鬼丸家受持之処、訳御座候而、延慶三年此家ニ補任之書付御座候、宮坂両家此家之庶流ニ而御座候事、

一行藤家先祖者、平宗定と申、御勧請之節、為捧幣使下向有之候家ニ而、杉尾家者、此家の庶流ニ而御座候事、

一鬼丸家先祖者、伴親直と申、御勧請之節、供奉之一人ニ而御座候、尤往年三郎丸家より上座ニ着申候事茂御座候様ニ、相見居

申候事、

一吉永家先祖者、藤原秀政と申、御勧請以前より当地所務之郷士之由申伝候得共、委敷事相分不申候、御勧請の節6神職相成申候由ニ御座候、吉永森崎両家此家之庶流ニ而御座候事、

右者御尋ニ付、大概を書付、進達仕候、以上、

三郎丸蔵人太夫

寛永十年正月　　能治　判

行藤左近太夫

国遠道倫老　　宗俊　判

小崎　与次兵衛殿

神足三郎左衛門殿

16　杉尾徳右衛門起請文

杉尾職相定書物之事

一今度、従母前各へ御理申ニ付而、以御相談杉尾子孫ニ被召定、忝次冲存事、

一当社者、代々社職之養子、武家之子、其外他処之者不罷成之通承及候処ニ、社中以御分骨杉尾被対、私ヲ跡目ニ相定被下、忝候事、

一杉尾職、何廉従前々相定之ことく、自今以後社中へ相背申間敷候、若又新儀企相背於申者、何時成共、可被仰付候、各御分別次第可仕候事、

右之条々相背申間敷候、為其書物如件、

寛永廿年六月十五日　　杉尾徳右衛門（花押）

社家中

17　神楽人惣太夫・清太夫起請文

書物之事

一今度、私手前不罷成候ニ付而、御訴訟申上候処ニ、被聞取分此已前6御神楽米半分御神物ニ納り候を、先当分御借被下候間、朔月十五日之御初尾、惣太夫と等分ニ配当可仕之由、被仰付忝奉存候、以来少にても越度之儀、又ハ各様背御意候砌者、何時にても右之御神物如前々可被召上候、其節一言茂異議を申上間敷候、尤御神楽社役等之儀、如前々、無懈怠相勤可申候、為後証書物如件、

万治元年十月吉日　　神楽人　惣太夫（花押）

同　　清太夫（花押）

寺社御中

寿永二年旧記

（袋　異筆）

寿永二年旧記　　壱通

（朱筆）

帝国博物館技手兼臨時全国宝物取調所

鑑査者　小杉榲邨

廿五年三月廿八日小杉榲邨出頭ニテ写取候事

1　後白河上皇院宣写

五畿内東山東海山陽山陰北陸南海西海已上諸国、早以頼朝朝臣可令為征夷将軍事、右左大臣宣、奉勅早以源朝臣静治諸国、依宣行之者、院宣如此、仍執達如件、

寿永二年九月　　日

左大史小規宿禰（マヽ）

右中弁藤原勒臣

2　弐目追加及び近評定写

追加

一貞応嘉禄以後盗賊跡所領事、

右縦雖為捌取其身、於所領者、不及没収、早可被返付本所、但籠置悪党、雖触子細、至拘惜者、為懲狼藉、尤可被捕地頭也、

一畿内近国幷西国堺相論事、

右、共以為公領者、尤可為国司之成敗、於庄園者、為領家之沙汰、経　奏聞、可蒙　聖断、而地頭等任自由之相論之条、慥可令停止焉、

一依芸能被召仕輩所領事、

右、或譲渡他人、或非器量之輩相伝之条、無其謂之由、議定先畢、仍付器量可令相伝也、

一盗賊贓物事、

右、已依贓物之多少、被定罪科之軽重了、仮令銭百文若二百文已下之軽罪者、以一倍令弁償、可令安堵其身、三百文已上之重科者、縦雖行一身之科、莫及三族之罪者、於親類妻子幷所従等者、如元可令居住本宅也、次同宿所家主懸罪科否事、不知其意者、不及家主罪科之由、度々経其沙汰事、

一所預置召人令逃先罪科事、

右、預置謀反人之処、其召人於令逃失者、依為重事、可被召所領也、其已下者、不可処重科、随軽重可被行過怠、所謂寺社修理等是也、但逃脱之後、為令尋求、三ヶ月者可被延引、若三ヶ

月内不尋出者、随事躰、可有其沙汰歟、

一以田地所領、為雙六賭事、

右、博戯之科、禁制惟重、而近年非啻背制符、剰以田地、為賭之由、間有其聞、自今以後、可従停止、若猶令違犯者、早被処重科、可令没収其賭也、

近評定云

一証文証人起請文事、

右、諸人相論事、証文顕然之時者、不及子細、若証文不分明者、可被敍用証人申状也、又証文顕然之時者、証人申状不能敍用歟、又証文与証人共以不分明者、可及起請文歟、証文証人顕然之時者、不及起請文歟、

一新補幷本地頭不敍用御下知事、

右、新補地頭者、云本司跡、云新補率法、不可混領両様之由、被下知之処、不敍用其状、猶令違犯者、改易其所、可被宛行勲功未給之輩也、次本地頭之輩、或背先例、或違父祖例之由、訴訟之時、不従御下知者、召其所、可宛行官仕忠労之輩幷所知之替也、次御祈勤仕人之跡事、若如先条之子細者、召其所、可宛給御祈勤仕之仁也、但已上三ヶ条、就此式目、訴訟定多出来歟、委細糺明可有御成敗歟、

一御家人任官事、

右、依御要被召成功之時、進納功物、遂所望者、公益之其一也、而近代為語付功人、可令減納之由、京都奉行人内々相議之間、伺如然之便宜、火急御要之時、催促一切不合期、過則不忠之至也、縦雖為神事仏事用途、以非不日之究済、為扶弱之計、更不可有減納之儀、況亦本数已建久以往之本法、被減定訖、非被省過分之煩哉、次自元不及成功官職之外、不可有御推挙之儀、加之、至所望之輩者、都以不可及御沙汰者、可存此旨、被召所領者、就之所々之訴訟、無過期歟、仍可被召籌屋用途也、但随其所多少、可被召之、仮令五十町所者、可被召銭五十貫文、但地頭跡分也、寄事於左右、不可成士民之煩、

一御家人後家、任亡夫譲給安堵　御下文事、

此条平均之例也、爰於令改嫁輩者、可宛給他人之旨、被定置以来、為免其難、或少年或無病之族、寄事於所身、譲与子息親類、申給安堵御下文之後、及改嫁云々、甚以濫吹也、於自今以後者、不臨重病危急者、不可被許其譲、

一諸堂供僧事、

右、諸堂供僧等、或臨病患附属非器之弟子、或立名代之後、落堕世間、猶貪其利潤事、云彼云是、共以背仏意歟、縦雖為師譲、不可被許非器之輩、縦雖為器量之仁、不可被用濫僧之譲、於自今以後者、固守此炳誡、撰法器、抜群之人譲之、専戒行、敢不可違越、

一改嫁事、

右、或致所領成敗、或行家中雑事、於令現形者、尤可有其誡、此外内々密儀者、縦雖有風聞之説、非沙汰之限、

一以御恩所領、入負物質券事、

右、沙汰出来之時、過半分以上致弁者、差日数令弁償之、可被糺返彼券契也、其弁不足半分者、可宛給所領於他人也、

一敵対干祖父幷父母、致相論輩事、

右、告言之罪不軽之処、近日間有此事、教令違犯之罪科是重、自今以後、可令停止之、若猶及敵対者、随任本条、可被行重科也、

一関東御家人、以雲客以上為聟若、譲所領於女子事、

右、於公事者、随其分限、可被省宛之由、先日雖被定置、自今以後、至于相具雲客已上之女子者、不可譲与所領也、

一凡下輩不可買領売地事、

右以私領令沽却事、為定法之由、先度雖被書載、自今以後、縦雖為私領、於売渡凡下輩幷借上等者、任近例可被収公所領也、又雖為侍已上、非御家人者、不及知行突、

一諸人訴訟対決時、進懸物状事、

右、甲乙之輩、訴訟之時、遂対問之処、或不預裁許之族、為散鬱憤、称懸物捧押書、或所申為非拠者、以論人之所領、可宛給敵人之由、相互載其状之間、各住貪欲之心、弥好喧嘩之論歟、自今以後、進懸物状之時、於致濫訴者、早以所載懸物之所領、可宛給他人之旨、可令書載也、又以山僧為地頭代事、可停止之由、被載事書了、

一不蒙御免許、企遁世後、猶知行所領事、

右、或及老耄、或依病患、以所領所職、譲与子孫、給身暇企遁世者、普通之法也、而未及老年、無指病悩、不蒙御免、無左右令出家、猶知行所領事、甚自由之所行也、自今以後、如此之輩、処不忠之科、可被召所領也、但兼日以子孫再養子、為代官、於致奉公者、不及子細歟、為遁世俄称養子、至令吹挙者、不能敍用、兼又　乍浴関東御恩、居住京都幷他所、不致官仕者、同以不可領知其所、抑本自祖候京都之輩、預関東之御恩者、非沙汰

之限焉、

一被止鎌倉中僧従徒類太刀腰刀事、

僧徒之所従、常致闘乱、多及殺害云々、武士之郎従猶以不及如此之狼藉、何況於僧徒之所従哉、是則好而召仕武勇不調之輩、専不加禁遏故也、於自今以後、僧徒之児共侍中間童部力者法師、横雄剱差腰刀、一向可停止之、若背此制止、及刃傷殺害者、宜被処主人於過怠、堅存此旨、不可違犯之由、可令触供僧給之旨、所候也、仍執達如件、

三月三日　　前武蔵守

大御堂執行御房　若宮別当御房

大夫法橋御房

逐申

件輩剱刀者、仰小舎人、御見合抜取之、可施大仏之由、被仰下了、同可被仰聞其旨候也、

勝長寿院僧坊、連々有闘乱事、度々及殺害云々、武士之郎従、猶以不及如此之狼藉、何況僧徒従類哉、是則好而召仕武勇不調輩、専不加禁遏之所致也、加之三昧僧等、偏事酒宴俤疎其節之由、有風聞、非啻破戒行、剰背尋遠之法、自今以後、僧徒之児共侍中間童部力者法師、横雄剱差腰刀、一向可停止之、若猶不拘制止、及刃傷致害者、宜被処主人於過怠、堅存此旨、更不可惑乱之由、各可令相触給之由所候也、仍執達如件、

三月三日　　前武蔵守泰時

（異筆）

天正十六九月廿六日写之畢

3　徳川家康印判状写

本山之山伏対真言宗、不諂儀、令停止畢、但真言宗、立寄非仏法祈令執行輩有之者、役儀可相掛、自今以後、堅守此旨、可有下知者也、

慶長十八五月廿一日　　御判

聖護院

4　徳川家康印判状写

修験道之事、従先規如有来諸国之山伏、往筋目可致入峰、当山本山各別之儀ニ候条、諸役等互ニ不可有混乱、自今以後、堅守此旨、無諍様ニ可有下知者也、

慶長十八五月廿一日　　御判

聖護院

二　藤崎宮の美術工芸

松本雅明

彫刻

1、木造僧形八幡神坐像（重要文化財）　一軀

2、木造女神坐像（重要文化財）　一軀

男神像、高さ七九・五センチ、肩張り四一センチ、膝張り六五センチ。

女神像、高さ八二センチ（宝冠を含む）、身高八〇センチ、肩張り三七センチ、膝張り五八・五センチ。

男神坐像は僧形で、衲衣の上に七条の袈裟をまとい、左手の拇指と中指とで印を結び、右手に錫杖（今は欠く）をもっている。女神坐像は垂髪に宝冠をつけ、両肩に掛帯をかけ、膝の上に、左手を下に右手を上にして重ねて組み、両手の拇指先をつけ　掌の上に蓮華台上の宝珠をささげる。

いずれも楠の一木造、彫眼であるが、両腕は別木、胎内は内ぐりをほどこし、底部を板でふさぐ。男神は、右耳下より肩にいたる部分、左腕内側、左後ろ脇に補修があり、女神は掛帯背部の三角の部分、両側の後ろ脇下、右袖口に後補があり、頭部両側面の割目もうめられている。

彩色は剝落しているが処々に白・赤・金・青黒をとどめる。男神の顔面は、鼻のわき、目、ひたいの一部、あご、首、耳に胡粉をとどめ、瞳が黒であるほか、多く剝落して、地塗の青黒の漆があらわれている。唇のはしには朱がのこっている。袈裟も衲衣も、はげ地塗がでているが、袈裟の環は金、中央下方、左肩、左袖、右肩後ろの四ヶ所に四角の朱の巾をはり　それに四つないし六つの金

の珠文をえがく。金文は三つの巴文からなるようにみえるが、袖口のほかは消失していて明かではない。袈裟の左袖には黒の大きな網目文をえがく。彩色は最初のものであると思われる。

男神は、相貌・体軀・衣文いずれもきわめて力づよく、張りをもつ。頭頂は小さく、短頭で、下ぶくれであるが、秀でた額、豊満な頬、がっしりしたあご、切れ長でつよい眼、大きな鼻、はしの反上った唇、大きくて短い耳がある。耳は頭骨のなかに半ば埋まり、耳穴がふかく刻られている。胸はつよく張り、襟の線と、左上から右にくだる袈裟の線とが、右胸下方に集中する。膝の衣文もきわめて大きく、深く、力にあふれている。両袖の写実的な扱い、つよい襞もそうである。

女神像でも地塗の青黒の漆がでているが、目・鼻・頬・首のあたりに胡粉をとどめ、冠に金がのこる。唇のはしにわずかに朱をのこす。後髪が衣の上にかかるところは、彩色の上に墨で線描きをする。衣は朱であるが、方々剝落して地塗の青黒の漆地をあらわしている。襟と、両肩から胸にかけ後ろでむすぶ掛帯とが黒で、衣の朱と美しい階調をなしている。掛帯は中世に婦人が神に詣でるときにつけるもので、女神像にもそれがとられたのである。両肩には火炎状に横にひろがる黒の文様が描かれているのは、或いは鳳凰の羽であるかも知れない。衣の肩から袖にかけて、葉先に切れこみのある大きな三葉の植物を線で　　。

宝冠は前髪につけ、金でいろどる。その中央に径二・五センチの水晶の宝珠をはめ、その中に紙に描いた化仏（阿弥陀如来坐像）をいれる。化仏は蓮華台上に結跏趺坐し、墨線で描き、衣は朱、蓮華座は緑でいろどる。両側に文字があるが、紙にしわがあつてよく読めない。ただ右側には「二大（もしくは二天）」とある。

定印を結び、その上に蓮華台上の宝珠をいだくが、蓮華座は緑、宝珠は朱（剝落）でいろどる。

男神とおなじく短頭で、豊頬、彫眼である。目はきれながく、下向きの弧線を二つ重ねたようで、目尻はややさがる。瞳は小さく、口もまた小さく、唇の両端は少し厚ぼつたく上に反つている。鼻はひたいから　直線を線描きし　わめてゆたかである、襟の線、抑揚をもち胸でいちどかえる掛帯、内側に集中する袖のふかい衣文、膝の大きな横の衣文などわ　めて力づよいが　同時に男神とちがつた女性的な温潤さをたたえている。全体に張りがあり、掛帯・衣文などいずれも厚く力づよく彫られている。しかし女神像には特有のや

さしさ、神祕的な微笑がたたえられている。

藤崎宮は鎌倉時代末の延慶二年（一三〇九）に焼亡し、正平十二年（一三五七）ころ肥後守菊池武光によってふたたび造営された。現在、正和元年（一三一二）の神体注文案がのこっている。

八幡藤崎宮去年二月廿四日御仮殿炎上時之焼失給御神躰
注文事

合

一　大宮殿

一宮御長三尺　錫杖　僧躰
二宮御長三尺　宝冠　笏　僧躰
三宮御長三尺　蓮華　女神

一　若宮四所

二所御長二尺　笏　俗躰
二所御長二尺　童躰

右注文如件

正和元年七月　日

すなわち現在の男女神はほぼ大宮殿の一宮・三宮にちかい。男神は今は錫杖はないが、たしかにその形をとるし、女神の蓮華も、蓮華台上の宝珠であると思われる。高さもほぼひとしい。しかるに女神の胎内には、

応永廿五年十月二日　鏡秀（花押）

という墨書銘がのこっているという、現在ふさがれて見るをえないけれども、熊本県教育会編「熊本県史蹟調査報告第一回」（大正七年十二月）中の「藤崎八幡宮及古文書宝物」における松原祥雲氏の文章では、右の銘によつて、両神像を応永廿五年（一四一八）の作で

あるとみている。

しかし深く力づよい刀法、写実的な描写は、応永末年の作とみるのにふさわしくないように思われる。けれども藤崎宮の社記やそれにもとづく「肥後国誌」の記事には、正和の後の造営の延引、正平十二年七月十五日の暴風による破壊、応安年中の火災のことがみえている。

花園帝延慶二年当社炎上ニ付テ、同帝ノ御宇正和文保年中ヨリ、後醍醐帝元享年中迄、国宣下知状ヲ賜フト雖モ事行ハレス。同御宇元徳二年肥後国藤崎宮造営料、肥後国正税段米以下之事、可被申関東之上啓アリテ、綸旨並相模守武蔵守修理亮下知状等ニ、藤崎宮為造営肥後国正税段米以下之事、厳密可致其沙汰之旨アリト雖モ、程ナク天下動乱ニ及ビ、故ニ造営ノ事延引シ神体久敷仮殿ニ置奉ル。（肥後国誌）

延慶二年当社炎上、経二年而従正和元年、文保元享元徳迄十八年之間、以当国之吏務可被遂造営旨、度々院宣御教書雖被差下、不事行、且世上依動乱不至造畢神体仮殿　御座事既四十有三年一二八年ニ及ブ。（社記）

社殿ノ造営猶行レス、仮殿ニ御座ノ事既ニ四十三年。之レニ加ルニ南朝正平十二年閏七月十五日、暴風又仮殿ヲ破ル。（社記）

武光造営ノ解状ヲ呈シテ造営アリ、後円融帝ノ御宇応安年中、当社炎上、康応年始及造畢。後土御門帝御宇文明長享年中菊池肥後守重朝代ニ造営ノ事アリ。（社記）

正和・文保・元享・元徳・正平のこと、およびのちの重朝の造営のことは、書状の中にみえている。しかし応安年中の炎上、康応元年の造営終了をしるす文書はのこつていず、社記にあるのみである。ともかく右によると、正和元年（一三一二）の神体注文ののち、正平十二年（一三五七）の暴風による仮殿の破壊、応安年中（一三六八―一二七四）の炎上、康応元年（一三八九）の造営がある。女神の胎内銘には応永廿五年（一四一八）とあるので、もし応安の炎上ののち注文されたものとすると、年代はかなりあう。しかしここには疑問がないわけではない。それは、応安の炎上後四十五年以上も神体がなく、康応の造営完了からしても、三十年も神体がなかつたということである。これはきわめて異様である。それは先に延慶二年（一三〇九）の炎上後、四年目の正和元年（一三一二）に、社殿の復興に

先んじて神体が注文されていることと比較してもわかる。

つぎに彫刻の技法からみても、この力づよい写実的な作は、とうてい応永末年には考えられぬところである。いま肥後の他の神像と比較しよう。応永十年の作であることのたしかな神像として、菊池の北宮（菊池市北宮）の男女神像十体、菊池神社の僧形神像（伝菊池武士像）があるが、後者ももと北宮にあり、明治初年に移されたものである。男神は高さ四八―五八センチ、女神は高さ三三―四〇センチ、僧形神像は高さ五二センチ、前者はいずれも檜の一木造、僧形神は檜の寄木（彫眼、内ぐりなし）である。神像の底部には、

大願主肥後守藤原朝臣

武　朝

願主藤原氏女道朝

応永癸未六月一日

のような墨書銘がある。願主銘は神像によつて異り、現在、男神には「藤原都都丸」「道□」「藤原又法師丸」「藤原道利」、女神には先の「道朝」のほか、「藤原氏女東」「藤原氏女慈見」「藤原氏女□」「藤原氏女慈璨」などの銘がのこつている。僧形神像には、大願主は同じく、願主は「宇治氏女慈俊」となる。年号は応永の下は不分明であるが、同時の作であることはたしかである。これらは、藤崎宮神像が力づよくはげしい刀法をもち、相貌も衣文もきわめて写実的であるのと、全くことなつている。すなわち北宮神像はすでに相貌温雅で、衣文もいちじるしく浅く、刀法は簡略化され、像自身の均衡も写実性もいちじるしく変化している。

これは中央の作と地方の作という変化ではなく、すでに彫刻史上全くことなる時代の到来を示しているものである。

これらの点からみて、藤崎宮の男神・女神像は、正平の破壊、応安の火災にも事なきをえたので、正和の作が現存するものと考えられないであろうか。私には応永の胎内銘は、上の事故で一部分傷んだ女神像を修理した時の銘であるように思われる。

2、木造狛犬　　二軀

第49図　木造狗犬

阿像、高さ六五センチ、長さ五八センチ、吽像、高さ六三・五センチ、長さ五四・五センチ。いずれも楠の一木造である。彩色は剝落しているが、処々に胡粉をとどめる。前足を踏みはり、胸をあげて前方をにらむ形である。いずれも頭上に一角をもつ。角の前面、頭部の左右下方、あごの下、などの毛がそれぞれ渦巻形に美しく様式化されている。胸・前足はそれぞれ鋭い丸のみで削り目をいれ、ここにも素朴で巧みな刀法がみられる。尾の先が火炎状にわかれて、巻上っている。胸・前足の上部はことに力づよい。小像であるが、がっしり刻られ、雄健のうちに、とぼけたユーモアをただよわしている。室町前期の作である。

絵画

藤崎宮には現在、江戸時代初期・中期の四幅の縁起、十二幅の十二天像がのこされている。

1、絹本著色藤崎宮絵縁起　一幅

縦一五九・五センチ、幅一〇三センチ。表装裏に、

藤崎絵縁起一幅、小田原角右衛門尉勝政多歳臥疾、百肢解千筋断、良医空手、咒術失力矣。自語余曰、若愈病、須画縁起矣。偏待尊神之加護悩悉差、衆患求除、明神所資、信力所成也矣。

延宝三乙卯暦八月吉日

豊嶺山神護寺現住憲応史

と墨書し、また別に、

明治廿年五月日

第50図　藤崎宮絵縁起（部分・放生会）

奉奇進

奉納者　本田宇三郎

と大書されている。本縁起の成立のゆらいを示したもので、小田原角右衛門勝政が大病平癒の祈願成就に揮毫せしめ、それが延宝三年（一六七五）に藤崎宮の神護寺である豊嶺山明王院におさめられたことがわかる。明治の奉寄進は、それがおそらく神仏分離のために、新町のお堂に移されたものを、明治二十年（一八八七）に本田氏によつて他の三幅とともに修復し、ふたたび藤崎宮に寄進されたものである。しかもその箱書の表に、

八幡宮絵縁起　　豊嶺山

とあり、その裏書に、

請込
寛延二己巳歳七月　　御勘定根取　渡辺　文太夫
八旛宮絵縁起御修覆　　神護寺現主　大僧都憲明
表具師　吉田　文次

とあるのをみると、それが寛延二年（一七四九）に修復されたことがわかる。現在の藤の花を描く表装は、そのときの修復と思われる。しかしこの箱は大きく、より広い2・3の縁起をもともに入れるようになつているところは、そのときすでに、2・3の画幅も完成していた

ことを示すものである。

画面は七段からなり、絵巻物のかたちを一幅のなかに、上から下にならべる。第一段は平将門の乱、第二段は八幡神勧請、藤をもつ勅使の行列をえがく。第三・四段は藤崎八幡宮の建立、鐘を地中に見いだし、鐘楼にかけるところ、岩倉、楠の大樹がある第五段は菊池氏と、加藤清正の朝鮮の役。第六段は御神幸、第七段は放生会である。

細線をもつてえがき、放生会を見る民衆は、近世前期の風俗画にちかい。土佐派の手になると思われる。縁起の画幅のうちではもつとも古く、またすぐれている。

2、紙本著色八幡宮絵縁起（第一）　一幅

縦二三〇センチ、幅一一九・五センチ。右わきに「狩野広信筆（印）」の落款がある。印は「広信」の朱印である。表装裏にはやはり、

明治廿年五月吉祥日

奉納主　本田宇三郎重次

の墨書がある。これも七段にわかれ、八幡神の起源をえがく。第一段は宮殿、第二段より六段までは神功皇后の築紫行幸、武内宿禰等の伝説、第七段は三韓征伐である。すなわち三韓征伐を中心とする八幡神出現の神威をえがいている。次幅とともに第一幅に先んずる、八幡神の来歴をえがいたものである。

肥後の狩野派には、第五代に弘信（一六四〇―一七〇二）、第九代に弘信（―一八三三）、そのおとうと弟子匡信の弟子にまた弘信があるが、いずれも年代があわないし、「広」と「弘」とがことなる。従つてこれはおそらく、江戸の画家狩野広信であろう。広信は伯円方信の二男、素仙成信の弟である。幼名は九八郎、円俊と号した。寛延・宝暦ころの人である。箱書の寛延二年（一七四九）以前の作であろう。第一幅よりも線を強調し、流麗になつているが、より新しい。第一幅の主題を増補するために制作されたものである。

3、紙本著色八幡神絵縁起（第二）　一幅

縦二二〇・五センチ。幅一一九センチ。左わきに「狩野広信筆（印）」の落款がある。朱印は前幅とおなじ。表装裏には前二幅とおなじく、

明治廿年五月吉祥日

奉納主　本田宇三郎重次

とある。画幅は七段よりなる。第一段は三韓征伐、第二段は三韓の平定、第三、四段は八幡宮の出現、第五段は神刀の鍛冶、第六、七段神護寺の出現である。第二幅につづけ、ともに第一幅を増補したもので、前幅と同時の作である。

4、紙本著色藤崎宮絵縁起　一幅

縦二二〇センチ、幅一一九・三センチ。表装裏にやはり、

明治廿年五月吉祥日

奉奇進奉納主　本田宇三郎

とある。構図はほとんど第一幅とかわらない。おそらく前者の写しで、それを整理し、画面に追加したものであろう。第一幅の第五段の菊池氏がなくなり、清正のみとなつているごときである。

第二幅以下はおなじ表装で、画幅の大きさもおなじくなつているところは、第二・三幅が完成してのち、それに合わせるために、第一幅の飜案模写を行なつたものである。第二、三幅に後れると思われる。筆者も異つているが、狩野もしくは矢野派に属する人の作であろう。

5、紙本著色十二天画像　十二幅

いずれも縦八七・五センチ、幅三九・二センチである。

右一・地天、右二・月天子、右三・毘沙門天、右四・風天、右五・水天、右六・羅刹天、左一・梵天、左二・日天子、左三・伊舎那天、左四・帝釈天、左五・水天、左六・炎魔天となる。いずれも表装の裏に、

嘉永七甲寅冬修補之　豊嶺千如

とある。藤崎宮の神護寺に伝えられたもので、嘉永七年（一八五四）に、住職の千如によつて修補されたことが知られる。江戸時代の中期の作であると思われる。

線につよい抑揚があり、天衣のはし、袖、台座の下部の華文などの反りかえりがつよく、温和な相貌、大きな頭部は、やや均衡を失している。いずれにしても、この時代の仏画の特徴をあらわしている。赤・青・橙・金・紫などの色調を主としている。保存はきわめて良好である。

工　芸

1、後奈良天皇御筆木造扁額　　一面

杉、高さ一三七センチ、幅七六センチ、厚さ二センチ。わくのうち高さ一一七センチ、幅四四センチ。

後奈良天皇の宸筆。たての扁額で、強い筆力で、

藤崎八旛宮

としるす。文字を鋭角にほりこむ、いわゆる薬研刻であるが、広いところは丸くなる。すなわち「八」字は二鳥が向きあう形をなし、「旛」の番の上部、「宮」の上部はそれぞれ宝珠の形をなしている。もと彩色をほどこしてあつたもので、胡粉のあとをとどめるところがある。わくは内に反り、外周に華文のきざみめをいれている。全体が優美で力づよく、よく室町の古風をとどめている。

本額が藤崎宮にもたらされた事情は、次の文書にみえている。

藤崎宮鳥居勅額事令奏聞相調進候、早々造畢之条、為天下惣別尤珎重候、弥〻可致安泰之御祈禱之旨可申付之旨候、仍状如件、

六月三日　　（花押）

鹿子木参河守殿

またその時の女房奉書に、

文けさん（見参）に入て候、ふちさきの宮のかく（額）の御れいそ千疋たハり候、めてたくおほしめし候よし申いれ候、このよし心して申入候、かしこ、

（表書）　天文十一年六月三日　　尚侍

とある。すなわち室町後期に藤崎宮が大風のために大破したとき、鹿子木参河守親員が神官らとはかり、大永二年に造営をはじめ、天文元年に竣工したのち、勅額を請うたのである。藤崎宮は御礼として金子千匹を献上している。鹿子木親員は飽田郡鹿子木庄の地頭で、入道して寂心と号し、文武においてその名が高かった。

後奈良天皇（一四九六―一五五七）は父後柏原天皇のあとをうけて、一五二六年に践祚。しかし当時は足利幕府の威令が地におち、朝廷も困窮していた時であるから、十年後にようやく北条・大内氏ら戦国大名の献金によつて即位の式が行われえた。このころの宮廷の窮乏と、疫病流行の際に宮中で修法し、般若心経などの書写を行なわれたことは、ともに有名である。御製集や日記「天聴集」がある。般若心経は肥後では阿蘇の西巌殿寺に一部伝わっている（重要文化財）。

2、木庵筆木造神額　　一面

檜、高さ一〇七・八センチ、幅三八・七センチ、厚さ四センチ。わくのうち高さ五九センチ、幅二六・五センチである。

囲

八旛藤崎宮

黄檗木庵書　囲囲

とある。関防印および、落款の下に朱印・白印をおす。黒漆ぬりで、文字に金をいれ、薄肉刻りとなる。裏に左の墨書銘がある。

明暦元乙未年秋来朝之僧　新座
明国黄檗山三十三世之祖
木庵和尚於長崎興福寺之
真跡也矣

明暦二丙申年潤四月廿一日　西佐太郎正延

明暦元年（一六五五）は江戸時代初期である。西氏が長崎において木庵に書かしめたものと思われる。

木庵性稲（一六一一―一六八四）は中国泉州の人で、姓は呉氏、清の順治五年（一六四八）に、中国の黄檗山において隠元（一五九二―一六七三）に師事して法衣をうけた。明暦元年、四十五才のとき隠元とともに来日し、寛文元年（一六六一）に宇治黄檗山にいり、同門の即非（一六一六―七一）とともに、両堂の首となった。寛文四年に黄檗山第二世、寛文十年に江戸端聖寺の開山となり、そのほか創建するもの十余寺に及んだ。貞享元年正月二十日に寂、慧明国師と勅諡された。著書に「広録三十巻」「語録十巻」「東来語録七巻」「紫雲山草一巻」「象山語録一巻」「紫雲開士伝一巻」がある。

西氏は肥後の藩士であろう。墨書銘の下に「新座」とあるのはよくわからないが、藤崎宮の座の一つで、西氏が代表者であろう。

3、金銅押出懸仏　三面

いわゆる御正体で、三面が残存する。いずれも慶長ごろの作と思われる。

(1)三仏座像

径四二センチ、厚さ三・三センチ。中尊阿弥陀、右尊薬師、左尊釈迦となる。三仏のそれぞれの前および両脇に花活がおかれ、三尊・光背・花活、および周囲の円形の文様など、いずれも金銅板の押出からなり、それを銅の地板の上にとりつけ、全体を杉の板に留

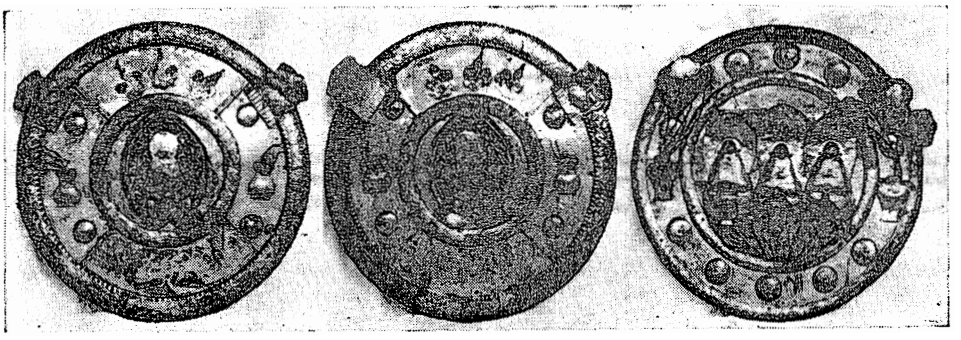

第51図　御正体三面（左より地蔵・薬師・三尊）

めて、外わくをつけて補強する。三仏の下の岩座は後補で、木でつくる。地板の外周には列点の刻文をもつ、二重の円形の文様帯をとりつけている。仏身・衣文・蓮華座の線は点線でえがかれる。掛手の釘かくしは獣面、仏体・獣面ともにいちじるしく立体的である。この像においてことに興味ふかいことは、

慶長六年辛丑
藤崎八旛宮御正躰一軀大願主棒庵
九月吉日良辰

と墨書銘があり、熊本城の棒庵坂で有名な下津（久我）棒庵（――一六三一）の寄進銘がみえることである。棒庵は加藤家の家臣が加藤右馬允・加藤美作の二派にわかれて争ったとき、並河志摩・森本儀太夫・庄林隼人らとともに、右馬允派に属した。元和四年（一六一八）に許可なくして出府し、藤堂高虎に頼って、五月十一日に幕府に訴状を呈し、加藤美作父子・玉目丹波らの非違を訴えた。幕府は棒庵の訴状を受理し、六月一日に加藤忠広は関係者一同に出府を命じた。七月二十七日、美作父子は棒庵の訴状

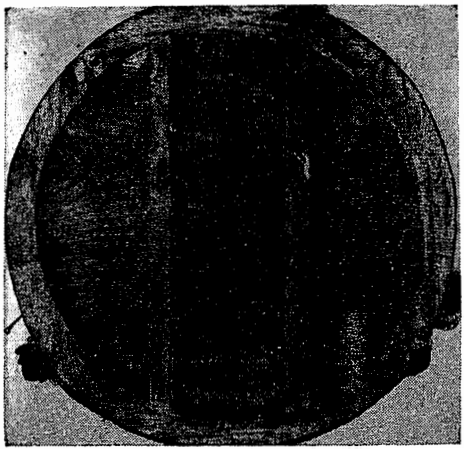

第52図　御正体下津棒庵寄進銘

の事実と異ること、棒庵退去の事情、棒庵をはじめ下川又左衛門らの私曲を幕府に答申し、棒庵もまた自己の行動について弁明し、かつて藩中に大坂に籠城したものがあり、美作父子もまた大坂方に好意を寄せたことを訴う。八月七日・十日に幕府において糾明し、ついに美作派の罪を断じ、関係者を斬罪もしくは配流に処して事は決着した。棒庵は寛永八年五月十九日に没した。熊本城の棒庵坂は、彼の邸がその附近にあったことから呼ばれたのであるという。

(2) 薬師如来坐像

径四二センチ。中央に薬師如来をあらわし、本尊の両脇に花活、上に雲形、周囲に円形板（前作と異りこれには文様はない）があり、それらが金銅の地板の上にとりつけられている。掛手の釘がくしは鬼面である。周縁に文様帯がある。前作と手法構成は似ているが、より簡単になり、文様も少しくことなる。また前作では三仏も鬼面も押出がふかく、立体的であるが、本像は次の地蔵菩薩像とともに平面的で、仏身・衣文・獣面・蓮華座はいずれも点線でえがきだされているにとどまる。裏板は楠で、杉の外わくをとりつける。光背は唐草の透し彫となっている。作の年代は前者にほぼちかいであろう。

(3) 地蔵菩薩坐像

径四二センチ。本像は地蔵菩薩をあらわすが、宝冠をつけ、錫杖をとる。前者とおなじく、両側に花活、上に雲形、周囲に円形板をつけるが、下部の円形板は欠損している。掛手は鬼面、光背は唐草の透し彫となる。前者と全く同巧で、文様帯もかわらない。時代もおなじであろう。ただあとの二面には寄進銘は見えない。三面とも慶長ころの作としてはすぐれている。

藤崎宮の銅鉾・銅戈

坂本経堯

熊本県史蹟名勝天然記念物調査報告　第二冊（大正十四年四月発行）に報告されている。社記によれば細川光尚奉納で、柄を附けて、六社宮の祭典に威儀のものとして並べたてたという。

銅鉾は広鋒の中位で、長さ八一・一糎、鋒の巾七、二糎、鋒部の厚さ〇、五糎である。普通にみる日本製の広鋒銅鉾であるが、形とゝのい、精巧な作で青緑の銅色は光沢をおびている。

銅戈も広鋒で関以上の長さ三七、〇糎、鋒部の巾七、二糎、厚さ〇、四糎である。ほとんど鎬をつくらず広鋒通有の平たい身である。関に近い身の両側の溝には羽状文を鋳出し、紐とほしの孔があることも通有の式である。茎は柄に着装されて不詳である。（現在の柄の附しかたは異式である）

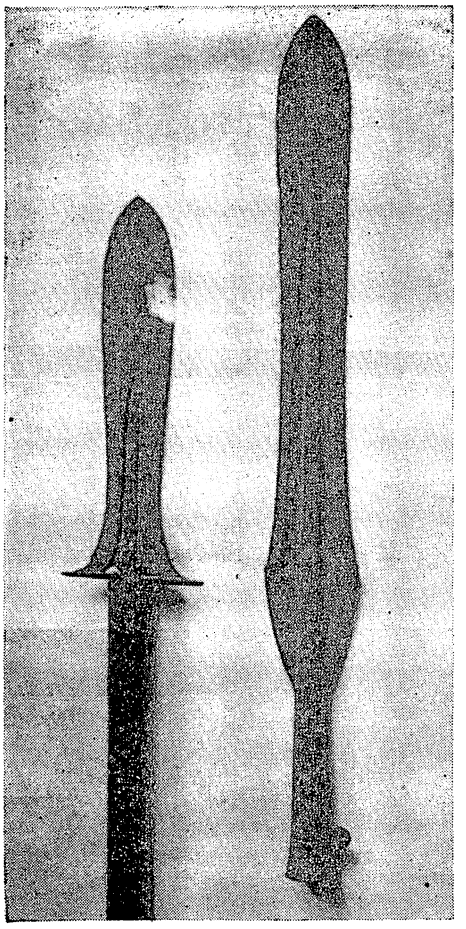

第53図　藤崎八幡宮所蔵の銅鉾と銅戈

この鉾と戈との出土地について、或は阿蘇であろうとの説があるが確かはない。奉納者光尚の時代は前代からの瀬田より大津、原水を経て坪井川にいたる堀川の工事がなされたのであつたが、この堀川筋にあたる大津町字大山内の畑地から、文化六年三月に二本の広鋒銅戈が発掘されている。この一帯は弥生中期（黒髪式）から古墳時代にいたる住居址がある。更に陣内の広鋒銅鉾、鳥子の広鋒銅鉾、真木の銅戈などがあつて銅鉾（戈）の文化小圏を形成していることを考えると藤崎宮の鉾と戈の出土地がこの圏内ではあるまいかと疑われる。

三　藤崎八幡宮石造美術

坂本経堯

藤崎宮所在のうち藤崎台より移転したものについて、その概要を記する。

石祠

明治以前建造の三祠がある。

灰塚社

本宮の日供の灰を納むるところに火炎除けの神として祀つたものといわれている。灰石を用い入母屋前唐破風の木造本殿を模した精巧な作である。懸魚や桁隠に桜花を浮出彫にする。高さ約二米、台座は蕨手四脚となり、石築基壇に安置し格狭間ある玉垣をめぐらしている。玉垣正面に「文久二壬戌七月日　石工棟梁石崎善三」の銘が刻まれている。

日田社

社伝では豊後国日田の郡司で治績あり又相撲道をすす

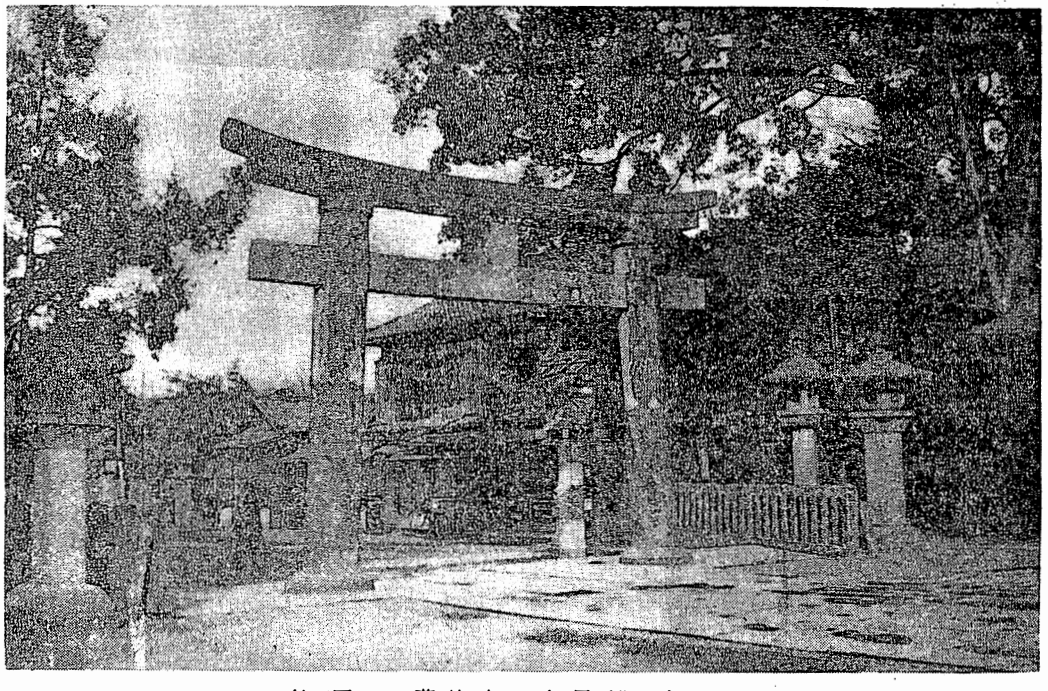

第54図　藤崎宮石鳥居（背面）

めた鬼蔵太夫永弘外四柱を祀るという。この石祠は祭神の子守という財津氏同族の建立である。

灰石を用い切妻造りの木造本殿を模したもので高さ約一・七米、正面端巾一・五八米、石築基壇上に安置し、玉垣をめぐらしている。扉、懸魚、棟などに「剣頭花形須浜（すはま）」の家紋を刻し、力神にふさわしい力強い作風である。

玉垣に「弘化二年丙午三月　島崎村石工只七」と刻む。

傍に由縁を綴った碑が建てられている。

「文政十三庚寅六月　府学教授辛島憲謹述とある。碑石は安山岩の自然石を用い、高さ一・七九米、巾五九糎である。

第55図　　灰　塚　社

第56図　　日　田　社

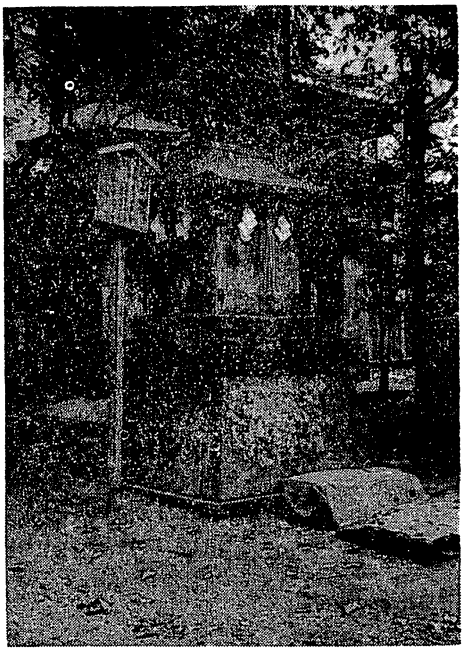

第57図　菅原神社

第58図　石鳥居（正面）

菅原社

社伝では文久七年十一月、石厨子を発堀し寺原町にまつっていたが明治十年、境内に移したものであるという。灰石を用い入母屋造り、高さ約一米、端巾八九糎、一枚石で四方囲いの基壇の上に安置されている。

石鳥居

藤崎台より移転した石鳥居は参道正面の一基である。島崎石を用いた明神鳥居で高さ五・二三米、柱心間隔五・二〇米、柱径六五糎、豪壮な造である。笠木の端は少しく反が島木端の反

第59図　石鳥居の傾き

は少い。柱頭に台輪を設け、台石は柱と一石につくり、柱の転に応じている、径一・〇五米。高さと間とのつり合いはほぼ同じで横に広い古式の鳥居である。銘文を刻まない。国司造営時代の建造ではあるまいか。

狗　犬

参道の一対で花崗岩を用いた一石彫成の丸彫である。高さ九五糎、格狭間に牡丹を浮彫にした台座にのり、石築三段の基壇がある。阿吽の一対で力作ではあるが、姿態に重苦しさがある。「嘉永六年癸丑正月　江戸山鹿屋政吉」の刻文がある。

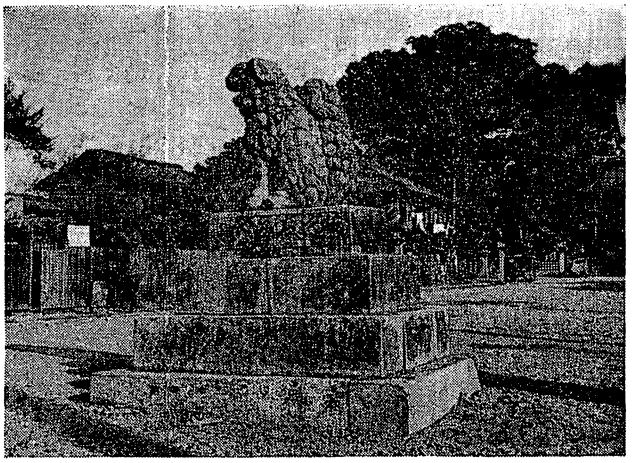

第60図　石造狗犬

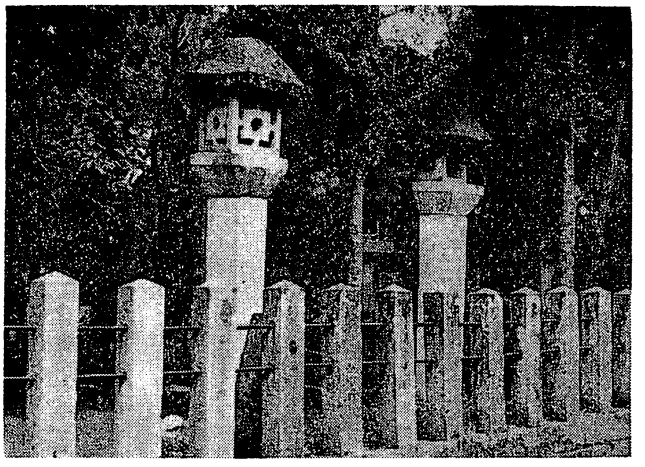

第61図　No. 44　No. 45

石燈籠

藤崎宮が藤崎台より井川淵町の現在社地に遷座されたときに移転された石燈籠で復原されているものは六十六基を数える。その他に銘文ある柱石二、笠石九、宝珠、台石などがあり、又藤崎台野球場建設のときにも石燈籠の笠石など数個が認められたので、藤崎台上での総数は更に多数であつたと考えられる。

銘文によれば、藤崎宮寄進二九基、六社宮七基、末社の日田社前二基、同菅原社前一基で、社名を刻まないもの二八基あるが、その大部分は藤崎宮寄進であろう。

建造年代は慶長以前は一基で細川氏入国頭初の寛永銘十七基で最も多く、正保七、慶安九、寛文一、延宝八で江戸前期の寄進になるものは計四二基で六一・八%。江戸中期は天和一、貞享一、宝永三、安永二、計七基で一〇・三%。江戸後期は文化二、文政二、弘文二、嘉永一、安政二、文久二、元治二、慶応四、明治一、計十八基で二六・五%である。

このように年代によつて石燈籠寄進の多少があるのには背景の社会事情が考えられる。例えば寛永建造は細川氏入国 又島原乱があり、正保には六所宮鎮座があり、慶安の寄進には新興の京町新座があり、江戸後期にいたつて増加するのには勤王敬神思想の勃興と幕末の騒然たる世情の反映があろう。慶応三年建造（No.34）のものに「小倉出張御番方五番組」寄進の銘文が刻まれているが、その世情を物語るものといえよう。

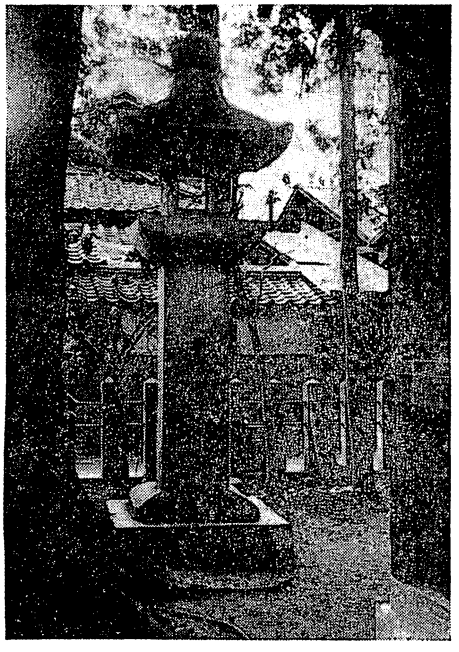

第62図　第Ⅰ類A式（No. 38）

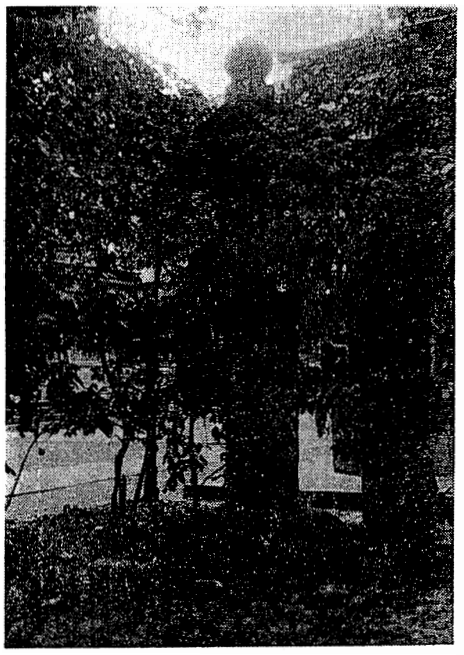

第64図　第Ⅰ類C式　(No. 10)

第93図　第Ⅰ類B式　(No. 12)

石燈籠の形状は一様でなく時代によつて違いがある。別表のように分類する。

第Ⅰ類　宝珠、笠石、火袋、中台、竿、基礎あるもので荘重の感が強い。竿石の形状によつて三式に区分される。

A式　竿が四角のもので、下広の梯型が多い。寛永一二年銘（No. 23）をはじめとして江戸全期にわたつている。

B式　竿が六角のもので、宝珠、笠石、火袋、中台、台座など六角につくる。この式は江戸前期に限られている。

C式　竿が円柱のもので宝珠をはじめ台座まで六角につくる。この式は延宝二基で前期に限られている。

第Ⅱ類は火袋を柱の上位に穿つたもので宝珠、笠石、基礎の有無によつて二式に区分される。

A式　宝珠、笠石、基礎あるもので江戸初期の沢村大学寄進の二基の外に文久一基がある。慶長の一基も、この式の燈袋部位の破損したものであろう。

B式　竿の上位に燈袋を穿つただけで宝珠も笠石も基礎もない。江戸後期の二基である。又末社菅原社前の「明治元年十二月」銘もこの式である。

第Ⅲ類　台座の下に数段の積石基壇が築かれ、竿は短かく反の強い桝形となる。この式は文化以降の江戸後期に出頭する。

その他文久二年の雪見燈籠型の一基がある。又北鳥居西側の雪見燈籠には銘文がないが江戸期の作でともに庭苑用であろう。

第65図　第Ⅱ類A式　(No. 46)

石燈籠に刻まれた藤崎宮の社号名

社号は一定せず七通りの称呼がある。

一）藤崎宮　寛永四、宝永三、弘文二、計九基。

二）藤崎八幡宮　寛永十二年（No.23）を初見として寛永年間三基。

三）藤崎八旛宮　「幡」を「旛」を刻んだもので寛永十五年（No.13）一基である。

第66図　第Ⅲ類　（No.49）

第67図　雪見燈籠　（No.52）

四）八幡宮　寛永十四年（No. 13）を初見として延宝二、計三基

五）八旛宮　慶長九年と寛文十二年（No. 37）二基

六）八幡藤崎宮　寛永十四年（No. 17）鋳鉄の燈籠の外寛永六、延宝三、計九基

七）八旛藤崎宮　天和十四年（No. 58）一基

「ハチマン」を「八幡」と「八旛」と二様に刻むが「八旛」は慶長一、寛永一、寛文一、延宝一、天和一計五基で「八旛」の十五基に比して少ない。

江戸後期になると「藤崎宮」四基で他の社号は用いられていない。

細川氏入国以前の石燈籠は慶長九年の只一基で寛永以後の多数にして荘重なことに比べて異常の感がある。藤崎宮が勅願の社で、その造営は肥後国主の責任によつたという由緒から私の奉献をを許さなかつたのではあるまいか。又石燈籠建造の風習いまだ盛でなく、木造の燈籠で後に残らなかつたものか、戦国の統一にあたつて一面の障害となつた社寺に対する政治的圧迫が藤崎宮石燈籠にも反影したのか興味ある問題である。

石燈籠の銘文は寄進の趣意を表すが年代によって相違がある。寛永十四年　長岡大監物、橘是季寄進の燈籠には「祈仰奠奉為　太守越前守源朝臣忠利　武運長久　如意安全　所凝　丹誠如此」とあり、又同年寄進の沢村大学助吉重の願文は「右者肥豊大守細川忠利公源朝臣　幷　光利公二君祈武運長久及国家安寧御願者也」「さわむらたいがく」と自筆の願文が刻まれている。このように初期石燈籠は作の荘重さと相応して公の丹誠が祈りこめられている。しかし、後期になると「奉寄進　安政六巳未年八月吉日　篠原氏」（No. 24）と刻して願意をあらわしていない。作も荘重さを失つてかぼそくなつている。弘化三年　美作九平次寄進の石燈籠（No. 1・2）は第Ⅲ様式で全高四・四一米の荘大なもので一四五字の長文の願文が刻まれている。その趣意は祖先の敬神の事績をのべ「而頃歳家運再興畜産富殖　別創醸酒場　嗚呼幸福此如不在」これは「神助国恩之淫哉」であるので又この一燈を献じて恩に報い奉る。一に永く家門吉昌を祈つたもので「私の願意」が述べられている。このように初期の「公の願い」と後期に於ける「私の願い」との対照は第Ⅲ様

（石燈籠　第1表）

藤崎台に建造された石燈籠　（藤崎宮所在）　昭和36年1月調

番号	時代	年号	西紀	様式	寄進社	備考	位置
18	桃山	慶長 9	1604	ⅡA	藤崎宮	燈袋欠失。	祓所
23		寛永12	1635	ⅠA	藤崎八幡宮		南庭
60		〃 〃	〃	〃	藤崎宮	宝珠欠．燈袋に角石．共に後次。	北苑
12		〃 14	1637	ⅠB	〃	宝珠．笠．台座に蓮華を彫刻する。	祓所
13		〃 〃	〃	〃	八幡宮		〃
17		〃 〃	〃	〃	八幡藤崎宮	鉄鋳製。	〃
19		〃 〃	〃	ⅠA	藤崎宮		南庭
20		〃 〃	〃	〃	〃		〃
21		〃 〃	〃	〃	八幡藤崎宮	笠．燈袋台．台座は六角につくる。	〃
22		〃 〃	〃	ⅠB	〃		〃
44		〃 〃	〃	〃	（宮内庄）	宝珠を失う．銘長文。	藤井垣
45	江	〃 〃	〃	〃	〃		〃
46		〃 〃	〃	ⅡA	八幡藤崎宮	荘重な造り．刻文雄建。	〃
59		〃 〃	〃	ⅠA	〃		北苑
11		〃 15	1638	〃	〃		祓所
38		〃 〃	〃	〃	藤崎八旛宮		南鳥居
39	戸	〃 〃	〃	〃	藤崎八幡宮	No. 38とともに荘重な造り。	〃
47		〃 16	1639	〃	〃	室珠を失う。	藤井垣
24		正保 2	1645	〃	六所大明神		南庭
27		〃 〃	〃	〃	〃		〃
53		〃 〃	〃	〃	〃	宝珠欠失。	北苑
54	前	〃 〃	〃	〃	〃		〃
55		〃 〃	〃	〃	〃		〃
56		〃 〃	〃	〃	〃		〃
57		〃 〃	〃	ⅡA	〃	No. 46共に沢村大学寄進。	〃
3		慶安 2	1658	ⅠA		台座なし。	参道
4	期	〃	〃	〃			〃
5		〃	〃	〃			〃
6		〃	〃	〃			〃
7		〃	〃	〃			〃
8		〃	〃	〃			〃
9		〃	〃	〃			〃
14		〃	〃	〃			祓所
16		〃	〃	〃			〃
37		寛文12	1672	〃	八旛宮	宝珠を失う。	南庭
15		延宝 3	1675	〃	八幡宮		祓所
30		〃 〃	〃	ⅠB	八幡藤崎宮	燈袋六角体。	南庭
31		〃 〃	〃	〃	〃		〃
36		〃 〃	〃	ⅠA	八旛宮	宝珠を失う。	〃
10		〃 9	1681	ⅠC	八幡宮		祓所
25		〃 〃	〃	〃	八幡藤崎宮	燈袋に二つの斧を交叉した家紋。	南庭
61		〃 〃	〃	ⅠA			北鳥居
62		〃 〃	〃	〃			〃
58		天和 4	1684	〃	八旛藤崎宮	宝珠欠失。	北苑
26	江	貞享 5	1688	〃			南庭
32	戸	宝永 2	1705	〃	藤崎宮		〃
33	中	〃 〃	〃	〃	〃	燈袋．同座を失う。	〃
67	期	〃 〃	〃	〃	〃	竿石のみ。	能楽堂裏
68		安永 4	1775	〃		竿石のみ。	藤井垣
48		〃 9	1780	〃			〃
49		文化14	1817	Ⅲ		柱の反り強く技巧の造り。	〃
50		〃 〃	〃	〃			〃
64		文政12	1829	〃			日田社
63		〃 13	1830	〃			〃
1		弘文 3	1846	〃	藤崎宮		参道
2	江	〃 〃	〃	〃	〃		〃
40	戸	嘉永 3	1850	ⅠA		笠を失う。	藤井垣
51		安政 2	1855	Ⅲ			〃
43	後	〃 6	1859	〃			〃
35		文久元	1861	ⅡA		台座なし。	南庭
52	期	〃 2	1862	雪見型			北苑
28		元治元	1864	Ⅲ			南庭
29		〃 〃	〃	〃			〃
41		慶応 2	1866	ⅠA			藤井垣
42		〃 〃	〃	ⅡB			〃
65		〃 〃	〃	〃			北苑
34		〃 3	1867	ⅠA		宝珠を失う。	南庭

式の発生とも呼応するものである。

石燈籠個別概記

No. 1　参道　2と一対

建造　一八四六年か

様式　Ⅲ類　全高四・四一米、三段の石築基壇の上に基礎をすえる。

銘文　高さ〇・九三米の下広撥型竿に三行に刻む。

為報恩　藤崎宮奉寄進　国家安全　五穀成熟

（石燈籠　第2表）

藤崎台に建造された石燈籠の年代と様式

年代	年号	ⅠA	ⅠB	ⅠC	ⅡA	ⅡB	Ⅲ	その他	計
桃山	慶長				1				1
江戸前期	寛永	10	6		1				17
	正保	6			1				7
	慶安	9							9
	寛文	1							1
	延宝	4	2	2					8
	小計	30	8	2	2				42
江戸中期	天和	1							1
	貞享	1							1
	宝永	2							2
	安永	1							1
	小計	5							5
江戸後期	文化						2		2
	文政						2		2
	弘文						2		2
	嘉永	1							1
	安政						2		2
	文久				1			1	2
	元治						2		2
	慶応	2				2			4
明治	明治					1			1
	小計	3			1	3	10	1	18
	合計	38	2	8	2	3	10	1	66

附記　この他に銘文ある柱石2がある　宝永1.
安永1.ともにⅠA　である。

No. 2　参道　1と対

建造　一八四六年

様式　I類　No. 1に同じ

銘文　竿の正面に「為報恩」とあり左側面より背面にわたり十六行の長文が刻まれる。

「延宝七年祖美作八郎兵衛献石燈二基　五燈道五十余間　元禄十三年祖八右衛門烝奉祭祀季行司且家族但扈于　幸與鹵簿　天保五年九百廿五年祭余亦献石燈一隻　弘化三年九月　花殿祝宴賜爵上下余又奉其行司後賞賜銀而頃歳家運再興畜産富殖別創醸酒場　嗚呼幸福此如不在乎　神助国恩之淀哉故又立此一燈併為雙基□奉報恩之一永祈家門吉昌　弘化三年十二月吉

美作九平次

No. 3　参道

建設　慶安三年か

第68図　No. 2

様式　Ⅰ類A式　現高二・六八米、基礎を失う、火袋に「丸に立沢瀉」を透彫にする。

銘文　高さ一・三九米の角竿に刻む。「京町一丁目…」（以下土中）

No. 4・5　参道一対

建設　慶安二年（一六五八）

様式　Ⅰ類A式　全高三・一五米、火袋に「丸に立沢瀉」紋を透彫にする。

銘文　高さ一、三六の角竿に刻む、「奉寄進石燈籠　慶安二年己丑九月十一日造　新座」

No. 6・7　一対　参道

No. 4 と同じ

No. 8・9　一対　参道

No. 4 と同じ

No. 10　祓所周辺

建設　延宝九年（一六八一）

様式　Ⅰ類C式　No. 25と同型、全高二、九五米、笠、火袋、中台は六角、竿は円柱、笠端に蕨手を刻出する。

銘文　高さ一・一米の円柱の中央にめぐらす三条帯の上下に刻む。「八幡宮奉寄進石燈籠　延宝九天八月良辰　陳半右衛門尉安正　陳佐次右衛門尉安勝」

No. 11　祓所周辺　No. 19 と一対

建造　寛永十五年（一六三八）

様式　Ⅰ類A式　全高三・二六米、火袋は中張り四角で九耀紋を透す。荘重の作。

銘文　長一・三七五米の四角竿石の一面三行に刻む。「八幡藤崎宮　奉寄進燈籠　祈尊奉為　……　国主武運長久安全如此

寛永十五年八月吉祥日　〇〇〇左衛門尉吉隆」

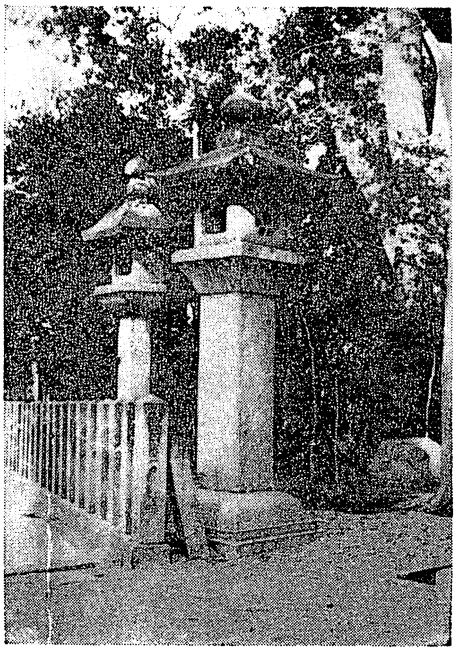

第69図　No. 12.　No. 11

No. 12　祓所周辺　No. 20 と一対

建造　寛永二十四年（一六三七）

様式　Ⅰ類B式　宝珠座に請花、六角笠に反花、基礎に反花を刻出する。全高三、七米で荘重、火袋は四角に丸を透す。

銘文　長さ一、四六米の六角竿石に刻む。「藤崎宮奉寄進燈籠　所仰僉　奉為　太守源府君細川忠利武運長久　如意安全所凝丹誠如此　寛永十四丁丑年孟秋吉辰　長岡勘解由左衛門尉藤原延之敬白」

No. 13　祓所周辺

建造　寛永十四年（一六三四）

様式　Ⅰ類A式　全高三、五五米、火袋に三日月、三つ丸の透しがある。

銘文　長さ一、五一米四角竿の一面に刻む。「八幡宮奉寄進　奉為国家安全　寛永十四年十一月吉辰　清田石見守乗栄敬白」

No. 14　祓所周辺　No. 4 と同型

建造　慶安二年（一六五八）

様式　Ⅰ類A式　全高三、三米、火袋に日月の透窓。No. 4 と同型

銘文　長さ一、三五米の四角竿石の一面に刻む。「奉寄進石燈籠　慶安二年己丑九月十一日造　新座」

No. 15　祓所周辺

建造　延宝三年（一五七五）

様式　Ⅰ類A式　全高二、六米、笠に蕨手、中台に請花を刻出する。火袋に円と月窓を透す。基礎は饅頭型

銘文　長さ一、一米四角竿石の一面に刻む。「藤崎宮奉寄進石燈籠　和光同塵、相成道　延宝三乙卯年竹秋神吉日□敬営之□‥」

No. 16　祓所周辺　No. 4 と同型

建造　慶安二年（一六五八）

様式　Ⅰ類A式　No. 4 と同型、全高三、二米火袋は中張りの四角に連子の透しがある。

銘文　長さ一、三五米の四角竿石の一面に刻む。「奉寄進石燈籠　慶安二年乙丑九月十一日造　新座」

No. 17　祓所周辺

建造　寛永十四年（一六三七）

様式　Ⅰ類B式　鋳鉄　全高二、七米八つに分鋳して接合する。火袋は格子透しとなる。

銘文　三段に分鋳して接合した長さ一、四五米の六角竿柱の一面に鋳出している。「八幡藤崎宮奉寄進燈籠　所仰冥　奉為府君源府君細川忠利武運長久　如意安全所凝丹誠如此　寛永十四丁丑年孟秋吉辰　長岡佐渡守豊臣興長敬白」

No. 18　祓所周辺

建造　慶長九年（一六〇四）

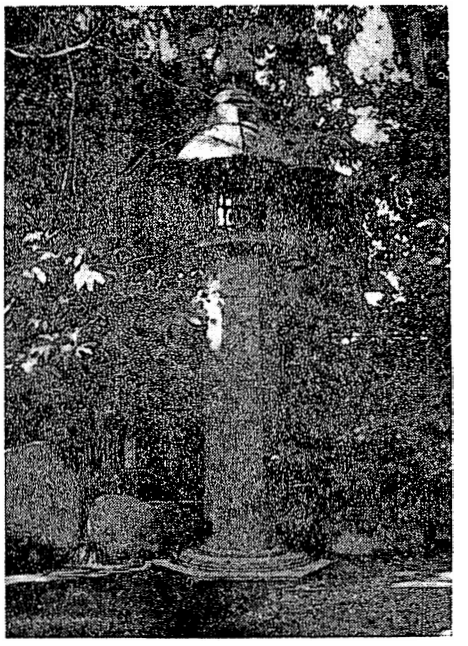

第70図　No. 17

第71図　No. 16.　No. 18.

様式　Ⅱ類A式の火袋部位が折損したものであろう。現高一、一米、笠の棟は珠をつくらない。凝灰岩製である。基礎は島崎石で頭初のものではあるまい。

銘文　竿石断面矩形の広い面と左右側面に刻む。「□旛宮　願主　芦九太夫　[重]吉　慶長九年甲辰八月彼岸」

No. 19　南　庭

建造　寛永十五年

様式　Ⅰ類A式　No. 11と対となる。

銘文　「八幡藤崎宮奉寄附燈籠　所仰僉　奉為　太守源府君細川忠利長子光利武運長久　如意安全所凝精誠如此　寛永十五年三月大吉辰　平野弥次君衛門尉平長知敬白」

No. 20　南　庭

建造　寛永十四年（一六三七）

様式　Ⅰ類Ａ式　No.12と一対

銘文　「藤崎宮奉寄附燈籠　所仰奠　奉為　太守源府君細川忠利長子光利武運長久　如意安全所凝精誠如此　寛永十四年丑年孟秋吉辰　長岡……敬白」　奉納者は長岡以下詳らかでないが、No.12と同人であろう。

No.21　南　庭

建造　寛永十四年（一六三七）

様式　Ⅰ類Ａ式　全高三、八五米、笠、中台、基礎は六角に、火燈と竿は四角につくる。この組合せが頭初のものであるかどうか詳らかでない。火袋に「五つ星」の透し窓がある。

銘文　長さ一、六八米の四角柱の一面に刻む。「八幡藤崎宮奉寄進燈籠　所仰奠　奉為　太守越前守源朝臣忠利武運長久　如意安全所凝丹誠如此　寛永十四丁丑年孟秋吉辰　長岡大監物橘是季敬白」

No.22　南　庭

建造　寛永年代か

様式　Ⅰ類Ｂ式　全高二、三八米、宝珠は二層、笠と竿は六角、中台と基礎は円である。四角の火袋に「丸に剣花菱」をきざむ、竿は上下逆になつている。

銘文　六角柱の一面に「八幡藤崎宮……」が逆さとなつている。

No.23　南　庭

建造　寛永十二年（一六三五）

様式　Ⅰ類Ａ式　現高二、九八米、竿（上巾三六、五糎、下巾四一、五糎）は下広の梯型となる。宝珠欠失。

銘文　長さ一、三米の竿の一面に刻む。「藤崎八幡宮　奉寄附燈籠　寛永十二年十一月吉辰　南条左衛門尉元信」

No.24　南　庭

建造　正保二年（一六四五）

様式　Ⅰ類A式　全高三、一七米、四角の火袋に「飛鳳凰」紋が線刻されている。

銘文　長さ一、三米の梯型竿の一面に刻まれている。「六所大明神奉寄進　源朝臣細川光尚　仰奠　国家安全　武運長久　正保二年乙酉七月吉辰　長岡佐渡守[豊][臣]興長敬白」

No. 25　南　庭

建造　延宝九年か

様式　Ⅰ類C式　全高三、〇米、六角笠に蕨手を彫出し、円柱に三条の帯をめぐらす、No. 10と同型で一対となるものであろう。六角火袋に「違い鉞」の家紋が刻まれている。

銘文　「八幡藤崎宮奉寄進燈籠……正月吉祥日」の文字が読まれるが様式がNo. 10と全く同型であるので陣佐氏であろう。

No. 26　南　庭

建造　貞享五年（一六八八）

様式　Ⅰ類A式　全高三、三米　火袋に「隅切り角に二本」の家紋が透かされている。

銘文　長さ一、三三米の角柱の一面に刻まれている。「奉寄進　貞享五戊辰七月吉日　岩越惣右衛門重治」

No. 27　南　庭

建造　正保二年（一六四五）

様式　Ⅰ類A式　火袋は中はり四角に日月の透しがある。竿は梯型の下巾広

銘文　長さ一、二九米角柱の一面に刻む。「六所大明神奉寄進　源朝臣細川光尚　仰奠　国家安全　武運長久　正保二年乙酉七月吉辰　長岡佐渡守豊臣興長敬白」　No. 24と同人の奉納であるが火袋が同型でない。

No.28　南　庭

建造　元治元年（一八六四）

様式　Ⅲ類　全高二、三三米、笠四隅の蕨手は大きく渦巻となり、火袋に日月をすかし、中台の上面が高く独楽型となり、竿は撥型に反り基礎の下に更に壇を加えている。

銘文　長さ七二糎の竿石の一面に刻む。「奉寄進　元治元年子月吉日　沼田」

No.29　南　庭　No.28と一対となる。

No.30　南　庭

建造　延宝三年（一六七五）

様式　Ⅰ類B式　全高二、八四米、笠の六角端の反り強く、火袋は六角体となる。基礎を失い、請花ある宝珠が転落している。

銘文　長さ一、二八米の六角柱の三面に刻む。「奉寄進　八幡藤崎宮御宝前　延宝三乙卯五月吉祥日　米田助右衛門尉橘是正」

No.31　南　庭　No.30と一対

No.32　南　庭

建造　宝永二年（一七〇五）

様式　Ⅰ類A式　全高二、一四米、火袋に「丸に三つ鱗」の紋所を刻む、竿はやゝ梯形となる。

銘文　竿石の一面に刻む。「藤崎宮　奉寄進石燈檠　宝永酉年正月　木村半平豊持」

No.33　南　庭

建造　宝永年間か

様式　No.32と一対となるものであろうが、火袋、中台を失っている。No.32と一対

銘文　長さ九三糎、梯型竿石の一面に刻む、「藤崎宮　奉寄進石燈檠　[宝]永[三]……」

No.34　南　庭

建造　慶応三年（一八六七）

様式　Ⅰ類A式　現高一、五五米、宝珠を失う。

銘文　高さ七〇糎の竿石二面に刻む。「奉寄進　小倉出張御番方　五番組　慶応三丁卯五月吉辰」

No.35　南　庭

建造　文久元年（一八六一）

様式　Ⅱ類A式　現高一、三米であるが竿石下が埋っている。宝珠は笠と一石に彫む。火袋は竿の上位に穿つ、基礎を失う。

銘文　二面に刻む。中村以下は土中に歿している。「献燈　中村……　中村……　中村……　文久元年八月吉日」

No.36　南　庭

建造　延宝年間

様式　Ⅰ類A式　現高二、〇七米　宝珠を失い火袋は小さいよせ集めである。

銘文　高さ一、〇二米の梯形四角竿の一面に刻む。「八幡」を「八旛」とかく。「八旛宮　奉敬石燈籠　九拝　延宝□□□……」

氏名明かでない。

No.37　南　庭

建造　寛文十二年（一六七二）

様式　Ⅰ類A式　現高一、九四米、宝珠を失う。笠端に蕨手を出し、火袋は丸、竿は梯形。

銘文　長さ一、〇米の竿の一面に三行に刻む。「八旛宮　奉寄進石燈籠一基祈所　寛文十二壬子年六月□□　願主酉申歳男　藤原朝臣昌良敬白」

No.38　南鳥居西側

建造　寛永十五年（一六三八）

様式　Ⅰ類A式　全高三、八米、荘重な作、火袋に「下り藤」の藤崎宮神紋を刻む。

銘文　高さ一、五八米の梯形竿石の一面に刻む。「藤崎八旛宮　奉寄進燈籠　寛永十五年　霜月吉辰　氏家志摩守元高」

No.39　南鳥居東側

建造　寛永十五年（一六三八）

様式　Ⅰ類A式　全高四、〇二米の最も荘重、角に面とりをほどこし入念な作である。火袋に「分銅」の家紋をすかし、基礎は三段につくる。

銘文　高さ一、五二米やゝ梯形となる竿石の一面に三行に刻む。「八幡宮奉寄進燈籠　所仰奠　奉為　太守　細川越中守源朝臣忠利同長子肥後守光利武運長久　如意安全所凝丹誠如此　寛永十五戊寅年　二月吉祥日　三淵内匠頭昭正敬白」

No.40　藤井垣社周辺

建造　嘉永三年（一八五〇）

様式　Ⅰ類A式　笠石が落ちている、宝珠台に格狭間をきざむ。

銘文　長さ八五、五糎の四角竿石の一面に刻む。「奉寄進　嘉永三年十二月吉日　中村内」

No.41　藤井垣社周辺

建造　慶応二年（一八六六）

様式　Ⅰ類A式　全高一、八米、宝珠は大きすぎる、別のものか。

銘文　長さ七七糎梯型の竿石二面に刻む。「奉寄進　慶応二年丙寅十一月吉日　続小介英昌　母　栄寿院」

No.42　藤井垣社周辺

建造　慶応二年（一八六六）

様式　Ⅱ類B式　竿石の上位に火袋を穿つた簡単な式である。高さ一・五八米。

銘文　角竿一面に刻む。「奉寄進　慶応丙寅稔仲秋佳辰　山県国幸」

No.43　藤井垣社周辺

建造　安政六年（一八五九）

様式　Ⅲ類　全高一・六七米、竿石は撥型に反る。

銘文　長さ六六糎の竿石の二面に刻む。「奉寄進　安政六年己未年八月吉日　篠原氏」

No.44　藤井垣社周辺

建造　寛永十四年（一六三七）

様式　Ⅰ類B式　宝珠を失う、現高二・七三米、笠は反り少く丸味をおび、火袋に角丸の透しがある。No.45と一対のもの。

銘文　長一・四四米の六角柱の一面に三行長文が刻まれているが石面が腐蝕して詳でない。「奉寄附　肥後州飽田郡宮内庄……右之意趣者細川……朝臣長子光利公武運剛健而……永存……願主志水伯耆守源元五　保正母　寛永十四年八月十三日敬白」

No.45　藤井垣社周辺　No.44と一対となる。

銘文　「奉寄附肥後州飽田郡宮内庄……右之意趣者当国国主細川越中大守……君臣水乳之……　願主志水伯耆守源元五敬白　寛永十四丁丑年八月十三日」

No.46　藤井垣社周辺

建造　寛永十四年（一六三七）

様式　Ⅱ類A式　全高三・一米、高さ一・八六米、巾四九糎の竿石と宝珠、無反りの笠石、基礎の重厚さとよく調和して荘重の作である。火袋は竿の上位に穿つが左側面には「丸に三つ鱗」右側面には「丸に一つ鱗」の家紋が透かされている。

銘文　正面と左右の三面に刻まれているが、力強い行書体で願主沢村大学助吉重自筆であろう。

正面「願主細川臣若州高浜産　沢村大学助吉敬白　干時寛永十四丁丑年八月良辰」

右面「八幡藤崎宮御神前奉寄進石燈炉一基右者肥豊之両州太守細川忠利公　源朝臣並光利公二君奉祈武運長久　国家安寧御願者也」（四行）

左面「さはむらたいがく」

第72図　No. 47.

No. 47　藤井垣社周辺

建造　寛永十六年（一六三九）

様式　Ⅰ類A式　宝珠を失う、現高一・七米、宝珠を失う、火袋に「三つの銀杏」の家紋がある。

銘文　高さ九七糎梯型の竿石一面三行に刻む。「奉献藤崎八幡宮御宝前　寛永十六年五月吉祥　続次大夫重時之造」

No. 48　藤井垣社

建造　安永九年（一七八〇）

様式　Ⅰ類A式　全高二・二三米、笠は薄くなつて反り強く基礎上面に叩文を施す。江戸前期の重厚さはすでになく、か弱い作となつている。

銘文　高さ六一糎の四角竿石の一面に刻る。「奉寄進　常夜燈　安永九年庚子九月吉日　田中氏」

No.49　藤井垣社周辺　**No.50**と一対

建造　文化十四年（一八一七）

様式　Ⅲ類　全高三・〇五米、火袋は球形となり、竿は反り強い撥型、基礎の下に二段の石築壇が加わつている。

銘文　高さ九三糎の竿石に刻む。「文化十四丁丑歳初夏吉辰」とあるだけで施主の名をあらわしていない。

No.50　**No.49**と並ぶ一対である。

No.51　藤井垣社前

建造　安政二年（一八五五）

様式　Ⅲ類　全高一・六米

銘文　撥型竿石（長さ五六糎）の三面に刻む。「奉寄進　安永二年乙卯十一月吉辰　京二丁目　油屋恒次郎」

No.52　北神苑

建造　文久二年（一八六二）

様式　雪見燈籠　全高二・一米、宝珠は円の二重で笠石と一石彫成、笠石は丸く独楽型、火袋は球で日月を透す。中台は上下にふくらみをもち、四脚の台は弧状となり面とりして叩方を施し、四角基礎にのつている。

銘文　四脚台に一区をとり横に並べ五行に刻む。「文久二年五月建立　美作宗吾　山木源二　山本敬太郎」

No.53　北神苑

建造　正保二年（一六四五）

様式　I高A　現高二・七五、宝珠の珠が欠失、火袋にふくらみがあり「九耀」紋をすかしている。竿は梯形。

銘文　高さ一・二九米の竿石一面に刻む。「六所大明神　奉寄進　源朝臣細川光尚　仰冀　国家安全　武運長久　正保二年乙酉七月吉辰　有吉平吉橘英安敬白」

No.54　北神苑　No.43と一対

No.55　北神苑　No.43と同型

銘文　「奉寄進　六所大明神御宝前　仰冀　国守　祈処　武運長久　家門吉祥　正保弐乙酉年九月吉辰　長岡大監物橘是季敬白」

No.56　北神苑　No.55と一対となるせので銘文も同一である。

No.57　北神苑

建造　正保二年（一六四五）

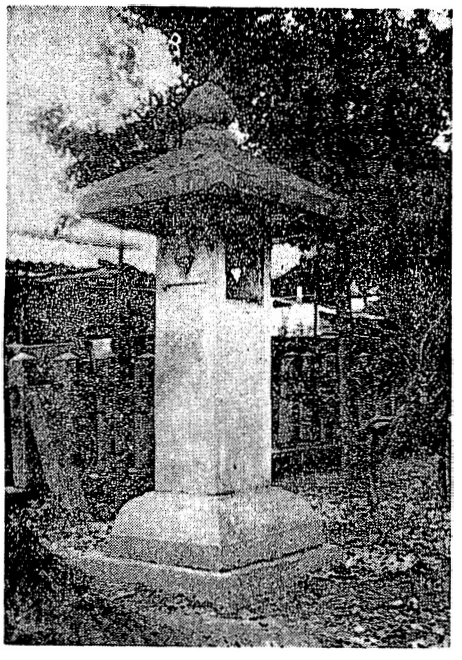

第73図　No.57.

様式　Ⅱ類A式　全高二・三米、No.46を少し小さくした形状である。火袋両側に「丸に三つ鱗」紋所をきざむ。

銘文　正面三行にきざむ。「六所大明神　御宝前　奉祝献燈籠　正保乙酉第二暦九月如意珠目　若州之住人　沢村大学助吉重敬白」

No.58　北神苑

建造　天和四年（一六八四）

様式　Ⅰ類A式　宝珠の珠を欠く、現高二・九二米、火袋ははりをもち「五つ銀杏」の紋所を刻む、竿は少し梯型、基礎は四角である。

銘文　高さ一・三一米の竿石一面三行に刻む。「八幡藤崎宮　奉寄進燈籠　天和四甲子年正月吉日　脇坂伊左衛門安貞」

No.59　北神苑

建造　寛永十四年（一六三七）

様式　Ⅰ類A式　現高三・一四米、火袋は小さい、他のものであろう。竿は梯型

銘文　高さ一・三米の竿石一面三行に刻む、「八幡藤崎宮　奉寄進燈籠　寛永十五年三月吉祥日　道家帯刀一成」

No.60　北神苑

建造　寛永十二年（一六三五）

様式　Ⅰ類A型　現高二・九六米、宝珠の珠を欠き、火袋には四角石をおく、笠は反の強い六角で、ともに頭初のものではない。

銘文　高さ一・二八米の四角竿一面三行に刻む、「奉寄附藤崎宮燈籠　奉祈越中太守長男源光利公運命長久如意円満御願旨如件

寛永十二年九月吉日　□□□□□」

No.61　北鳥居東側

建造　延宝九年（一六八一）

様式　Ⅰ類A式　全高三・二八米、火袋のすかし窓は日月

銘文　高さ一・二八米の四角竿石一面三行に刻む、「奉寄進　延宝九年三月吉日　山名十左衛門重澄敬白」

No. 62　北鳥居西側　**No. 61** と一対となる。

No. 63　北神苑　日田社前

建造　文政十三年（一八三〇）

様式　Ⅲ類　全高一・七七米、宝珠座に「剣頭花形須浜」の家紋を刻む。薄手、反り強く、きやしやな作りである。

銘文　撥型竿二面に刻む。「奉献　財津儀左衛門永郁　文政十三年庚寅五月吉日」

No. 64　北神苑　日田社前　**No. 63** と同型

銘文　「奉献　財津権三郎永遠　文政十二季己丑六月吉辰」

No. 65　北神苑菅原社側

建設　慶応二年（一八六六）

様式　Ⅱ類B式　高さ七五糎の四角竿の上位に火袋を穿つ。

銘文　「献燈　慶応二年寅八月　藤崎（以下土中）」

No. 66　社務所裏入口の庭

建造　江戸中期

様式　雪見燈籠　全高一・三四米、灰石を用い宝珠は饅頭型の笠と一石彫成、火袋は六角で日月・斜め格子を刻む、竿は円で下広で安定する。基礎円座。

銘文　なし

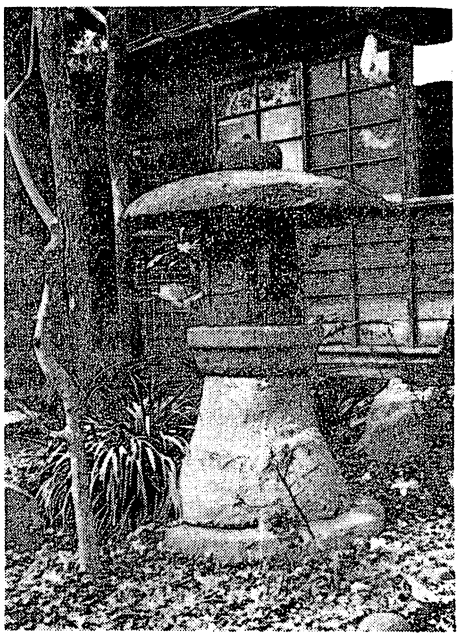

第74図　No. 66

No. 67　能楽堂東裏の廃材石の堆積中に宝珠笠、中台、基礎など数箇がある。そのなかに銘文ある竿石が横たわっている。長九〇糎、巾二九糎の四角柱である。

銘文　「藤崎宮　奉寄進石燈檠　宝永酉正月　木村半平豊持」宝永酉年は二年（一七〇五）である。

この竿石は No. 32 と一対となるものであろう。

No. 68　藤井垣社周辺に倒れている竿石は長さ七五糎、巾二一糎の四角、銘文がある。

銘文　「奉寄進　安永四乙未年八月日　山形辰之丞常明」

五、水　鉢

水船、石船、水盤ともよばれるもので、藤崎宮祓所に位置する。灰石を用い、側辺の長い六角形で長径一三八糎、下つぼまりとなっている。ほゞ中央に六角形の水穴をを二段に穿つ、径九〇糎、深さ一五糎、銘文はない、素朴な作で至徳三年（一三八六）の若宮八幡宮（京都）の水盤に類型がみられる。〔注〕

〔注〕石造美術　川勝政太郎著　二〇八頁。

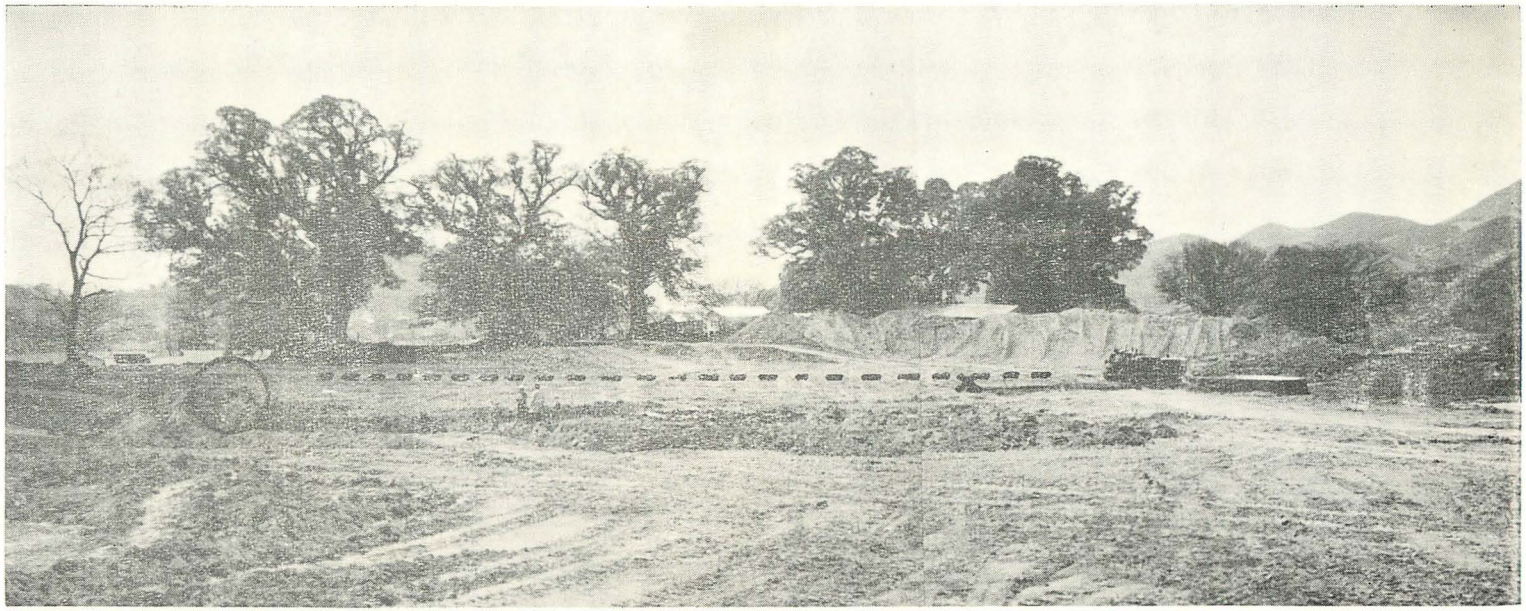

図版１　藤崎宮址　○本殿址　×経蔵址　･･･ ･･･ 兵舎礎列　（北方より）

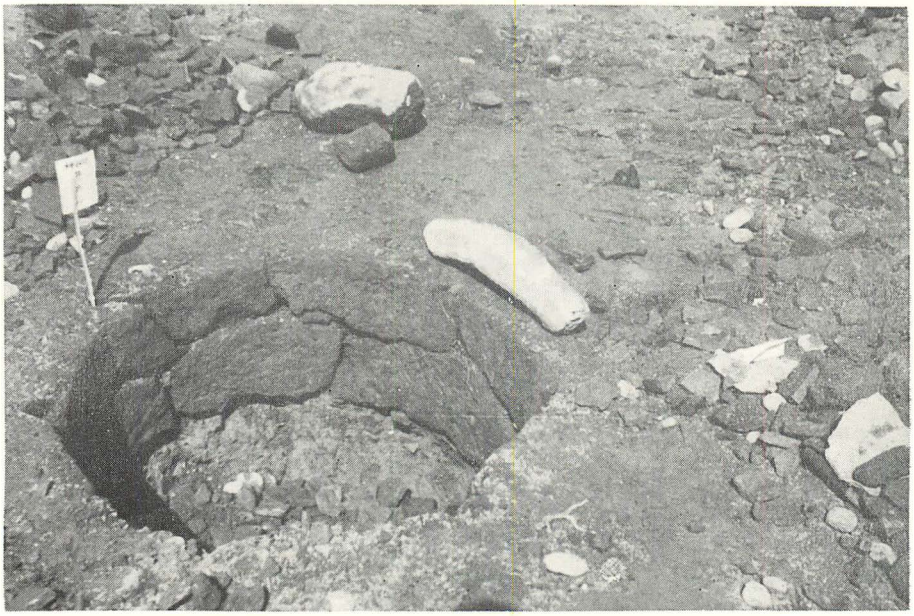

図版2　　南の井戸

図版3　　北の井戸

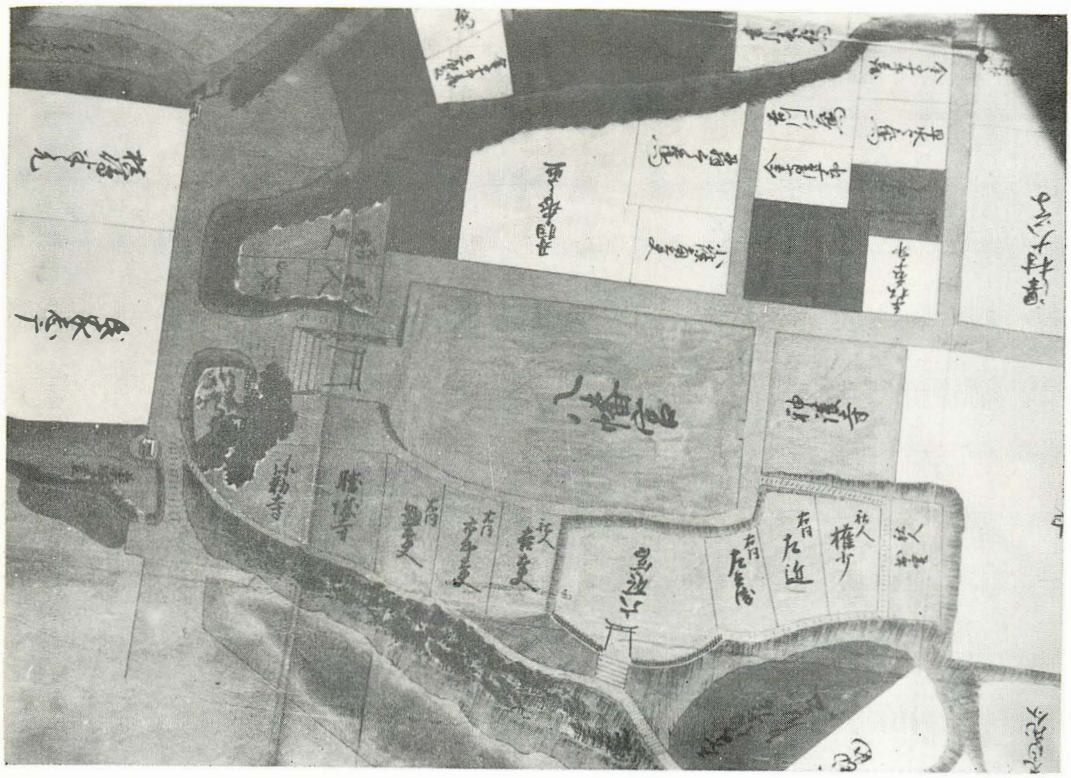

図版 4　　明暦前後の藤崎台（二ノ丸絵図 177cm × 262cm）

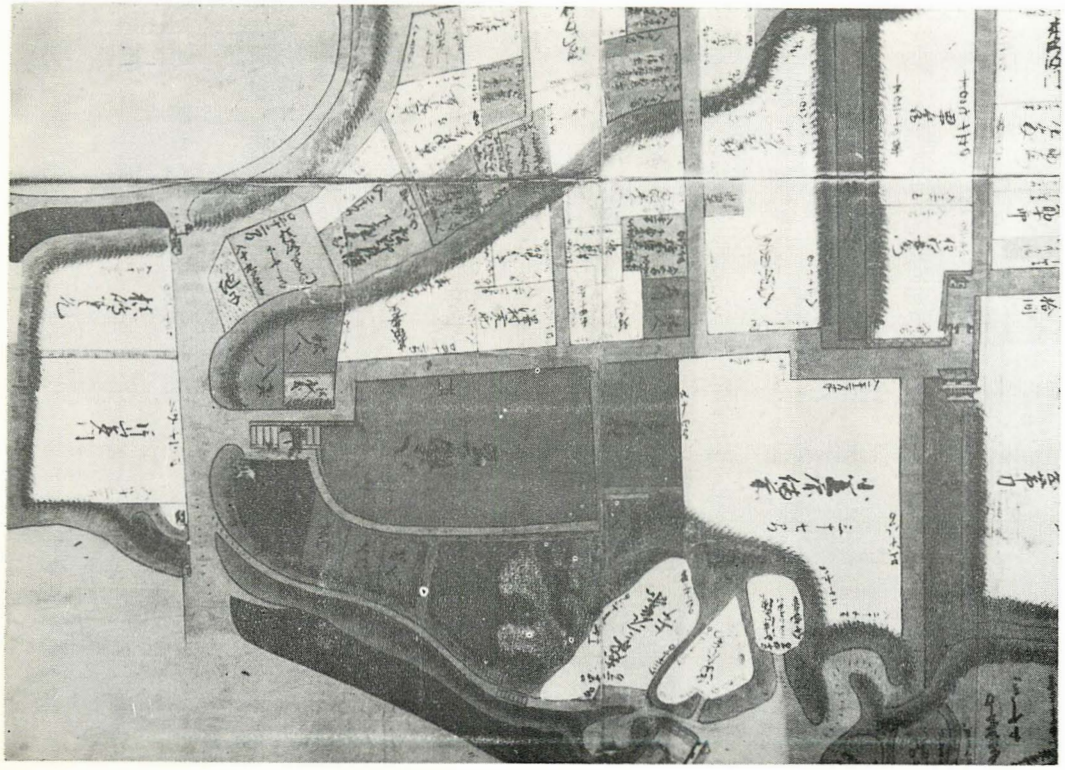

図版 5　　宝暦10年迄の藤崎台　（二ノ丸絵図93cm × 147cm）

図版 6　　藤崎台東南隅の石畳南側石積み状態

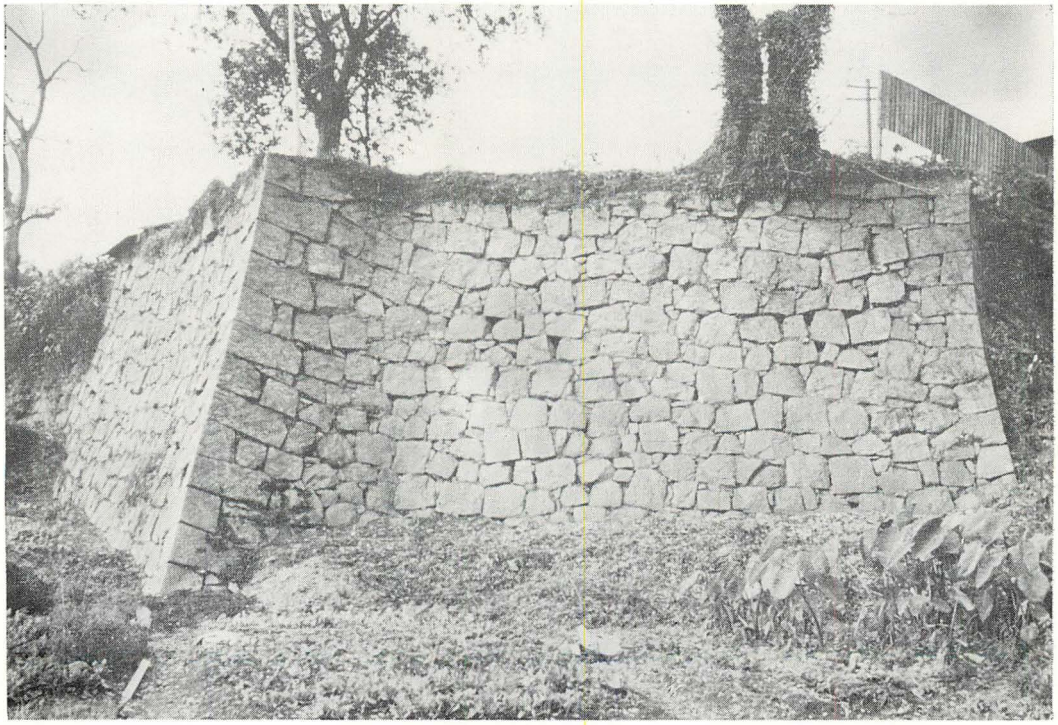

図版 7　　同上　稜角と東側石積み状態

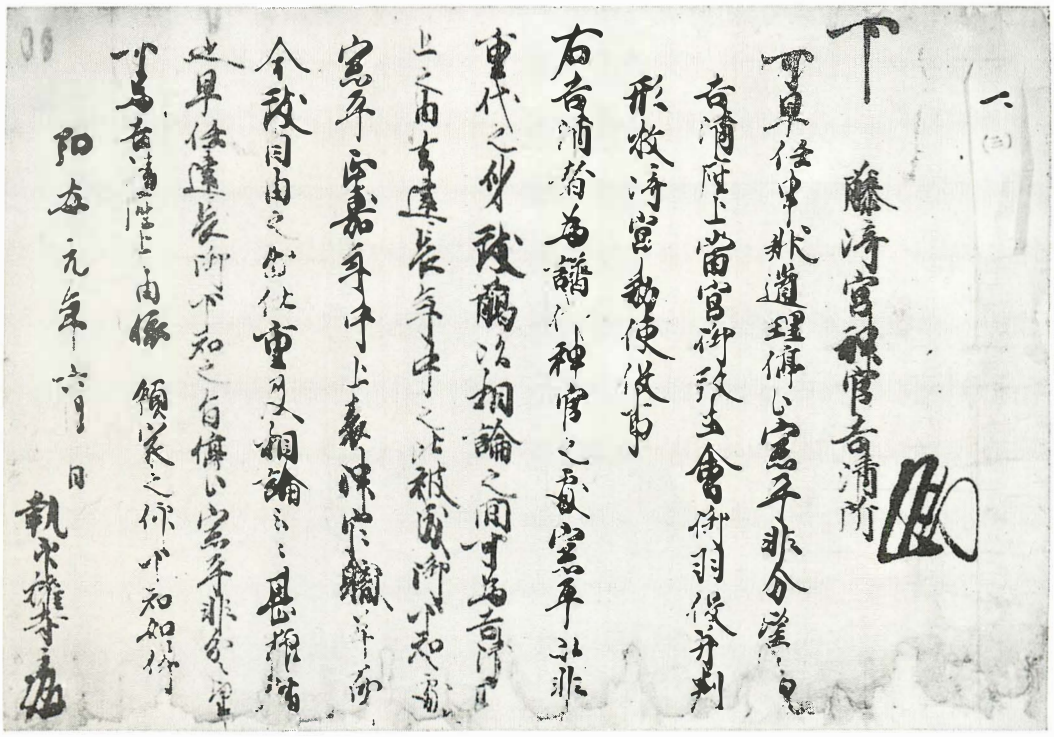

図版8　藤崎社領家下文

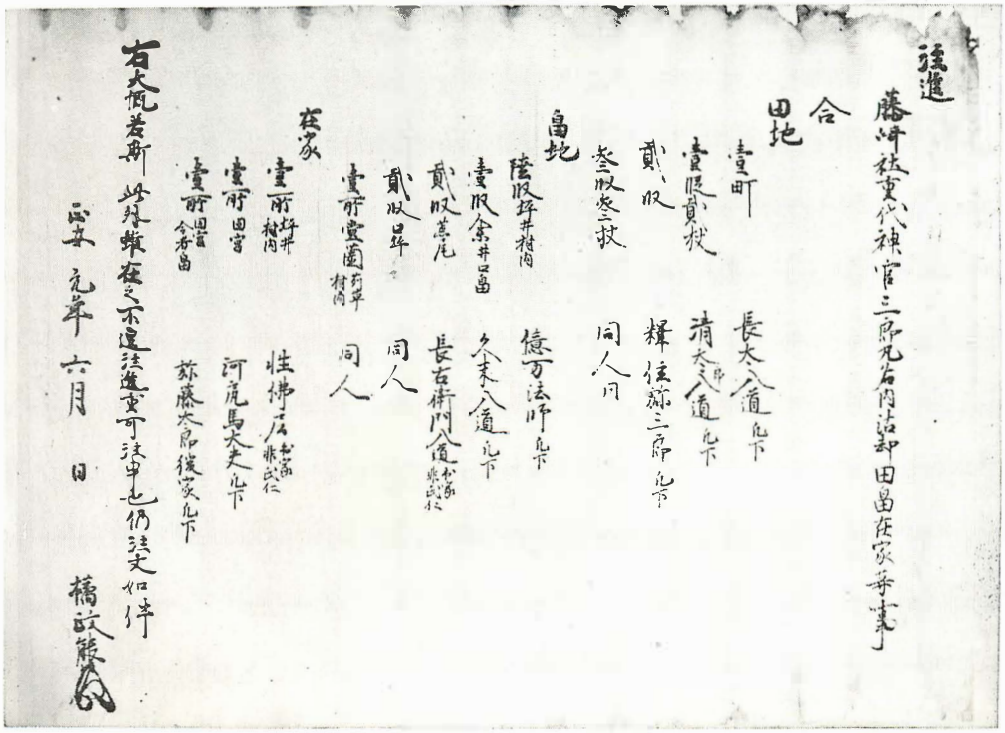

図版9　橘政能注進状

図版10　　木造僧形八幡神坐像

図版11　木造女神坐像

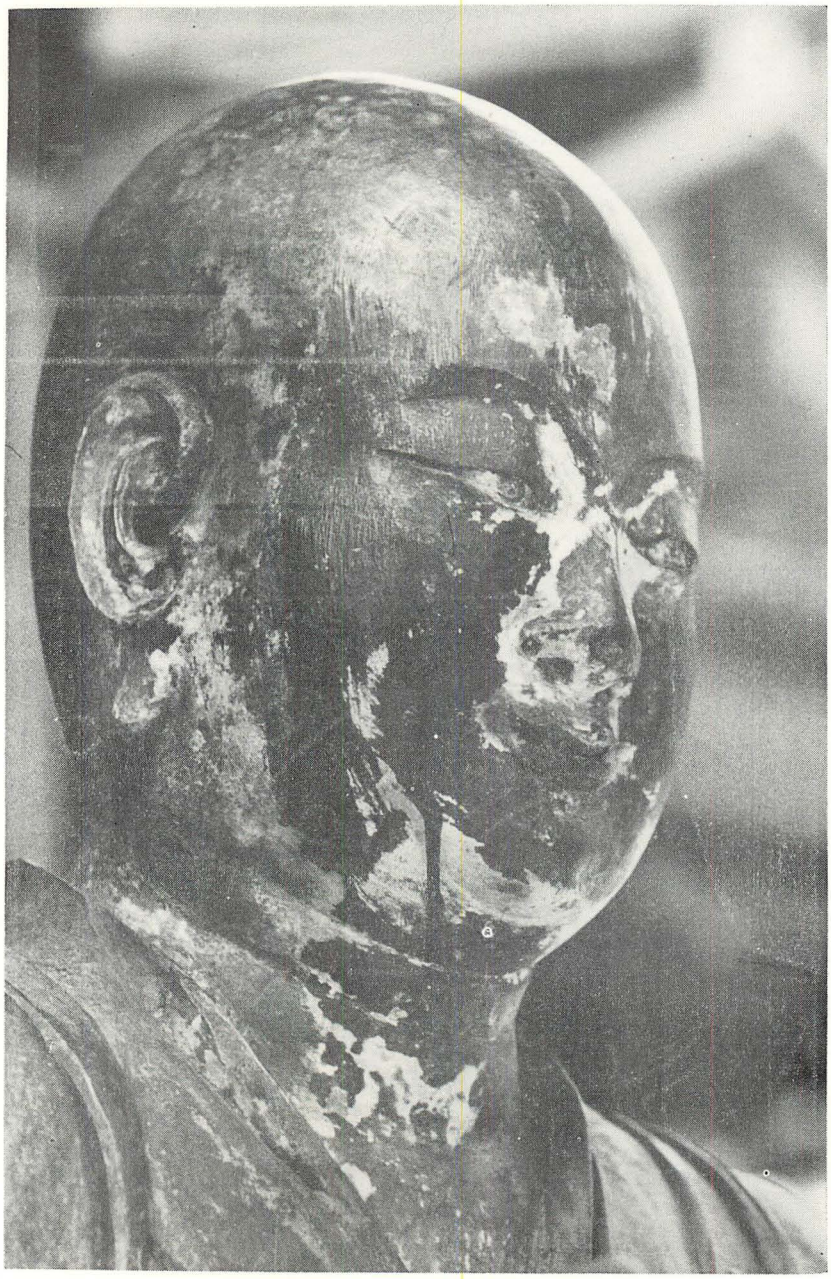

図版12　　木造僧形八幡神坐像（部分）

圖版 13　　木 造 女 神 坐 像（部分）

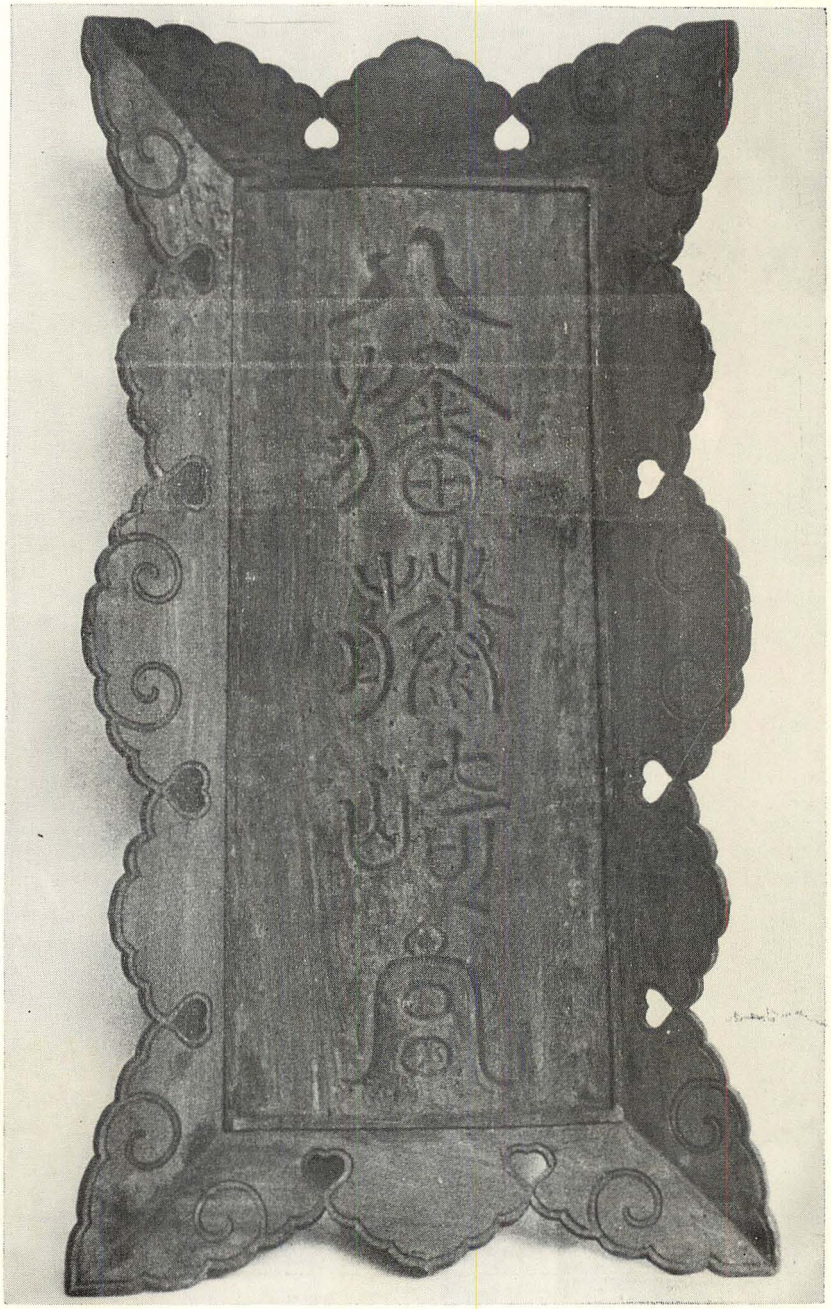

図版14　後奈良天皇御筆木造扁額

昭和三十六年三月十日印刷
昭和三十六年三月十五日発行

熊本県文化財調査報告　第二集

編集発行　熊本県教育委員会
印　刷　秀版印刷株式会社

この電子書籍は、熊本県文化財調査報告第 2 集を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会と図書館、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：熊本県文化財調査報告 藤崎台
発行：熊本県教育委員会
〒862-8609　熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話：　096-383-1111
URL：http://www.pref.kumamoto.jp/
電子書籍制作日：2016 年 3 月 31 日